損保ジャパン記念財団叢書 No. 78

第１１回（平成２１年度）

損保ジャパン記念財団賞
受賞者記念講演録

記念講演

著書部門

『チャリティとイギリス近代』

京都大学大学院文学研究科　准教授

金澤　周作

シンポジウム

『「新たな公共」としての社会福祉の創造

－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－』

コーディネーター：白澤　政和（大阪市立大学大学院教授）
パ ネ リ ス ト　：小林　良二（東洋大学社会学部教授）
（順不同）　早瀬　　昇（大阪ボランティア協会常務理事）
山岡　義典（日本ＮＰＯセンター代表理事）
川北　秀人（ＩＩＨＯＥ代表者）
コメンテーター　：金澤　周作（京都大学大学院文学研究科准教授）

（敬称略）

＊日時＊平成２２年７月１０日（土）　午後１時より

＊場所＊グランドアーク半蔵門３階会議室「華の間」

平成２３年　３月

財団法人　損保ジャパン記念財団

目　　次

１．主催者挨拶
財団法人損保ジャパン記念財団　　専務理事　髙宮　洋一　……1

２．審査委員長挨拶
損保ジャパン記念財団賞　　審査委員長 白澤　政和　……3

３．記念講演録

『チャリティとイギリス近代』
京都大学大学院文学研究科　准教授
金澤　周作　……5

資　　料（受賞者記念講演会資料集）　……17

４．シンポジウム
『「新たな公共」としての社会福祉の創造
既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－』　……33
コーディネーター：白澤　政和　（大阪市立大学大学院教授）
パ ネ リ ス ト　：小林　良二　（東洋大学社会学部教授）
（順不同）　早瀬　　昇　（大阪ボランティア協会常務理事）
山岡　義典　（日本ＮＰＯセンター代表理事）
川北　秀人　（ＩＩＨＯＥ代表者）
コメンテーター　：金澤　周作　（京都大学大学院文学研究科准教授）

資　　料（受賞者記念シンポジウム資料集）　……71

５．第１１回損保ジャパン記念財団賞贈呈式資料
審査講評　　審査委員長　　白澤　政和　……125
（敬称略）
資　　料　……　損保ジャパン記念財団賞受賞者

第１１回損保ジャパン記念財団賞贈呈式（平成２２年３月１５日実施）



佐藤正敏　理事長



厚生労働省　社会･援護局　坂本耕一　総務課長



著書部門受賞者　金澤周作氏



白澤政和　審査委員長



後列左から　小林審査委員、黒田審査委員、宮武審査委員

前列左から　佐藤理事長、金澤氏奥様、金澤氏、京都大学学術出版会斎藤氏、白澤審査委員長

１．主催者挨拶

財団法人　損保ジャパン記念財団
専務理事　髙宮　洋一

ただいま紹介がございました損保ジャパン記念財団の専務理事をいたしております髙宮洋一でございます。開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。本日は本当にお暑い中、天気は雨があがってよい天気になって大変に我々としてはほっとしているところでございますが、大変に多くの皆さん方に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日の記念講演会・シンポジウムに当たりましては、東洋大学様からの御共催をいただいておりますし、それから厚生労働省様、それから日本社会福祉学会様、日本地域福祉学会様、それから日本社会福祉系学会連合様、日本社会福祉教育学校連盟様といった各方面の官公庁の方々、諸団体の方々、大学を始めとしまして大変な御支援を賜りまして、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。この皆さん方にも、本当にありがとうございます。

我々損保ジャパン記念財団でございますが、昭和 52 年に当時の厚生大臣の許可を得まして設立をされております。おかげさまで 32 年の活動を継続してございまして、社会福祉分野を中心に、我々なりに着実に活動を行ってきたというところで、その一定の活動についても自負をしているところでございます。

その我々が行っております事業の中には幾つかの柱がございますが、その中の一つの大きな柱がこの損保ジャパン記念財団賞の運営でございます。この賞の趣旨としては、我が国の社会福祉分野の優れた学術文献を表彰させていただく。それからあわせて研究費の助成をさせていただくと。こういったようなことで社会福祉分野の研究の人材の育成と、それから我が国のこういった分野の学術のレベル向上といったようなことに、何がしかでも貢献したいというふうな趣旨で活動を継続しているところでございます。

この賞の運営に当たりましては、過去１年間に発表されました学術書、それからまた論文も審査をいたしているわけでございますが、指定された主として学識経験者の先生方でございますが、そうした皆さん方から数多い社会福祉分野の文献・論文を推薦いただきまして、それを検討いただく。白澤政和先生を委員長にお願い申し上げまして、ほかに我が国の社会福祉分野を代表される６名の委員の先生方に検討をお願いしているわけでございます。

約半年近い５カ月間に及ぶ審査期間がございまして、その審査期間中、先生方は大変にお忙しいので、休日であったり夜間といったところで大変に熱心に審査をいただきました。大変に数多い、質の高い候補文献の中から受賞文献を選び出すということでございますので、最終段階に至りましては大変なヒートした議論をいただいております。そうした結果で本日のこの表彰に至っているということでございまして、審査委員の皆さん方にも、ま

たこの場をおかりしまして御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、本日開催いたします講演会でございますが、平成11年にこの記念財団賞が発足いたしましたときからずっと、賞を差し上げるのとあわせて開催をいたしております。第11回目ということでございますが、これに加えまして今回が５回目の開催になりますシンポジウムでございますが、これも併催する形になっております。

第１部の講演会では、先ほど来お話を申し上げております第11回の損保ジャパン記念財団賞を受賞されました京都大学大学院准教授の金澤周作先生をお招きいたしまして、記念の講演をいただきます。

それから第２部のシンポジウムでは、パネリストを東洋大学社会学部教授の小林良二先生、大阪ボランティア協会常務理事の早瀬昇先生、それから法政大学教授・日本ＮＰＯセンター代表理事の山岡義典先生、それから「人と組織と地球のための国際研究所」代表の川北秀人先生という皆さん方にお願いしております。あわせまして、今回受賞いただきました金澤先生にもお入りいただきまして、そして記念財団賞の審査委員長でございます大阪市立大学大学院教授、日本社会福祉学会副会長の白澤政和先生にコーディネーターをお願いしまして、題しまして「『新たな公共』としての社会福祉の創造－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－」といったテーマで御講演をいただくことにしております。

本日、御講演いただきます金澤周作先生におかれましては、今回の御受賞、まことにおめでとうございます。本日は講演会のためにお忙しい中をお越しいただきました。また、シンポジウムへの参加を快くお引き受けいただきましたパネリストの皆さん方にも、大変に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

なお、先ほど御案内申し上げましたが、講演会終了後には簡単な交流会を予定しております。ぜひフランクに、きょういらっしゃっておられる学研の先生方と、それから福祉に関係しておられる、または御興味のある皆さん方との交流の場ということで設けておりますので、ぜひとも御参加いただくようにお願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、本日の講演会・シンポジウムが皆さんの日ごろの研究や実務の面でお役に立てば大変に幸いでございます。それからまた、きょういらっしゃっておられる特に若い研究者の皆さん方がこうした講演会・シンポジウムをお聞きになって、自分も目指してみようというふうなことで意欲を燃やしていただければ、主催者側としてはそれに勝る喜びはございません。ぜひとも積極的に今回の講演会・シンポジウムに御参加いただきまして、大いに参考にしていただければと願っております。

以上、御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

２．審査委員長挨拶

損保ジャパン記念財団賞
審査委員長　白澤　政和

皆さん、こんにちは。第 11 回の損保ジャパン記念財団受賞者記念講演会・シンポジウムに多数御参加いただきまして、どうもありがとうございました。私はただいま御紹介いただきましたように、損保ジャパン記念財団賞の審査委員長をお引き受けしております白澤でございます。

きょうは記念講演会とシンポジウムという２つを連続して開催させていただくわけでございますが、先ほどから御説明がございましたように、金澤周作氏の『チャリティとイギリス近代』（京都大学出版部刊行）に第 11 回記念財団賞を授与することを決定し、去る 3 月 15 日に受賞式を既に開催しました。

本日は、その受賞を記念して、金澤先生から『チャリティとイギリス近代』の内容についてご講演をいただき、さらにそれにあわせて関係者をシンポジストとして、「『新たな公共』としての社会福祉の創造」というテーマでのシンポジウムを開催することになりました。先ほど高宮専務理事からもございましたように、今までこの記念財団賞は極めて高いレベルの著書が受賞されるという評価を世間一般から得ていると、我々は認識しているわけでございます。とりわけ、今回の金澤先生の著書は損保ジャパン記念財団賞に大変ふさわしい書であると、大変喜んでいる次第です。

金澤先生、どうもおめでとうございます。心からお祝い申しあげます。

その授賞に至るまでの我々の審査の過程でございますが、先生の『チャリティとイギリス近代』という著書が財団賞となった経過は、皆さん方には本日配布させていただきました水色の資料に審査経過、審査の講評、そして選考理由をまとめさせていただいていますので、それをお読みいただければ一番詳しいかと思います。また先生から『チャリティとイギリス近代』に内容についてはお話をいただくことになっておりますので、余り詳しく申し上げる必要はないかと思いますが、先生の著書の内容を一言で言えば、極めて緻密な第１次資料を基に、英国の 18 世紀後半から 19 世紀後半までの近代史の中でチャリティの活動を整理し、それを史実に基づいて掘り起こすという大変に緻密な研究をなされたわけです。

この著書の評価できる特徴としては、豊富な１次資料を活用して詳しく状況を把握していること、単にイギリスを一部の都市のみならず地方都市にまで領域を広げてチャリティの実態を明らかにしていること、そして、チャリティの運営方法が大変に多様な形態をとっているわけですが、それを明確に整理していること、そういったことが大変に高く評価されたわけです。とりわけ、今日のシンポジウムとも関係するわけでございますが、我々の社会福祉の研究は、えてして歴史的な議論からすると、チャリティを超えて福祉国家なり社会事業という公的サービスへと展開していくという歴史的な考え方があるわけでござ

いますが、それをあえて金澤先生は、そうではなくてチャリティと救貧事業が緊張の関係の中にも補完し合いながらイギリス社会の福祉社会を形成していたことを実証されたわけです。

ある意味では、今日の日本で「新しい公共」ということがいわれ、国家と国民が、あるいは公と民がどういう関係で新たな福祉を展開していくのかが問われる時代にあって、タイミング良く、現代的に意義のある著書を刊行されたというふうに認識しているわけです。

そういう意味では、きょうの後半のシンポジウムを「『新たな公共』としての社会福祉の創造」というテーマにさせていただいたのは、まさにこの受賞された金澤先生の著書とシンポジウムを結びつけて、日本社会の中で私たちは社会福祉をどういう形で新たに形成していくのかということを考える機会にさせていただきたいということです。

シンポジウムには金澤先生にも御参加いただき、４名のシンポジストと、日本がどういう社会福祉を新たな公共を御旗にして切り開いていくべきなのかを考える機会にさせていただきたいと思っております。

きょうはどうかよろしくお願いいたします。

３．記念講演録

著書部門

『チャリティとイギリス近代』

京都大学大学院文学研究科准教授　金澤　周作

ただいま御紹介にあずかりました京都大学の金澤と申します。本日はこのような晴れがましい場に立たせていただけましたことを、心より感謝申し上げます。とりわけ財団関係の皆さん、それから審査に当たられた先生方、そしてこのような市販性のない学術書の出版に助成をしてくださった川村学園女子大学、出版をお引き受けくださった京都大学学術出版会、そして本日おいでの皆さんに、深くお礼を申し上げます。

さて、きょうはその受賞図書である拙著の内容をお話しするわけですが、少し第２部のシンポジウムを意識する形で再構成してお話しさせていただきたいと思います。

それでは、本編に参ります。まず、私たちにとって余りなじみのないイギリス、しかも 18 世紀や 19 世紀というかけ離れた時代のイギリス、その中でもさらにチャリティの歴史を研究する意義というのはどういうところにあるのでしょうか。私は２つあると考えています。１つはイギリス近代史像の刷新ということで、これは私が所属している歴史学、特に西洋史という業界の中での意義でございます。

一般的なイメージのイギリス近代と申しますと、例えば産業革命であったり、その結果として生じる生き馬の目を抜くような厳しい格差に基づく階級社会、それから、それを支える経済的な資本主義体制といったことがらが思い浮かびます。そして、そのような社会では、持てる者と持たざる者が明確に分裂していて、両者の関係は断絶している。そのようなイメージがあるわけですが、私はここにチャリティという要素を導入し、イギリス近代社会の実像を再構成してみたいと考えたわけです。

正直に申しますと、私のこの本のほとんどの意義というのは、この歴史学におけるイギリス史の問い直しというところにあると考えています。ですが他方で、２つ目の意義もあろうかと思います。それは、チャリティ的な営為の問い直しということで、これは福祉学の分野に相当する意義だと思われます。

先ほど白澤先生からもお話がありましたとおり、一般に社会福祉史というジャンルにおいては、過去には不合理で冷たいチャリティというものがあったけれど、それはやがて乗り越えられて斉一的でシステマティックで、そして手厚い国家福祉へ変わっていくのであると考えられてきました。そういう進歩史観が強くあったわけですが、私はチャリティという要素が、過去はもちろんのこと現代に至るまで、少なくともイギリスにおいては根本的な福祉の制度になってきたということを言いたいと思っています。

それを通じまして、例えば現代の日本におけるＮＰＯやチャリティが社会でどうやって根づいたらよいのか、そういう条件を考えていくヒントにもなるのではないかと思っています。すなわち、現在・未来のチャリティの再評価、特に日本においてチャリティ的なる

ものをどう考えるかということを示すよすがとなるのではなかろうかと考えております。

このように研究の意義について少し前置きをさせていただいた上で、内容に入らせていただきます。まず研究ですので、フィールドと対象を設定しなくてはなりません。フィールドとしては英国、イングランドとウェールズを対象としました。とはいえ、北にあるスコットランドや西にあるアイルランド、それから世界に広がった帝国も考察の対象には入れています。そして時代的には 18 世紀後半から 19 世紀後半のいわゆる産業革命の時代、市民社会の時代といわれるような、いわゆる近代社会のひな型が形成され展開した時代でございます。

そして、この時空間における対象としてチャリティ、ないしは当時の言い方としてはフィランスロピという言い方もありますが、いずれにしても「神への愛」ないし「神の愛」、慈善、博愛といった意味合いの言葉で示される現象を包括的に調べていくということになります。私はこの本の中で、チャリティやフィランスロピを民間非営利の弱者救済活動の全体と定義し、それを再構成していくという手続きをとりました。

まずは作業の出発点として、チャリティの計測をやろうとしました。すなわち、一口にチャリティといっても、イメージは非常にあいまいなわけです。ここにピントを合わせることにより、５つの形態を見分けてみようというわけです。

では、駆け足でその５つの形態をながめていきたいと思います。１つ目は慈善信託という形態です。これは一般には、中世以来、イギリスでは数多く設立されたものなのですが、地域の富裕者がその死に際して遺言状でもって、遺産の全体あるいはその一部を慈善目的で残す。そして、その遺産を基金化することによって、半永久的にその遺産が慈善目的に使われるというものです。

内容としては、一般的には救貧、学校、病院などさまざまなものがありました。例えば右にあります写真は、シェークスピアの生地であるストラットフォード・アポン・エイヴォンにあります慈善養老院です。これは今から 500 年以上前に建てられて現存しております。しかも建物が現存しているだけではなくて、中に現に人が住んでいる。養老院としてまだ機能しているというところが特徴で、このような慈善信託は現在も無数にイギリス中に散らばっております。私の調べている 19 世紀後半には国が数を数えるようになりましたので、正確に幾つあったかということがわかるのですが、イングランドとウェールズに３万 7,000、このような基金立の慈善信託があったということです。

また、先ほどの慈善信託よりも新しい形態として篤志協会型というものがあります。これは皆さんもイメージしやすいと思いますが、「～協会」と名づくタイプの慈善団体です。つまり、毎年支援者から寄付金を集めて、その寄付金でもって運営する。ですので、柔軟にそのときそのときのニーズに応じた救済活動ができるというメリットはありますが、先ほどの慈善信託とは対照的に、流行り廃りがあります。人々が見向きもしなくなってしまえば収入が集まらなくなり、その篤志協会は消え去っていきます。

内容としましても、先ほどの慈善信託と同様に救貧、教育、医療等とさまざまありますが、珍しいものとして王立全国ライフボート協会を挙げてみました。ＲＮＬＩというのは

ロイヤル・ナショナル・ライフボート・インスティチューションの略で、これは1824年にできた海難救助のためのボランティア団体です。そして、1824 年から現在に至るまで活動を続けており、多くのイギリスの慈善団体とは異なり、国からの補助を現在でも原則ほとんど受け取らずに自前の寄付金のみで活動している団体です。創立以来、13 万 7,000 人の救助を行った。そして、2009 年の収入は１億 6,790 万ポンド。１ポンドは 150〜200 円くらいと考えましても、相当な財政規模の団体であるということがわかろうかと思います。

このような篤志協会の数を数えるのは大変に難しいのですが、幸いなことに 19 世紀になると、ロンドンでは民間でガイドブックが時々出版されるようになります。そのガイドブックは富裕者層向けに出版された本で、そこにアルファベット順ないしは種類別にロンドンに存在するさまざまな慈善団体がリストアップされています。どこにあってどのくらいの財政規模で、幹部がだれでどのようなことをやっているかといったことが簡単に書かれている冊子があります。

こういうものを利用して数を数えますと、19 世紀半ばのロンドンには 500 以上あった。これはロンドンのみの現象ではなく、主に都市部ですが、イングランド中でさまざまな篤志協会ができ、人々の危機に対処していました。

以上の２つの主な形態とは別に、第３の形態として友愛組合支援型もございます。近代の特に 18 世紀後半くらいになると労働者の互助組織、すなわちフレンドリ・ソサエティがイギリスでたくさんできてきます。そして、その労働者の互助団体を財政的に後援するタイプのチャリティがこの３番目の形態というわけです。労働者の互助協会というのは基本的に、会員が病気になったり失業したり、その家族が死亡したといった場合に一時金を支給する組織です。

例えばコミュニティ友愛組合の規約を見てみますと、まず１つ目に、会員からの寄付により不測の事態に陥った会員を相互的に救済する。これはいわゆる労働者の互助会的な仕組みなわけです。ところが、友愛組合支援型のチャリティは、２つ目に「一括 10 ポンド以上、あるいは年１ポンド以上の寄付者は被救済権を喪失する」とあるように、特別の規定を設けています。難しく書いてありますが、要するに富裕者が寄付した場合には、その人はいざというとき、例えば病気になったり失業したりした場合に、彼がこの組合に救ってもらうという権利をそもそも放棄しているということです。一方的に互助会を財政的に支援するということになります。

このような支援型の規模も未詳ではありますが、友愛組合自体は 1870 年代にイギリスの労働者を約 400 万人も組織していた巨大なものでした。その中の何割になるかはわかりませんが、労働者の生活危機に際してチャリティは大きな役割を果たしていたと考えています。

そして第４の形態は慣習型で、地域共同体で長らく維持されてきた弱者救済の慣習でございます。右の絵は有名なフランスのミレーの『落穂拾い』ですが、これは実は慣習型のチャリティなわけです。つまり、地域の身寄りのない老人などに、刈り入れ後の畑で落穂を拾わせてあげるという習慣です。このほかにも、12 月 21 日に毎年行われるトマシングと

いう、地域の貧しい人が家々を回って物やお金をもらって回るというような習慣など、暦のサイクルに合わせてさまざまな慣習的な慈善が行われていました。

そして最後の５つ目の形態が個人型です。これは、チャリティといったときに私たちがまず最初に思い浮かべるような形の行為です。つまり、道を歩いていて物乞いが通りにいると、その物乞いにお金をあげる。これが個人型。それから、家にいるときに困った人がやってきて救済を求める。食べ物が欲しいとか、お金が欲しいとかそういうことですが、それに応えてあげる。これも個人型です。

興味深いのは、無心の手紙。こういうタイプの救済要求というのが当時のイギリスでは多数ありました。史料でもたくさん残っています。「私の持ち物はすべて担保に取られており、そうしている上に大勢の家族を抱えています。ですから、サー・トマス、ぜひともささやかな援助をくださいますよう」。このような手紙が地域の富裕者にはたくさん送られており、その一部に対して、富裕者は実際にお金をあげたり援助をしたりということをしています。

もちろん、このような個人型が一体イギリスでどのくらいあったかなどということは到底、把握は不可能なわけですが、これがイギリスのチャリティの一番の基礎であります。この基礎があって初めて、先ほどから説明している１～４の形態が展開できたと私は考えております。

こういうわけで、近代のイギリスにはモザイク状に非常に多様で多数のチャリティが全国的に展開していたことがわかります。では、このようなチャリティの活況は、一体どのような舞台で生じたのでしょうか。まだ私は、近代のイギリスがどんな社会であったのかということを説明していません。そのことを説明していきたいと思います。その際に重要になるのは、福祉の混合経済、あるいは福祉の複合体といわれる視点です。

では、近代イギリスの福祉の混合経済とは一体何を指すのでしょうか。一般にどんな地域、どんな時代の社会においても、その構成員が生活危機に陥った場合、何らかのセーフティネットというものがあります。セーフティネットが全くない社会というものは古今東西、存在しません。近代イギリスの場合、どのようなものがあったか。４つのセーフティネットがあったと私は考えます。

まず第１の段階は、近代イギリスというとすぐに思い浮かべるセルフ・ヘルプ（自助）です。つまり、自分の努力で何とかしなければならないということです。これは倫理的に当時のイギリス社会では強く要求されていたことであります。人々は、できることならこの自助でもって生活危機を乗り切りたいと考えていました。

ですが、それでも無理な場合には第２の段階として互助がございます。先ほど出てきました労働者の互助会というのは、まさにそれに当たるわけです。これは、主体的な労働者の生存戦略に当たります。その下にチャリティというのがあって、他者から与えられる救済でございます。さらにその下に、近代イギリスには公的救貧の制度がありました。

救貧法というものが 16 世紀末に制定されて以来、第２次世界大戦が終わるまでイギリスの一番最後のセーフティネットを支えてきたシステムです。教区というのが行政の末端な

のですが、教区ごとの極貧者を教区の税金で救うというシステムです。基本的に、この公的救貧は非常にミニマムで、最低限しか与えません。なるべくこれに頼ってはいけないというインセンティブを与えようとする、そういうものです。ですが、本当に困れば救うという包括性も持っている。屈辱的だが包括的という二面性を持ったものです。

チャリティはそれゆえ、自助と互助、それから公的救貧の間に分厚く存在していたセーフティネットだというふうに考えればよいかと思います。きょうのシンポジウムのことを意識して少し言い換えると、自助というのがプライベート、つまり「私」の領域の話であるとするならば、公的救貧はオフィシャル、官の領域にあります。そして、きょうのシンポジウムでもテーマになります公共というのはパブリックで、第２の段階、第３の段階、互助やチャリティというのはこのパブリックな領域で展開したものです。パブリックな領域ではチャリティが大きく展開していたというのがイギリスの特徴になろうかと思います。

では、イギリス社会の特徴をまとめてみたいと思います。一つは自由主義です。当時のイギリスでは原則として、民間の問題は民間で解決すべきである、民間で解決させるべきであるという強い社会的合意がありました。これは国家の方針というよりも、社会の意識としてそうであった。国家の介入を非常に恐れる、そういう社会でありました。ですので、当時の社会は自助を尊び、そして公的救貧は非常に過酷なものとなります。そのようなものに頼ってはならないというわけです。

そして、この自由主義の社会の中で、チャリティの相対的規模や力の大きさが非常に大きかったということです。例えば、先ほども出た最後のセーフティネットである公的救貧の支出よりも、当時のチャリティの支出ははるかに規模が大きいものでした。そして、例えば先ほどライフボート協会の写真をお見せしましたが、海難救助体制などは普通、国家がやりそうなものだと日本人なら考えそうなところですが、この主役はチャリティで、いまだにそうだということです。

では次の問いに行きます。それはすなわちこういうことです。なぜ自由主義、すなわち小さな国家指向の下でチャリティ活動がかくも膨張したのか。チャリティが活発化する前提としては、極端な富の偏在が存在する必要があります。つまり、与えることが十分にできるということと、他方で、与えられなければいけない人が十分にいるということです。

与える層が十分に育っていなければ、チャリティは成長しようがないわけです。では、この巨大な富貴と窮乏が並存している社会では、どんなことが想定できるか。可能性は２つあります。一つは、このような社会であるからこそ、活発にチャリティが行われる。もう一つは、いや、このように富貴と窮乏が並存している社会では、自由主義なのだから、弱者のことなど見向きもしないで何もしないということだってありえるわけです。

では、近代イギリスでなぜ活発なチャリティ実践が実現したのでしょうか。私は３つの要因があると思っています。

一つは、だれもがチャリティの与え手になりえたというところにあります。この表は、どのような層がどのような機能を持ってチャリティをしていたかということを模式的にあらわしたものです。ここで「機能」と申しますのは、動機と区別した言葉づかいです。チ

ャリティをする動機は、人それぞれさまざまです。信仰に基づいてする場合もあれば、みずからの幼少期の体験があって、長じてチャリティを行うということもあれば、みずからの地元に対する愛着からチャリティをやるなど、さまざまな動機がありえます。ところが機能として分類すると、王族・貴族、地域有力者、ミドルクラス、労働者それぞれに機能は異なってきます。

また、チャリティというとキリスト教と結びつけられがちですが、必ずしもそういうわけではなく、俗人、特にキリスト教的信仰を前面に出さない人々が行うチャリティも、当時から無数にありました。また、チャリティは一般に女性の領分だという見解も持たれておりましたが、実際にはイギリスのチャリティは、女性のみならず男性も担っておりまして、基本的には慈善団体の幹部層はほとんど男性ということになります。女性が幹部の場合もありますし、特に女性は戸別訪問をして貧者の霊的・物質的救済に当たるといったことに大きな影響を及ぼしますし、バザー活動を主催するなどといった大きな役割も果たすのですが、基本的に男も女も、さらに子供も大人も老人も皆が参加することができた。それが当時のチャリティです。

それゆえにこのチャリティ活動というのは、イギリス人のアイデンティティの核としても機能するようになりました。つまり、「私たちイギリス人は鷹揚で、寛容で、慈悲深い」というわけです。また、この機会に強調しておきたいのは、チャリティの与え手が弱者に援助の手を差し伸べるその理由は、義務感によるものというよりも、権利意識に基づくものだったということです。つまり、チャリティは嫌々やらされるものではなくて、みずから進んでやるものというわけです。

では続きまして、要因の２です。さまざまな与え手がおりますが、その与え手が皆さまざまなレベルの共同体を志向していたということがあります。つまり、王族にせよミドルクラスにせよ、男にせよ女にせよ、与え手はそれぞれ愛着を抱く共同体、これは小さな村レベルのこともあれば、イギリスという大きな枠で想像されることもありますが、とにかく当時の人々は「コミュニティ」という言葉を使います。そのコミュニティの福利を意識したチャリティを実践しましたし、そういう慈善団体に人々は財布のひもを緩めました。

そして、全員、与える人たちがこぞって共同体を志向するがゆえに、彼らがやっていることというのは、世に存在する悲惨、すなわち共同体にとっての危機を救うのであると、そういう危機から共同体を救いだすのであるという実感を彼らにもたらすことになったわけです。

他方で、受け手の側に目を転じてみましょう。要因の３として、だれもがチャリティの受け手になりえたということも重要です。先ほどから申しますように、公的救貧と比べてチャリティは受給に際しての社会的・心理的ハードルが低いものでした。公的救貧を受けるというのは、そのまま印がついてしまうことになりまして、それ以降、公的救貧をもらった人は、救貧のお世話になってしまったような人間だとして差別の目で見られます。それに対してチャリティでは、そういうことは基本的には少なかったのです。

なので、零落したミドルクラスの出身者も、誇り高い労働者も、公的救貧は嫌だと避け

る物乞いも、いろいろな動機からチャリティをたくみにみずからの利益になるように利用していたということがいえます。

ですが、どのような動機があったにせよ、彼ら受け手は皆、共同体によって、それは村単位であったり、イギリス単位であったり、都市単位であったりいろいろですが、その共同体によってみずからの生活危機を救ってもらったという実感を得ることになります。その結果、どんなことが生じるかというと、個別的に自発的に救う実践。それから、個別的に自発的に救われる実践。これが無数に各地で繰り返されます。そして、さまざまな場所で次々に新しい悲惨、これまで救済するべき対象と思われなかったようなことが、救済すべき対象として新たに認識されてきます。そして、その悲惨が次々に新しくでき上がるチャリティ組織によって対応されていきました。その結果、18 世紀後半から 19 世紀後半にかけて、一貫してチャリティ活動は増加をしていったのです。

救い、救われる慈悲深い共同体というのが、これで構築されます。そしてそこに与え手も受け手も深く信頼を寄せるという強い構造ができ、その強い構造が３つの要因をさらに強化するという正のフィードバックといいましょうか、悪循環とは逆の循環が働くわけです。そのような社会においては、チャリティの意義というのが否定されることはありません。「チャリティなどは偽善だろう」「そのようなことをやっても無意味だ」という意見は、ほとんどイギリス近代社会では力を持ちません。

その強力なチャリティ的構造・心性がどのくらい強かったかということを、試金石的に示してくれる事例があります。それが 19 世紀に広く行われていた投票チャリティというシステムです。これは、かわいそうな孤児、未亡人を候補者に見立て、寄付者は有権者を擬して、孤児院や養老院への入所者を選挙で選ぶという形式です。これは 19 世紀に数多くの慈善団体で採用されました。

この説明からも想像できますとおり、このチャリティは非常に強いエンタテインメント性を帯びております。それは、19 世紀イギリス社会に深く定着していたのですが、1870 年代から突如、大きな批判にさらされました。すなわち、おもしろ半分、遊び半分で弱者を救うなどというのは不謹慎だ、傲慢だ、無神経だと。しかも、この選挙戦をやるに当たっては票を買ったり売ったり、手紙で支援をお願いしたりといったような、直接弱者に与えられるわけではないようなお金が大量に使用されている。そのような非効率は許されるべきではないという批判が行われました。

では、ちょっとこの絵を見ていただきたいのですが、この絵は皆さん方にはどのように映りますでしょうか。これは投票チャリティの一つ、ロンドン幼年孤児院が行いました選挙の模様を描いた絵です。1855 年の絵です。1855 年の段階で、投票チャリティはまだ批判にはさらされていませんで、その時代につくられたこの絵は、つくり手の意図としては感動的な光景であるということをメッセージとして伝えているわけです。

つまり富裕者たち、篤志家たちが一生懸命になって、この幼年孤児をを救うべく奔走している姿というわけです。これを見ますと、手前左側には黒い喪服を着た女の人が小さな女の子を抱いて男の人としゃべっています。そして、その男の人と喪服の女の人の間にレ

ディとおぼしき若い女の人がいます。喪服の女性がおそらく最近夫を亡くした未亡人で、この子供を孤児院に入れたいと思っている人。この孤児を後援しているのが、その隣にいる若い女性なわけです。そして、この男の人に「どうかこの子に１票をください」という相談をしているわけです。

これは感動的な光景でしょうか。それとも、極めて不愉快な光景でしょうか。左に、チャリティと来るべき国家福祉という対比を書いてありますが、この絵を感動的なものととらえる人々は、ここにチャリティのすばらしい側面を見出します。すなわち、個別の善行が発揮されている、自発性が発揮されている、権利としてのチャリティが行われている。そして、チャリティというのは効率とか計画性とかそういったことではなくて、倫理なのだということが示されているわけです。

ところが、この光景を不愉快に感じる人というのは、来るべき国家福祉の論理に寄り添った考えを持った人だと思われます。すなわち、弱者救済には効率性、計画性、そして救済の義務、論理というものが必要だというわけです。

では、1870 年代にこの投票チャリティを批判した動きはどうなったのでしょうか。結局、前者のチャリティが勝利します。すなわち、投票チャリティ批判のキャンペーンは、すぐに失速してしまいます。そして、このような投票チャリティのシステムは、第２次世界大戦が始まるころまでイギリスでは残っておりました。

以上の検討から、19 世紀末までのイギリスチャリティをどう評価したらよいのでしょうか。まとめに入ります。一つは、自由主義的な社会の中で、チャリティが活発に行われていたということ。そのチャリティは決して包括的でも、満足のいくものでもなかったけれども、人々を結びつける機能は果たした。すなわち救い救われる共同体です。

もう一つ、広義の社会問題は当時はほとんどすべてチャリティによって対処されていたということです。当時の初等教育、中等教育はほぼすべてチャリティですし、広義に解釈すれば大学のカレッジさえチャリティに分類されます。そして、病院もほとんどチャリティです。

また、先ほどの投票チャリティの事例で示しましたとおり、包括的な救済、すなわち国家福祉の路線が 19 世紀末から出てくるわけですが、それに対抗してチャリティの倫理は持続します。そしてその持続というのは、20 世紀半ばに国家福祉が本格的に誕生した後も続きます。現在に至るまで、イギリスはチャリティ大国です。

それでは、本の内容からは少し離れますが、展望としてチャリティとイギリス現代というお話をして終わらせていただきたいと思います。現在、イギリスは福祉国家でもありますが、チャリティ大国として自他ともに認めている存在です。右に、イギリスの 2006 年から 07 年にかけてのチャリティの規模を示したものがあります。

一般的なチャリティはイギリス全土に 17 万ある。そして、その総収入は年に 332 億ポンド。うち 115 億ポンドは国からの補助金ですが、それよりも少し多い額は寄付金から出ています。そして、寄付者のところを見ると、国民の５割以上は何らかの仕方で一年間に寄付をしています。私は日本のことは実は余り知らないので、第２部のところで勉強させて

いただければなと思いますが、少なくともイギリスを見た場合、歴史的、制度的な条件、私が先ほどから説明してきたようなそのような条件の下で、チャリティが現在に至るまでシステム化されて存在しています。

そしてそれは何が支えているかというと、パブリック、すなわち公共の領域だと思われます。その公共の厚みというものが、イギリスの一つの特徴といえようかと思います。これは、現代日本へのヒントにもしかしたらなるのかなと思わなくもありません。もちろん、イギリスの制度をそのまま当てはめたら、日本社会が突然よくなるとか、そんなことはあるわけはないわけですが、何がしかヒントにしていただけたらなというふうに思います。

また、イギリス自体も現在、ＥＵ、経済の不況、それからイギリス人とは一概にはいえないようなエスニック・マイノリティの人口規模が相当な規模に達していますが、そういう不確定要素があり、このようなチャリティの活況というのがいつまで続くかはまだわからないわけですが、少なくとも近代から現代のイギリスは、私たちに何がしかのことを教えてくれるのではないかなと思います。

最後になりますが、このような場で多くの皆さんに西洋史学という限られた領域の一成果をお話させていただけたことに、心から感謝申し上げます。御静聴ありがとうございました。

－　質疑応答　－

質問者　先ほどの要因１のところで、救済の手を差し伸べるのは義務ではなく権利だという話のところですが、私はこの問題は 1601 年のチャーター・オブ・キャピタル・ユーシズのところに戻って、つまり絶対王政のエリザベス女王の課税権をいわば制約させるわけですから、このところの発端から説き起こしていかないと説明がなかなか難しいかなというふうに考えていたのですが、その点は先生はどういうふうにお考えになっているのかなということを、お聞かせいただければありがたいということです。

それから同じようなことで、先生とは少し分野が違うからですが、20 世紀の初めに王立救貧委員会で多数派と少数派の論争があるわけですが、そのことに対して先生なりの見解があれば。ないものねだりになるかもしれませんが。私はずっとイギリスというのは、行政とチャリティとが車の両輪だったと。日本の社会福祉研究は学び方を間違えたというふうにずっと言ってきていたわけですが、先生の話を聞くとまさにそうなのだろうと思うのですが、そうだとすると、なぜ 20 世紀初めの王立委員会の多数派と少数派の論議が途中でひっくり返っていくのか。その辺のところは大変に興味深いなと感じているのですが、何か見解があればお聞かせいただきたいと思います。

金澤　ありがとうございます。まず第１の御質問に対してなのですが、先ほど先生がおっしゃられた 1601 年のチャリタブル・ユース法というのは、ちょうど私が先ほど説明しました救貧法（エリザベス救貧法）と同じ 1601 年にできていて、当時のイギリスの政府としては、公的救貧という税金で行う救済と、チャリティというボランタリーにやる救済を、

まさに先生のおっしゃるように車の両輪として構想していたわけです。

そして、チャリタブル・ユース法というのは何を決めているかというと、「これこれのものはチャリティです」といって、それをしっかりやりなさいという、要はそういう法律なのです。ですから、1601 年の段階で公的救貧と私的チャリティを車の両輪として、バランスをとって社会福祉を構築していこうというイギリス政府の意思というものが、あるいは 17 世紀のみならず 18 世紀、19 世紀、そして 20 世紀まで影響を及ぼしたということはいえるような気がします。

そして、次は難しい問題で少数派報告・多数派報告という話なのですが、正直に申し上げると今まさにそれを勉強している最中で、それに関する見解はまだ出るには至っていないのですが、公的救貧とチャリティという従来の枠組みで行くか、それとも公的救貧をやめていわゆる国家福祉的な路線で行くかという大きな対立が当時、20 世紀初頭にあったわけですが、国家福祉的に行くべきという当時のフェビアン、社会主義勢力の意見というのは少数派報告として結局は受け入れられなくて、しかも多数派報告自体も特に採用されることなく終わってしまいます。でもその浩瀚な救貧調査と報告の中に、後の国家福祉に関する理念の対立の芽というのはしっかり入っておりまして、そこを検討することで 19 世紀とは違う 20 世紀的な国家福祉とチャリティのあり方を考えていくことができるのだろうと、私は今思っていて、その救貧報告をきちんと読み直して、今までの私の見解、知っていることと結びつけていけたらと考えております。

質問者　きょうの先生のお話をお伺いしまして、私も本当に目が覚める思いで聞いておりました。それで、非常に現実的なことをお尋ねして申しわけないのですが、最後の 21 ページに出ている 332 億ポンドがあるわけですが、これは補助金はまず政府なり自治体からも税金の補助なのかしらと。そうしますと、それを差し引きしますと、約 200 億ポンドで約３兆円というお金になってくるわけですが、これもチャリティに応募した方の納税関係。日本ですと税控除があったりいろいろするのですが、その辺についてちょっとお教えいただければと思います。

金澤　本当は現代のことはそんなに詳しくないので、このようなことをお話しするのは大変に緊張します。詳しいことはわかりませんが、税控除というのは普通に行われています。どんな寄付の紙とかを見ても、そういう控除がありますのでということは書いてあります。

ただ、私がむしろ強調したいのは、チャリティが発展した 18 世紀、19 世紀の段階において、そういう税金対策とか税控除というようなインセンティブはほぼありませんでした。そういうものとは無関係にチャリティが発展しているということの方に、私は強く印象を受けるわけです。すみません、このくらしか答えることができません。

質問者　ミウラでございます。触れていらっしゃらないのですが、特に 18 世紀、19 世紀ということですのでちょっと場違いかもしれませんが、キリスト教、国教成立といいましょうか。1601 年のころと関係がありますと、その辺の教会との関係。教区がそういうことになってきていますので、教会とかいろいろありますが、そういったものはどういうふう

に位置づければよろしいのでしょうか。

金澤　宗教的要因というのは当然、強いわけですが、私の分析枠でチャリティの全貌を追究していくという場合に、選択肢は２つありました。一つは、今回やったような形で分けていく。もう一つは、キリスト教系と、そうではないものというふうに分けていく。それで私は前者をとったわけですが、それはなぜかというと、教会とか信仰集団というのは諸勢力のうちの一部なのですね。非常に大きなものではあるけれども一部だと思っていて、その教会の力、あるいは信仰の力というものが流し込まれるシステム自体に、イギリスの特徴があるように思います。

ですから、キリスト教徒でなければチャリティができないとか、キリスト教が発展していないところではチャリティは発達できないとか、そういうことでは多分ないだろうと。同じキリスト教の世界というのがヨーロッパ中にあるわけですが、特にイギリスでこのような活況を見せるというのは、恐らく国教会が理由ではないと思うのですね。システム、社会の特徴というところにあろうかと思っています。重要な問題で、私も今後勉強させていただきたいと思います。

第１１回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念講演会資料集

金澤　周作　氏

受賞著書『 チャリティとイギリス近代 』

（京都大学学術出版会　２００８年１２月）

日時：平成２２年７月１０日（土）午後１時～５時

場所：グランドアーク半蔵門３階会議室「華の間」

主催　　財団法人 損保ジャパン記念財団

共催　　東洋大学 社会学部社会福祉学科

後援　　厚生労働省・一般社団法人 日本社会福祉学会

日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合

社団法人 日本社会福祉教育学校連盟

チャリティとイギリス近代

平成21年度損保ジャパン記念財団賞

金澤　周作

1

イギリスのチャリティ史を研究する意義

1．イギリス近代史像の刷新（歴史学）

・産業革命、階級社会、資本主義

・持てる者と持たざる者の分裂

⇒過去のチャリティの再評価（イギリス）

2．チャリティ的営為の問い直し（福祉学）

・国家的・公的福祉の整備とチャリティの関係

・NPOやチャリティが社会に根付くための条件

⇒現在・未来のチャリティの再評価（日本）

2

フィールドと対象の設定

- フィールド

England＆Wales

「英国」

＊ただしScotlandとIreland、帝国も考慮

18世紀後半

～19世紀後半

「近代社会」の雛形

- 対象

charity, philanthropy

「神（へ）の愛、

慈善、博愛」

↓

“民間・非営利の

弱者救済活動の全体“

3

チャリティの計測

あいまいな「チャリティ」イメージに

ピントをあわせる

⇒5つの形態を見分ける

4

形態1――慈善信託（基金立）

- 遺産で設立
  永続、安定（硬直）
- 内容
  救貧、教育、医療・・・
- 規模
  19世紀後半には
  英国に3万7千
  ＊国が調査している



◎ストラットフォード・アポン・エイヴォンの慈善養老院

（15世紀～）

5

形態2――篤志協会（募金立）

- 毎年の寄付金で設立
  柔軟（不安定）
- 内容
  救貧、教育、医療・・・
- 規模
  19世紀半ばには
  ロンドンに500以上
  （全国的に成長）
  ＊民間のガイドブック

◎王立全国ライフボート協会
（1824年～現在）

創立以来、137,000人の海難救助

2009年収入1億6790万ポンド

6

形態3――友愛組合支援型

- 労働者の互助組織を後援
- 内容

  病気、失業、死亡・・・
- 規模

  未詳。ただし、友愛組合全体では1870年代に400万人を組織

コミュニティ友愛組合（ロンドン、一八三四年～）の規約

・会員からの寄付により、不測の事態に陥った会員を相互的に救済する

・一括一〇ポンド以上、あるいは年一ポンド以上の寄付者は被救済権を喪失する

7

形態4――慣習型

- 地域共同体で長らく維持されてきた弱者救済の慣習
- 内容

  落穂拾い、トマシング
- 規模

  数値化は不可能。しかし、19世紀を通じて各地で実践



◎有名なミレーの「落穂拾い」（1857年）は万国共通

8

形態5――個人型

- 組織を介さず、個人が直接行う救済行為
- 内容
  物乞いへの施し、無心の手紙への回答・・・
- 規模
  把握は不可能。しかし、全国的に無数の実践。

「・・・わたくしの持ち物はすべて担保に取られており、意気阻喪している上に大勢の家族を抱えています。ですからサー・トマス、ぜひともささやかな援助を下さいますよう。」

◎一八四九年一一月一七日付無心の手紙

9

チャリティのモザイク

- ひじょうに多様で多数のチャリティが全国的に展開

↓

【この活況はどのような舞台で生じたのか】

↓

*「福祉の混合経済」*への視点

10

近代イギリス「福祉の混合経済」

生活危機に際しての多重的なセイフティネット

第一の段階＝自助（セルフ・ヘルプ）　プライヴェート

↓　倫理的に要求される実践

第二の段階＝互助（ミューチュアル・ヘルプ）

↓　主体的な生存戦略　パブリック

第三の段階＝チャリティ

↓　他者から与えられる救済

第四の段階＝公的救貧（救貧法の守備範囲）　オフィシャル

ミニマムかつ屈辱的だが包括的

11

イギリス型「福祉の混合経済」の二つの特質

- 自由主義

  原則として、民間の問題は民間で解決する／させる／すべき、という社会的合意

  ⇒自助を尊び、公的救貧は過酷

- チャリティの相対的規模・力の大きさ

  例）公的救貧支出を上回るチャリティ

  海難救助体制の主役はチャリティ

12

次の問いへ

☆なぜ、自由主義（小さな国家志向）の下で
チャリティ活動がかくも大膨張したのか？

【前提】巨大な富貴と窮乏の並存

⇒可能性は二つ

A. 活発なチャリティ実践

B. チャリティは小規模で弱者は放置

⇒なぜ、Aが実現したのか？

13

要因1
誰もがチャリティの与え手に

機能　　＊動機は多様！！

- 王族、貴族――存在意義のアピール
- 地域有力者――地域統治の手段
- ミドルクラス――社交
- 労働者――互助の延長、上の模倣

＊聖ー俗

＊男ー女　⇒「イギリス」人のアイデンティティ
の核としてのチャリティ

☆救済の手を差し伸べるのは義務ではなく権利

14

要因2
与え手が「共同体」を志向

- 与え手が愛着を抱く「共同体」の福利を意識したチャリティを実践／支持

さまざまな「共同体」

教区（村）、町、都市、地域、

イングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランド、UK、帝国・・・

☆悲惨＝危機にさらされる共同体を救う実感

15

要因3
誰もがチャリティの受け手に

- 公的救貧と比べて、受給に際しての社会的・心理的ハードルが低い

↓

零落したミドルクラス出身者も、誇り高い労働者も、公的救貧を忌避する物乞いも、さまざまな動機からチャリティを巧みに利用

☆共同体に悲惨＝危機から救われる実感

16

要因1～3が生み出すメカニズム

- 個別的に自発的に救う実践と、個別的に自発的に救われる実践が無数に、各地で、繰り返され、次々に新しい「悲惨」が見出され、対応される（チャリティの持続的増加）

⇒救い・救われる慈悲深い共同体の「構築」とそれへの信頼：強い構造

3要因強化

（チャリティは“否定”されない！）

17

チャリティ的構造・心性の試金石

- 19世紀に広く行われていた投票チャリティ（voting charities)をどう見るか？

「かわいそう」な孤児や未亡人を候補者に見立て、寄付者が有権者となって、 孤児院や養老院への入所者を選挙で選ぶ

（エンターテイメント性）

↑

1870年代～傲慢、無神経、非効率と批判

18

感動的な光景？　不愉快な光景？

チャリティ
　個別の善行、
　自発性、
　権利、倫理
　　↓ ↑
（来るべき国家福祉）
　効率、計画、
　義務、論理

⇒結局、前者の持続



ロンドン幼年孤児院選挙（1855年）

19

チャリティとイギリス近代：まとめ

- 自由主義的な社会の中でチャリティが活発に行われ、不満や課題は残しつつも、人々を結びつけた（救い救われる共同体）。
- 広義の社会問題はほぼすべてチャリティによって対処された（教育、医療など）。
- 萌芽的な包括的救済（＝国家福祉）の路線に伍して持続した（～現在）

20

展望：チャリティとイギリス現代

- 福祉国家であるとともに、チャリティ大国であり続けるイギリス。

↓

歴史的、制度的条件の下でシステム化：「公共」の厚み

（現代日本へのヒント）

＊EU、経済不振、エスニック・マイノリティ増加という不確定要素があり、未来は予測困難

【イギリス、2006/7年】

・一般的チャリティ：17万

・総収入／年：£332億

（補助金：£115億）

（管理支出：£70億）

・寄付者：国民の50%強

☆NCVO, *The UK Civil Society Almanac 2009* (2009)より

21

MEMO

４．シンポジウム

『「新たな公共」としての社会福祉の創造
－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－』

コーディネーター：白澤　政和氏（大阪市立大学大学院教授）
パ ネ リ ス ト：小林　良二氏（東洋大学社会学部教授）
：早瀬　　昇氏（大阪ボランティア協会常務理事）
：山岡　義典氏（日本ＮＰＯセンター代表理事）
：川北　秀人氏（ＩＩＨＯＥ代表者）
コメンテーター：金澤　周作氏（京都大学大学院文学研究科准教授）

白澤　それでは、シンポジウムを始めさせていただきたいと思います。ただいま金澤先生から「チャリティとイギリス近代」というお話をいただきまして、改めて受賞していただいたことがよかったなということを確信したわけでございます。

ただ今、金澤先生は受賞された著書に書かれたことから、さらにシンポジウムにシフトした内容を含めてお話をいただいたと思います。まさに、このことがきょうのシンポジウムの趣旨でもあるわけですが、先ほど金澤先生はコミュニティなり共同体をベースにして、そこでチャリティを受ける人と、チャリティを提供する人のどちらもが存在する。それをイギリス社会の特徴としてお話をされましたが、これこそがイギリスでチャリティの状況を説明するものだと思いました。

まさに、そういう社会を日本の中でどうつくっていくのかということが、問われているのだろうと思います。同時に、それは日本の中で、公的な責任でやっている福祉というものと、どういう緊張関係と協力関係をつくり上げる中で形成していくのかが問われていると考えます。

そのことが、金澤先生は「パブリックの厚み」というように申されたわけであります。公の力と民間の力がどう寄せ合いながら、緊張し合いながら、協力し合いながら、社会の福祉というものをつくっていくのか、ウェルビーイングをつくり上げていくことのすごさを、イギリスの歴史からお話頂いたと思います。これが、ご講演を介しての、金澤先生の今日のシンポジウムでの日本のあり方についての問題提起だったわけです。

以上のことを受けまして、まさにきょうのタイトルは「新たな公共」として日本の社会福祉を創造していくことであります。現状としては、日本でも「新たな公共」「新しい公共」という概念が随分使われるようになってきたわけでありますが、この概念の中で、私たちは一体、社会福祉領域ではどういうような方向でこの「新たな公共」を咀嚼し、つくり上げていくのかが問われているわけであります。

私はきょうの資料の１ページと２ページに、シンポジストの皆さん方と、さらにはフロアの皆さん方と議論したいことについての、シンポジウムの趣旨なりねらいを整理させて

いただきました。これは、金澤先生のご講演の中で先ほどからも出ておりますように、チャリティと救貧法の補完関係や緊張関係、そういうようなものを日本の中で今からどうつくり上げていくのか。そういうことで、行政の福祉施策と民間の活動をどう接点を持ち、「新たな公共」をつくり上げていくかについて、きょうのシンポジウムの議論にしたいわけです。そして、そこから新たな社会福祉の価値の創造を今回のシンポジウムのねらいにしていきたいと考えています。

そして、きょうは３つのことをできれば議論できればと考えています。きょうのシンポジストの皆さん方のレジュメ等を読ませていただいて、こういうことが議論のテーマになればよいのではないかということで、３点のテーマに絞らせていただきました。

第 1 は、行政の福祉サービスと民間の活動のあるべき関係を整理することです。そういうことが今回の議論の中でできるのではないだろうかと考えています。これはまさに「新たな公共」の核になる部分だろうと思います。

２番目ですが、地域社会を核とする民間の既存組織の活動間の関係ということであり、現在広がりつつあるＮＰＯといった新たな組織と依存の組織、これらは恐らくその目的やその趣旨が随分違うわけですが、いかなる関係性をつくり上げていくのかを考えていきたいと思います。そのことが、民間セクターの中での議論の非常に重要なポイントとしてあるのではないかと思っているからです。

３番目ですが、利潤の追求と同時に新たな価値を創造していく担い手である企業が福祉領域の中で、どう活動を形成していったらよいのか。それをＮＰＯや地域の既存の組織との関係の下で、整理し直してみたいと考えています。そして、企業が新たな価値創造の担い手となる道筋について方向づけをする議論をしたいと思っております。

そういうことを合わせまして、最後に福祉領域での「新たな公共」のグランドデザインを日本社会に根づかせていくために何が求められているのか。こういうことの条件を議論したいと考えています。きょうは大変幅広く、少し欲張りで、そんなところまでまとまるのかということではございますが、できれば問題提起として、今後の議論の契機にきょうのシンポジウムがなればよいという思いです。

それで、きょうのシンポジウムの中身ですが、５人の先生方にシンポジストとしてお話をいただくわけですが、順番に小林さんから早瀬さんまでの４名にまず御報告をいただきます。それから 10 分ほど休憩をいたしまして、パネルディスカッションということで議論したいと思います。そして、最後にもう一度、きょうの最初に記念講演をいただいた金澤さんから、御意見をいただきながら、最終的にきょうのテーマであります「新たな公共」というものを日本の福祉サイドでどうつくり上げていくのかをまとめていきたいと思います。以上のように、進めさせていただこうと思っております。

それでは、今から順番に４名のパネリストに御報告をいただきたいと思います。小林さんからは、主としてアウトラインとしての「新たな公共」の日本のあるべき方向性について報告していただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

小林　ご紹介いただきました小林です。ピンク色の資料集をごらんください。１ページの目次を見ていただきますと、全体のテーマが「『新たな公共』としての社会福祉の創造」で副題は「既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて」です。

本日の発題者を見ていただきますと、次の３人の方はＮＰＯのチャンピオン、リーダーの方たちで現場もよく御存じですし、理論的・政策的なことも発言なさっている方々ですが、私はあまりこの領域で仕事をしてきたわけではありません。しかし、今回受賞された金澤先生の著作の審査委員の一人ということで、やむをえずこの場に立っています。また、次の３人の専門家の方々のことを思いまして、私は少し抽象的な議論をしようと思います。

議論の素材として、最近３年間に出された政府関係の３つの「新しい公共」に関する報告書を使ってみようと思います。第１は、20 年３月にだされたもので、きょうおみえの大橋先生が座長をなさった「地域における『新たな支え合い』を求めて」です。次は 21 年８月の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」で、これは名和田先生が座長をされています。それから今年６月に出され、金子郁容先生が座長であった「新しい公共円卓会議『新しい公共』宣言」で、鳩山総理大臣と他の大臣が署名したという文書です。

それぞれの報告書では、各地の実践事例を踏まえた検討をしていますが、とりあげられている事例自体はそれほど変わってはいない。福祉の事例だけではなくて町づくりの事例が入っていますが、割合似たような事例が使われているのではないかと思いますので、それらがどのようにまとめられているかということについてふれてみたいと思います。

まず、20 年３月の「地域における『新たな支え合い』」ですが、ここでは「共助」ということが強調されています。全体としてはいろいろなことが述べられていますが、例えば今問題になっている「ごみ屋敷」「孤独死」「認知症」など、聞いていると心が暗くなってしまう、そういう現象が今各地で起き、最近では「無縁社会」という言葉が使われるようになりました。このような大都市の生活課題にどう取り組むかということがテーマになっていたと思います。

資料の２の(1)～(4)にまとめてありますように、市民、この場合は住民の主体性の確立が必要であり、実際それが期待できる、というような内容になっています。(4)では、「世話焼きさん」について述べられ、地域にはいろいろなリーダーがおり、そのことにもっと注目すべきだろうというようなことが書かれています。「世話焼きさん」を中心にして、近隣、小地域、サービス地域というような圏域でネットワークをつくっていく必要があるのではないか。これを福祉だけでなく、教育、住宅、警察などの専門諸機関との連携をつくっていくことが大切だというようなことが書かれています。

それから、住民のコーディネーターを発掘しなければいけませんが、住民側のコーディネーターだけでなく、公的なコーディネーター、いわゆるソーシャルケースワークというような機能が必要である。個別支援のコーディネーター、地域支援のコーディネーターの両方が必要で、これを整備していく必要があるということが書かれています。あとは、活動資源を十分に整備する必要があり、よくいわれる情報、拠点、資金、人材を行政等が頑

張って整備してくださいというようなことになっています。

次に、平成21年の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」ですが、この最初の部分だけ少し読んでみたいと思います。この文書によると、「新しい公共」を「地域協働」という概念としてとらえようということで、「地域協働」という概念が前面に押し出されています。すなわち、地域協働とは「一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共サービスの提供を協力して行う状態」ととらえることとする、また、「地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間を形成」する必要があるとされており、資料の８ページにそのイメージ図があります。

この図をごらんいただきますと、一番右側にいろいろな地域の諸団体がありますが、地域協働体というのは、これらの諸団体が「プラットフォーム」を作ることを意味している。もう一つ、行政とこの地域協働体の間に「地域自治区」というようなインタフェースをつくり、これと地域協働体の間でやりとりしながら連携を進めていくというようなイメージになっているようです。

このことの意味なのですが、地域協働体を媒介にして地縁組織と機能組織をうまく組み合わせれば、これから新しい活動ができるのではないかというようなイメージになっていると思います。また、ここにガバナンス、統治能力を十分に持たせる必要があるということで、そのための施策が必要だというような結論になっていると思います。

ただ、このような考えには少し問題があるかと思います。地域協働体というものを実体的な組織と考えるか機能と考えるかによって大分意味が違ってきますので、この辺の議論を深める必要があるのではないかと思います。

最後に、今年（平成22年）６月に出た「新しい公共円卓会議」の報告書（宣言）ですが、これも少し読んでみたいと思います。定義として、「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である」とあります。ですから、先にご紹介した「地域協働体」というようなある種のアンブレラ組織をつくるというよりも、いろいろな組織が地域というか社会の中で自由に活動できるようにすることが大切だというような位置づけになっていると思います。

また、「さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる」とも書かれており、「社会的なリターン」というような概念が使われていますが、次のページを見ていただくと、企業の課題として、「経済的なリターンだけなく社会的なリターンを含む活動を活発にする必要がある」ということになっているようです。

その他、細かいことを見るといろいろありますが、資料の５の福祉における「新しい公共」確立の課題についてふれてみたいと思います。

第一は、やはりいろいろな住民、市民活動団体がきちんと活動を行ってゆくということが基本になると思います。まず、それぞれの活動のミッションが明確であること。福祉の

場合には、ミッションというより、多分ニーズに対応するということが大切かと思うのですが、そういうような価値を明確にすること。次に、活動が継続的に行われること。つまり組織がしっかりしていること、人がいること。さらに、活動基盤がしっかりしていること。

また、組織規律が大きな問題になっているようで、これはパブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）にしたがって認証が行われたときに、収入のうち寄付の額が一定額以上ないとだめだというルールがあります。ただ、この基準は非常に厳しいので、もっと緩和してほしいという議論がありますが、逆にいうと、ここのところがどうなるかによって、そのＮＰＯが社会的認証を十分受けているかどうかが決まってくることになります。これについては、今後、組織認証という観点から、法的な面からどういう仕組みをつくるかということが、重要な課題になってくるようです。

最後に、市民、住民、国民がこのような活動団体を社会がどう評価するか。言い換えると、寄付やさまざまな支援を、社会がどのような形で行うか、そういう動きをどのようにつくりだすかということが課題になります。

次に、個々の活動団体がこのような社会的な評価に耐える団体としてどの程度認証されるということと共に、先ほどの金澤先生の議論にもありましたが、自助、互助、共助、それから公助と「公共性」との関係がどうなるのだろうかという問題があります。

先ほどの金澤先生が講演のなかで出しておられた資料の 11 ページに、近代イギリスの福祉の混合経済という項目がありました。第 1 の段階は、自助、セルフ・ヘルプ。第２の段階は互助でミューチュアル・ヘルプなのですが、日本での互助は、家族といってみたり近隣といってみたりして、ここに何を当てはめるかが違っているようです。第 3 段階は、先ほどの金澤先生のお話ではチャリティと書いてありますが、これは日本だと職域とか自治体が入っていて、イギリスとは異なっています。言い換えると、自助、互助、共助、公助と、ここでいうチャリティとの関係がどうなのだろうかということを、先ほど伺いながら考えていたのですが、このことと「公共」というのはどのように関係するのだろうか。

例えば、共助はすべて公共といえるか。公助は公共の一つだけれど、公共ではないと一般にいわれるわけですが、では共助は公共であるか。互助は公共ではないのか。そういうような議論をしてもよいのではないかと思います。一般にどういう要件がある場合に「パブリック」という定義をしてよいかという問題を考えてはどうかと思いました。

これが私の報告の趣旨で、あとは簡単に補足して終わりにしたいと思います。

５の(3)の地域型組織について。これは町内会、自治会ですが、現在その機能が弱くなってきており、今後、どのように地縁型組織に事業的な側面を取り入れるかという課題があり、これについては、地域協働体をつくることが有効なのだろうと思います。

５の(4)のＮＰＯ型組織ではいろいろな活動が行われていますが、やはり活動基盤が弱く、また、事業収入の割合が非常に大きい。私の資料の９ページをごらんいただくと、これは金澤先生の本から算定し直したものですが、いわゆるボランタリー・アソシエーションズ

といわれている組織の収入の内訳が下から２つ目に出ています。

これによりますと、イギリスのボランタリー・アソシエーションズの場合、一般寄付が18.2%、年次寄付が15.3%で、これでもう33%です。配当金が7.8%ですから、これで40%を越えます。これに対して事業収入は 12.5%しかありません。ですから、イギリスではいかに寄付という仕組みが、信託を含め非常に大きな役割を果たしていたということがわかります。これは大変に興味深い資料ですので、ぜひ先生の本をごらんになっていただければと思います。

日本では、このような寄付はなかったのか。戦前にはかなりあったということを聞いていますが、戦後になると、我々が勉強してきた戦後の福祉の中では、これはほとんどなくなってしまっています。これをどのように考えるのか。「寄付」という仕組みが基本にならないと市民社会は定着しないのか。その場合、公共性はどこに成立の根拠を求めるのかということが課題になるのではないかと思います。

地縁型組織についてもう少し補足したいと思います。最近では、自治会がＮＰＯを立ち上げる場合もありますし、ＮＰＯでも、地域レベルのものから全国的な活動をしているＮＰＯまでいろいろあります。それをどのように支援していくかという課題があります。資料６ページの６を見ていただくと、今申し上げたような組織基盤の確立のために地域コミュニティ税を導入するというアイディアが、先ほどの地域協働体の報告書の中に出ており、それによって、寄付や募金などをしやすくすると書かれています。また、これと関連として、個人情報の取り扱い、経済活動の定義、つまり事業収入と法人との関係をどうするか等といったことが指摘されており、これはよくわかります。

なお、先ほど金澤先生のご講演の中で、「投票チャリティ」という非常におもしろいお話を伺いました。これはお金を出した額によって決定権に差をつけようということで、そうしますと、お金をたくさん出せば、それだけ投票権、つまり慈善の対象者としてだれを選ぶかという権限を与えるということですから、おもしろいと思いました。日本では多分、慈善活動をして「私に決めさせろ」というロジックは多分ないのではないかなという感じがしました。

これは、やはりイギリスの市民社会の中でもチャリティの中にこういう問題があり、自発性と経済的合理性の間に矛盾があることを示しています。日本でももし将来、ＮＰＯが非常に盛んになってくると、経済性、あるいは法的・経済的合理性と自主性との間のコンフリクトが起きるのかどうかわかりませんが、これから将来の展望をするときにはそういうことも考えていくとよいのではないかと思いました。

まとめです。チャリティという言葉なのですが、これは単に「慈善」ではなく、もっと公共性を持っている、あるいは共同体の基礎になっているのがチャリティということになります。そうすると、我々が今議論している公共性というのは、それが日本ではどのような形態をとるのか。この点からも、金澤先生のご著書におけるイギリスとの比較がおもしろいのではないか思いました。

大変に抽象的で雑駁な議論になりましたが、これで一応終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。小林さんからは、新たな公共ということについて、現在起こっているさまざまな議論の整理をいただきました。先ほどの金澤先生のお話しのチャリティという中でパブリックという概念が出てくるわけですが、その公共性というのはどこに求めるのかということで、単にチャリティだけではなくて行政も含めて全体像としてどうとらえることが非常に大事なのではないかという、きょうの全体の議論の焦点づけを頂くお話をしていただいように思います。

それでは続きまして、山岡義典さんから、お話をいただきたいと思います。

山岡　山岡でございます。きょうのタイトルですが、「新たな公共」ということでして、「新しい公共」ではないのですね。あえて言葉を変えたのでしょうか。「新しい公共」というと一つの固有名詞というか、円卓会議の結論が「新しい公共」で、あれで「新しい公共」が固定されてしまうと困ってしまうので、ここではあえて「新たな公共」ということで、政府の言う「新しい公共」とはちょっと違うよというような意味合いも案外含まれているのかなと。だから、こういうふうにしてよかったなという感じがしております。

私のお話ししたいことはレジュメの 10 ページにございますが、まず最初に「新しい公共」とか「新たな公共」とかいろいろな言い方がございますが、私どもがこういうことを 10 年前にくらいに言い出したときには、「そんなことを言い出したら世の中はめちゃめちゃになってしまうよ」といって、特に公共政策を専門にしている研究者あたりからはかなり批判を浴びました。

そのころのことを思い出しながら、私が当時どんなことを考えていたのかというのを、お手元の資料に入れさせていただいております。資料の 10 ページは、『政治参加する７つの方法』という今は亡き筑紫哲也さんが編集された新書の中に私が書いたもので、その前後からＮＰＯ法人という一つの組織概念が生まれて、一体これは何なのだろうと位置づける中から、こういう形で我々ＮＰＯは一つの新しい公共の担い手であるのだという概念図を描いたわけです。

右上の四角い部分が「官による公」ということで、これは国家、地方自治体。実際には国家については三権分立ということで司法・立法・行政府がありますし、自治体では都道府県や市町村など、いくつかのいろいろなものがありますし、その中にも立法府と行政府がございます。そういう「官による公」に関しては、企業や個人、市民・国民・住民といろいろな呼び方がありますが、黒い実線で示しているように、それぞれ法律に基づいて義務として納税もするし、また権利として選挙で投票し、あるいは住民投票をする。企業には投票権というのはないわけですが。そして我々は「官による公」によってサービスを受ける権利を持っているということです。

それに対してもう一つ右下の方は、上の「官による公」が四角のがっちりした枠組みを持っているのに対して、フニャフニャしているというか、点線で示すように、あるような

ないような、そしてバブルのごとく、泡のごとくいろいろなものが、小さなものも大きいものもあるという、これがＮＰＯ等ということで「民による公」と言うわけです。

そしてこれは、いろいろな形でサービスを任意に提供する。そして市民もそれにボランティアとして参加し、また寄付を行う。企業も寄付をしたりするわけですが、これは全部、任意である。法律に基づいた義務ではないということです。社会サービスを提供するわけですが、これも任意であって、義務としてではない。

こういう全く法律体系の下の義務・権利の関係で行われる「官による公」と、そうではない任意の「民による公」があって、そして一方では、「民による公」が「官による公」に対して政策提言し、また監視をする。あるいは、「官による公」は「民による公」に法人化の許認可を与えて監督するという部分もある。同時に、新たな関係として協働、提携というようなことがこれから起こってくるのだということを、10 年前くらいに私どもはイメージして、この絵が正しいかどうかはわからないのですが、一つの我々ＮＰＯの立ち位置というものを、こういう形で描いたということがあるということを、ちょっと思い出しながら引っ張り出してみたということです。

それから、その直後なのですが、約９年前、ここで私は「新しい公共」という言葉を初めて文書に使った。このときには、「ＮＰＯというのは何ですか」とよく聞かれるわけです。「ノン・プロフィット・オーガニゼーションです」といってもよくわからない。そこで、「ニュー・パブリック・オーガニゼーションですよ」というようなことを冗談半分に言いましたら、「そうだ、そうだ」と。「我々はニュー・パブリック・オーガニゼーションなのだ。新しい公共の組織なんだ」ということで、冗談半分に言った言葉がかなりまじめに受け取られて、「そうだね」という形で話していたことが、ここに書いてあるわけです。

これは国際的にこういう言葉があるわけではありません。ニュー・パブリック・マネジメントという言葉は国際的にありますが、あれとは少し違うのです。日本では「公共」というと、政府のすることと言われていましたが、いまや市民による新しい公共の重要性が主張され始めたのだと。され始めたというか、我々がし始めたのだという思いですが。そして、国家や自治体などの政府を旧来の公共、すなわち「官による公」の担い手とすると、ＮＰＯは新しい公共、「民による公」の担い手と理解することができるわけだと。そういう形で、ＮＰＯというものを積極的に位置づけていったというのが、９年前に書いたものです。

その後、こういうことをあちこちで議論しながら、最終的な定着点というのは５年前に出しました『ＮＰＯ基礎講座』の新版で、これは後で発言される早瀬(昇)さんにも共著で書いていただいていますが、その中に、以上のすべてを通じていえることは、「ＮＰＯは新しい公共の組織であるということです」と言い切った。日本ではパブリックというと政府のすべきこととされてきましたが、これからは民間も独自のスタイルでパブリックな役割を担うべきでしょうと、淡々と書いていますが、それを担うのがＮＰＯだということです。

この場合のＮＰＯはＮＰＯ法人に限るつもりはございません。ＮＰＯ法人が中心にはな

りますが、実際には財団法人、社団法人、特に新しく生れた公益法人、一般法人は主務官庁のコントロールの下にないということで、私は純粋なＮＰＯの仲間だというふうに思っていますが、従来の公益法人の場合も、相当に意識して「ＮＰＯだ」という意識を持ってやれば、そういうものもＮＰＯと考えていましたし、法人格を持っていない任意団体でも、しっかりした組織としての継続性があればＮＰＯといってよいということで、私はＮＰＯという言葉をＮＰＯ法人ということではなくて、広く民間非営利組織、独立して継続的に活動を行う民間非営利組織はすべてＮＰＯというふうに理解しております。ただ、ＮＰＯ法人という法人形態ができたことによって、自立した非営利組織というものが具体的に見えてきたと言えるように思います。

次に、では「新たな公共」ということで、今までいろいろなところで描いてきた図面を元に、パワーポイントを用いて２つの点を説明したいと思います。一つは、制度化された社会サービスと制度化されない社会サービスということです。この図をごらんいただくと、楕円形で点線で描いてあるのが社会サービス・ニーズということです。これは、市場では供給できないけれども社会的に必要なサービスへのニーズということです。これは気づきによって生まれるものですから、気づかない人にとっては非常に狭い範囲になります。気づく人にとっては、大変広くなります。時代とともに、地域とともに、人によって考え方が違うので、これもフニャフニャしています。ですから、この社会サービス・ニーズというのは、気づけばニーズですが、気づかなければニーズではないわけですから、気づきによっていろいろでございます。

この部分で何がしかのサービスを提供する部分があるわけですが、このうち、ある部分については制度化される、法律・条例によって一定の枠組みのもとに制度化された社会サービス。これは制度的公共圏と呼んでよいかどうか。余りいいかげんな言葉を使うと怒られそうですが、そういうものがあって、従来の福祉というのは基本的にはこの部分を社会福祉法人が担ってきたということがいえるかと思います。あるいは、国や自治体が直接やるものもありますが、従来の措置費であるとか、委託であるとか、そういうやり方できちんと公金が入ってきて、その代わり、法律・条例に基づいて行うという部分で、この中で社会サービス・ニーズのあるものは、がっちりと確保できる。

しかし、その周りに、重要と思うものが、さまざまな形で制度化されていない社会サービスとして提供されるということです。もちろんこれは、従来の家庭でやってきたこと、近所でやってきたこと、地縁組織でやってきたことというのもありますが、かなりの部分の新しい問題に対して、市民団体、市民活動団体、あるいはＮＰＯ、場合によっては公益法人も担ってきた。あるいは、社会福祉法人においても、制度化された社会サービス以外のサービスをかなり積極的に担ったところもある。まさに大阪ボランティア協会がそうで、社会福祉法人ですが、さまざま新しいニーズを担ってきたわけですね。ですが、本当に制度化されていないサービスをしっかりと担った社会福祉法人というのは、余りなかったというか、法人制度自身がそういう枠組みになっていないのですね。

そして、制度化されていない社会サービスを提供する圏域を市民的公共圏と呼んでよいと思うのです。そしてその中には対抗的公共圏といわれるものも含むわけです。普通、西洋の方では市民的公共圏と対抗的公共圏というのは別で、むしろ市民的公共圏に対抗する形で対抗的公共圏ということがいわれますが、私はむしろ日本のような社会で考える場合には、そういう市民的公共圏の中にあって、むしろそれと相互に浸透するような形で対抗的公共圏を考えた方がよいだろうと思っています。

そして、こういう制度化されていない社会サービスが、ある時期、法制化し、制度化することによって公的なサービスになることもあります。また、公的なサービスを行うことを一定程度やることがある意味でまた新しいニーズを明らかにして、制度化されていない社会サービスを生み出すという、この相互の作用のダイナミズムが非常に重要と思っているわけです。

制度化された社会サービスも、もちろん非営利組織は協働という形で担うことはありますが、やはりこの制度化されていない、次々に起こってくる社会サービス・ニーズに対して、しっかりと取り組むところに民間非営利組織、ＮＰＯ、あるいはチャリティといってよいのかもしれませんが、その重要な役割があるというふうに考えています。

それから、今の絵は別に福祉に限らずすべての社会分野で使える図なのですが、もう少し福祉ということについて絞ったお話しさせていただきますと、我々はウェルフェアという形で社会福祉をとらえています。厚生労働省の英語の名前にもウェルフェアというのが入っていますね。ウェルフェアというのは、しっかりとした制度のもとに権利・義務の関係で確立したものとして考えられているわけですし、また考えないといけない。

ところが先ほどの制度化されていない社会サービスの領域というところは、まだそういう社会福祉事業にもなっていないようなさまざまな課題に対応している。これは、我々のより豊かな人生を実現していくという意味で、ウェルビーイングという言い方でとらえるのがよいだろうというふうに考えております。私の所属している法政大学の現代福祉学部の設立の趣旨は、「我々の言う現代福祉というのはウェルビーイングのことなのだ」ということで議論したようですが、まさにウェルフェアからウェルビーイングに、我々が日常より豊かな生活をしていくための課題がこういうふうに広がっていく。価値観も違うし、問題もいろいろあるわけです。法律的にどうかとか、外国人の問題はどうかとか、いろいろありますが、そういうものも含めてウェルビーイングへと発展させていく。発展させていくというか、発展しつつあるのだろうと思います。

そして、ウェルフェアの部分は、しっかりと行政が取り組むべき領域だと思います。そして、ウェルビーイングのうちのかなりの部分は、企業が市場を通じて提供するサービスによって実現されるものと思いますが、ウェルフェアとウェルビーイングにまたがる領域では、ＮＰＯというものが、民間非営利組織、あるいはチャリティと言ってもよいかと思いますが、そういうものが役割を担うべきだろうと思うのです。

その部分には「やわらかい制度化の領域」というふうに書いておりますが、ＮＰＯ法人

制度とか寄付金控除制度とか、そのほかさまざまな税制優遇あるいはそれに対しての補助金の仕組みとか、そういうものも含めていろいろな形で、かたい制度とは違うやわらかい制度化の領域がある。

最近はこの辺でいろいろな法律が出ていますね。自殺防止基本法とか、あるいはホームレス自立支援法とか、ＤＶ法とか、いろいろな形で従来の福祉とは少し違う形で出てきています。これからもいろいろ出てくると思います。それは福祉なのか、福祉ではないのか、よくわからない。しかし、ウェルビーイングという点でいうと、やっぱり我々の生活に重要な役割を持っている。

それも、非常にかたい仕組みががっちりできている、介護保険制度のようにできているというわけではなくて、「それぞれの自治体が責務を負う」などと書いてあって、自治体がしっかりやりなさいよというふうな法律であったりするわけですが、そういう意味でやわらかい制度化の領域というものがここにあって、そしてそれに対応するところにＮＰＯの領域があるのではないかというような絵を描きながら、我々は日々いろいろな活動を展開しているということでございます。

「終わりに」はまた議論の中でお話しさせていただくとして、一応これで私の話は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。市民的公共圏なり対抗的公共圏という概念の中で、一定の緊張と協働の仕組みづくりについてご報告頂き、そのことがウェルビーイングにつながるというお話しをただきました。ここではやわらかい制度化という議論をされていますが、さまざまな民が参画してつくるウェルビーイングということを、供給主体の立場から御議論いただいたのだろうというように思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして川北秀人さん、よろしくお願いします。

川北　こんにちは。御紹介いただきました川北と申します。本日、事前にいただいておりましたお題とは別に、このメンバーと、金澤先生のお話を伺いまして、１点追加した方がよいかなという論点がございます。それは、企業の位置付けについて、従業員が社会に参加したり、社会の中での福祉と接点を持つ際に、企業がその支え手になれるかどうかとについても、お話しさせていただきたいと思っています。

私どもの団体の本業は、市民団体の運営の支援です。「どうすれば会議をうまくできるか」や「どうすれば会員を減らさずに済むか」といったテーマで、日本全国の市民団体のための勉強会に、毎年 100 件ほどお招きいただいております。最近では、限界集落と呼ばれる高齢者率の高い地域にも、よくお招きいただきます。

今、画面でご覧いただいている「2020 年の世界と日本」という話は、最近では必ず、お話の冒頭にお伝えしています。「昭和と平成は前提が違いますよ」というお話です。

2020 年、日本のＧＤＰがこれから毎年１％成長しても、530 兆円くらいにしかなりません。去年から今年にかけて中国は日本のＧＤＰを追い抜くといわれていますが、ＩＭＦなどでは今後も毎年７％くらいの成長をするだろうと予測しています。７％成長が続いたと

すると、中国のＧＤＰは 2020 年には 1,100 兆円近くに達します。

ＧＤＰ1,100 兆円の中国と、550 兆円に届かない日本。そうです、2020 年には、日本のＧＤＰは中国の半分以下になります。そんなときに、今までどおりの基盤を前提とした税制や福祉システムを継続できるはずがないですよね。これは別に、谷垣さんや菅さんの肩を持って消費税をどうこうということではありませんが、しかし、今までどおりで続くはずがないですよねということです。

もう一つ重要な要素を申し上げますと、1990 年、バブルの絶頂期の年に日本の高齢者率はわずか 12%でした。それが今 23%くらい。０～14 歳の子どもたちは、90 年には 2,500 万人いましたが、今は 1,600 万人しかいません。つまり日本は、わずか 20 年間に子どもが３分の１も減ってしまった国なのです。人類史上、こんなに速いペースで子どもが減っている国はありません。

今後 20 年間について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は、さらに３割減っていきますよと予測しています。それも、合計特殊出生率が 1.5 程度に回復したとして、という前提です。

各社が発行されるＣＳＲレポートのうち、毎年 12・3 社ほどに第三者意見を執筆させていただいていますが、その実地確認のためのヒアリングで、そこに座っていらっしゃる損保ジャパンのＣＳＲ担当役員になられた高橋さんなどともお話しさせていただくときに、「企業はなぜワーク・ライフ・バランスを徹底せねばならないのか」をお話しします。

それは、女性だけでなく、男性の従業員も安心して子育てに参加できる社会に、子育てしながら働き続けられる会社に変わっていかない限り、日本の人口は戻らないですよ、ということです。日本の人口が戻らなければ、日本の経済基盤も当然、損なわれたまま進んでいく。こうお話しすると、経営者の方々にもようやく、少子化やワーク・ライフ・バランスという問題の本質を理解していただけます。

再度、高齢者率を見ていただきたいのですが、1990 年に 12%だったのが 2010 年には 23%に、この 20 年間に 65 歳以上の高齢者は２倍になっています。では、高齢者１人を何人の生産人口（15～64 歳まで）で支えているかと割り算すると、90 年の時点では５人で１人を支えればよかったものが、今は 2.7 人で１人を支えている。つまり、生産人口１人当たりにかかる高齢者を支援する負荷は、わずか 20 年の間に２倍になっていて、しかも 2020 年には 2.0 人で支えなければならなくなります。

今年新卒で採用された新入社員さんたちは、約４割が一人っ子です。その方々のお父さん・お母さんがそのお子さんたちを生んだのは、28 歳くらいのとき。ですから、場合によっては、一人っ子で、しかもお父さん・お母さんがもう 50 歳というのが今年の新卒入社の人たち。入社 10 年後に一人っ子同士で結婚したときには、お子さんが生まれる前に親御さんの介護が必要になる、ということも考えられなくはないですね。

今までの社会は、就職した、結婚や出産を機に女性が退職する、ということを想定してしまっていた企業の経営を、そうではなく、せっかく採用して、育成のコストもかけた人

たちをちゃんと働き続けさせながら、介護や看護や子育てを続けられる会社に変わらなければだめですよということです。

つまり企業にとって福祉とは、従業員がたまたま利用するものではなく、従業員がちゃんと企業の支え手になり続けるために不可欠のもであることを、ようやくわかっていただけるようになっています。

リーマン・ショックのときには「100 年に１度」と言われましたが、日本にとっての 100 年に１度はこれからです。高齢者の数はまださらに増えていく。子どもの数も減り続けてしまうかもしれない。

もう一つ大きいのは、昭和 30 年代から 40 年代にかけて先輩方がつくってくださったインフラも、高齢化しているということです。

道路や橋などの法定耐用年数は、50 年です。私は昭和 39 年、東京オリンピックの年に生まれました。今年で 46 歳になります。人間も 46 歳になると、このくらい後頭部が薄くなってきたり、ガタも来ます。

このように、今までどおりの社会経済システムを前提とした企業経営はもう成り立たないと、企業の方にもお話ししています。今まで企業にとって福祉とは、ＮＰＯと連携するといっても、ＮＰＯに配分的に寄付をする。「お金が余っているから、寄付をあげましょう。よいことをしていますね、頑張っていますね。これからも頑張ってください」という考え方だったものから、戦略的な投資へと変えていく必要がある。

自分たちの従業員の暮らしを見ていて、また現代社会で特に緊急なニーズを持つ方々に対して、どう対処するか。そんな「対症療法的福祉」ではなく、最小限のセーフティネットは行政の仕事だとして、企業が今、何をせねばならないのか。

先ほど申し上げたように、2015 年や 20 年に向かって、さらに厳しくなっていく我が国の社会経済システムに対して、どんな手法が今後必要なのかといった、研究開発に当たることや、行政の先を行く先駆的なプログラムをつくっている団体が、行政と話し合ったり働きかけたりして社会システムにするための研究のように、活動に対して「お金が足りなかったら、使ってください」という補いのお金を出すのではなく、投資、つまり次の段階へのチャレンジにお金を出すことが必要であることが、おわかりいただけるかと思います。

そういう意味では、企業の方々にも、福祉分野における貢献にもぜひ戦略を持っていただきたいと申し上げています。なぜ戦略が必要か。福祉といっても広い。高齢者の福祉、障害をお持ちの方々の福祉。そういった分野の中で、自分たちの会社がどのテーマについてより掘り下げることによって、チャレンジしている、より先駆的に深く掘り下げている団体を応援し、社会にとって長期的によいインパクトを出せるのか。

企業と行政とＮＰＯとの間に役割の違いがあるならば、ＮＰＯは目の前で起きていることに反射的に動きます。今日お越しのみなさま方もそうかと思いますが、福祉分野で活動していらっしゃる方々は、駆り立てられるかのように、目の前に困っていらっしゃる方がいたときに、それを放っておけないという気持ちで動かれた方が多い。

反射的に動くのがＮＰＯの一つの特性だとすると、それを恒久的なシステムとすべきかどうかが行政の担うところ。最小限のセーフティネットとして、信頼してもらえる社会基盤をつくっていくことが行政の役割だとすると、今まで企業は、そのどちらでもない存在として、受動的に福祉を見ていたかもしれない。

しかし先ほど申し上げたように、昭和から平成にかけて、もはや社会経済システムは、わが国においては同じではない。企業の存在価値として、まず次の日本を守るために、次の社会システムをより安全なものにするために、行政やＮＰＯがどういうことをせねばならないのかを促す立場、資金を提供する立場が大切です。

そして、会社を一緒に担っている従業員たちの暮らしをどう支えていくのか。もはや企業は福祉の受け手や、間接的な遠いサポーターという存在ではなくて、従業員と市民団体を継続的に支える基盤としての役割を担っていただきたい。

本来の資料とは違うお話しでしたが、ほかの先生方のお話が余りにもすばらしいので、アレンジさせていただきつつ、全体のペースを３分ほど戻すために早口でお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。企業のあるべき姿ということでお話しいただいたわけですが、最後になりますが早瀬昇さん、よろしくお願いいたします。

早瀬　大阪から参りました早瀬と申します。今日は４人のパネリストがそれぞれに違う角度から切っていって、休憩をはさんだ後のディスカッションがとても楽しみだなと思いますが、私に設定されたテーマは、新しい公共として注目されている、いわゆるＮＰＯといわれているものとは別に、市民による公共活動には地域の既存の団体での活動というものがある。地縁の活動とか老人クラブなどもそういうことになるだろうと思いますが、新しいタイプの活動と、地域の既存の活動との接点はどうなのだということを、実践的な視点で話しなさいというものです。

私は今、大阪ボランティア協会という市民活動を支える団体にかかわっていますが、もともと理科系で、電子工学を大学で勉強していたのですが、たまたまボランティア協会に学生時代に出合ったことからこの仕事にかかわるようになりました。そこで、ボランティア協会に入りながら、大阪府立社会事業短期大学という名前の福祉系の学校に行きまして、１年半、勉強しました。

そのときに「ああ、そうなんだなあ」と思ったのですが、最初、私は法学部に入ったのかなと思いました。法律の勉強をとにかく徹底的にするのですね。それは、先ほどの議長発題の話にもかかわるのですが、要は、スタチュトゥリー(statutry)、制度的な福祉というものがまずあって、その上でボランタリーなものがありますよということを学ぶため、まず制度的な福祉を学びなさいということだったわけで、全くそのとおりで、確かに制度の理解は重要なことです。しかし、僕自身は逆にボランタリーな活動からスタートした人間なので、最初は違和感がありました。もちろん、どちらも必要なことは当然なのですが。

そのボランタリーな活動が公式に評価されたのは、実際上は震災での出来事が非常に大

きな経験になったと思います。このあたりのことはよく話していることなので簡単にお話ししますが、震災でボランティアなりＮＰＯの活動が注目された時、その対比する相手は行政でした。行政の取り組みに対して、市民の取り組みがとても違うじゃないかというわけです。

当時は、どちらかというと「量」、つまり多くのボランティアが参加したということが注目されたと思いますが、実際には「量」よりも「質」の違いが重要でした。例えば、機動性です。目の前に問題に対してどんどん動ける市民の取り組みに対して、行政は全体の奉仕者ですから、全体の状況がわからないと動けないのです。非常に献身的に活動なさっておられましたが、公務員は動けない。状況を聞くだけで個別的に対応できないということで、随分苦労されていた。

あるいは、多彩さというのは、それこそ随分と差が生じた問題です。私どもは阪神・淡路大震災のときに被災地内にボランティアセンターをつくったのですが、最初に依頼があったのは…。そもそも最初は依頼も相談も来ないのです。ボランティアの方はどんどんいらっしゃるのですが、ボランティアに来てほしいという依頼はなかなか来ない。そのようななか、最初に受けた御相談は、「火葬場を探してほしい」と言われたのですね。

火葬場というのは探すものですか？　最初、全然、意味がわからなかったです。後でわかったのですが、あの時、芦屋市の火葬場は全壊したのですよ。私は西宮市に入ったのですが、西宮市の火葬場は壊れていなかったのです。でも、火葬はできなくなった。ガスがとまったからです。そのために、大阪側から被災地に持ち込まれたドライアイスは 56 トンです。実際には姫路などからもたくさん運ばれているようですが、そのデータは私は知りません。

火葬場を探すのも大変だといっている最中に、動物病院のお医者さんから電話があって、「私は獣医だから、ペットの世話だったらできます」というわけです。「だから、ペットを飼っている人に連絡してください」という電話を受けるのですが、我々は火葬場を探しているのですよ。「何をいうてんねん。おまえはあほか」…とは言ってはいませんが、そう思った。しかし、「あほ」なのは僕だったのです。僕はその時、ペットを飼っていなかったのです。だから、ペットを飼っている人の気持ちがわからなかったのです。

その後は反省して、リスを飼ったりしたのですが…。団地で飼えるものには限界がありますから。リスを飼ってからわかりましたよ。リスは何を食べるか御存じですか。普通、ヒマワリの種を与えるのですよ。でも、ヒマワリの種を救援物資で送ってくると思いますか。それが、送ってくるからすごいのです。考えてみれば、当たり前なのです。ペットショップをされている人は、自分のお店に来るお客さんの向こう側に被災者を見つけるのです。そういうことなのです。皆がそういう活動を始めるのです。だから、ものすごく多彩になった。

あの時、行政がペットの世話をすると言いだしたら、「何考えてるねん」と批判されます。行政は全体の奉仕者だから、当然、全体の過半数の人が賛成することをまず優先するので

す。でも、市民にはそんな拘束はない。だから、非常に多彩になった。あるいは、個々に応じることができるから、大変にあたたかくなる。

実は、この１から４までの特性というのは、市民だけの話ではないです。企業もそうです。１から４までは、企業も含めて民間の特性です。企業もあたたかいサービスが得意です。利用の多いお客さんに丁寧に対応するというのが、すごく得意です。私は実は飛行場の近くに住んでいるものですから、飛行機での移動が多いのですが、年間 50 回以上乗るとラウンジに入れるのです。そこはビールがただなのです。ＪＡＬの場合、年に 80 回以上乗ると、プレミアムラウンジというところに入れるのです。50 回以上のところに入っているビールがモルツだったとするでしょう。プレミアラウンジにはプレミアムモルツが置いてあるのですよ。分かりやすい。よいお客さんにはとても丁寧に接するわけで、企業もそういう点ではあたたかいのです。その点でいうとＮＰＯの特性は今までに言った１～４までに加えて５番目の話として、市民自身が自主的に社会にかかわる。別の言い方をすると、当事者になる。そのステージを作る、という点が重要だと思います。

社会問題を自分の問題として考える当事者になる。問題の焦点がどこにあるかということをいえる当事者になる。当事者をつくるというのは、市民活動のすごく重要なポイントなのだろうと思っています。

一つだけ例を挙げると、自殺対策基本法という法律ができましたが、自殺の問題は、当事者がいなかったことによって長い間運動ができなかった問題です。自殺というのは、当事者がなかなか生まれなかったのですね。毎年３万人以上の方が亡くなっていたといっても、亡くなった皆さんは社会的な運動の当事者にはならないのですよ。そんなことをいえるような状況ではないのです。自分のことで精一杯です。

でも、家族がいるじゃないか、遺族がいるじゃないか。遺族は、忘れたいのです。いえないのです。それがどうやって変わったかというと、自分の親は実は自殺したのだということを告白できた人がいて、そこから親を自殺で失った人たちが手記を出した。その中で、自殺というものに対する対策は、自殺の防止に加えて遺族の癒しということが非常に重要なのだという焦点ができるわけで、当事者がいないと対策が決まらないのです。どうしたらよいかわからない。だから、市民の自治力と書きましたが、市民という存在が主体になることがすごく重要なことだと思います。

さて私の本題は、そういう中でＮＰＯと地域の既存の活動との接点というわけですが、先ほどもお話があったように、ＮＰＯといってもいろいろな階層性があるわけです。私が描いた絵の一番外側はＮＰＯかどうかよくわからないといわれる共益団体なのですが、今日の話は地縁の活動と市民活動団体などとの関係です。同じ市民が担う公共活動の中に２つの形態があるわけです。まず、この関係を整理しなければいけない。

私はよく３つで整理しています。テーマ型ＮＰＯというのは、よくＮＰＯといわれるものであって、「この指とまれ」型。阪神大震災で非常に目立ったのはこの団体ですね。

もう一つのエリア型というのは、先ほどからいっている地縁、地域の活動です。実は地

域の活動が活発な地域は、被災地でも非常に復興が早かった。やはり平時の地域でのネットワークがしっかりしている地域は復興が非常に早かったわけで、やはりどちらもとても大切です。

そこで、この表になぜ自治体が入っているのかがポイントなのですが、実は自治体とエリア型のＮＰＯ、地縁組織とは、その特性がとても似ていることを言いたいために、このような対比をつくっているわけです。とても似ているわけです。ある地理的範囲を対象にするというのは、自治体も地縁組織も同じです。自治会の会長さんは、その地域の住民のことは一所懸命に考えますが、ほかの地域のことにまで口を出しません。大阪市長は大阪市民のことは考えますが、京都市民のことを考えているかどうかはさっぱりわかりません。そういうものです。そういうことです。

あるエリアの中の全体の人たちに対して動く。

ところがテーマ型の団体は、エリアは関係ないのです。エリアを越えて、同じ問題にかかわる様々な人たちに向けて動く。随分と特性が違います。

問題は、この両者が結構、仲が悪いということなんです。でも、なぜ両者の仲が悪いのかと言えば、それは視点が違うからです。

地域団体のリーダーさんは、本当に大変だと思います。その地域に暮らす構成員の共通性というのは、今はほとんどないわけです。昔の農業が中心の社会だったら、皆が同じ産業に就いているわけです。共通の基盤がありますよね。今は、たまたま同じ地域に住んでいる、たまたま同じマンションに住んでいるだけです。分譲ならまだ地域への愛着が強いかもしれないけれど、賃貸なら移動の志向も高いし、ますます価値観が違ってきます。そういう皆さんの利害調整というのは、本当に大変だと思います。

一方で、最近、注目されだした「この指とまれ」型のＮＰＯは、好きな者が集まっているわけです。「このテーマが好きだ」というメンバーが集まっているわけです。そういうグループと比較すると、地域の団体では利害調整にすごく苦労なさっていると思います。

一方、「この指とまれ」、有志が集う団体は、行政と協働する際、何か委託契約を取ろうとすると、基本的にはコンペですよね。随意契約の時代ではないです。ところが、地縁団体はコンペなどしないのです。みな横並びでやるわけです。そこでなんだ、随分と待遇が違うじゃないかと有志志向の団体がカチンときたりする。

肝心なことは、どちらも必要な存在だということです。

その両者をどうつなげたらよいかということですが、この両者の連携のポイントは、結論的にいうと「依存力」だと思っています。人に頼れる力、自分だけで抱え込まない力。そこがポイントだと思うのです。

何を言いたいかというと、僕は大阪ボランティア協会で常務理事をしながら、日本ボランティアコーディネーター協会の副代表理事もしているのですが、ボランティアとボランティアに来てほしい人をつなぐ仕事がコーディネーターです。

コーディネートという言葉にはもともと対等にするという意味があるのですが、実際に

はボランティア活動をしたい人とボランティアに来てほしい人を対等な関係でつなぐのはものすごく難しいです。なぜかというと、ボランティアに来てほしい人は、本当はボランティアに来てほしくないからです。本当は、家族に来てほしいのです。本当は、行政サービスを使いたいのです。本当は、企業の商品を買いたいのです。赤の他人に、権利として要求できないことを、お礼も払わずに援助を期待する人は少ないのです。

皆さんの中でもさまざまなボランティア活動をしておられる方がいらっしゃると思いますが、では皆さんは、何か困ったことがあったときにボランティアに来てほしいですか。そういう人は実際には少ないのです。家族に頼れない、あるいは行政を使えない、とても高くて買えない。だから仕方なくボランティアに応援を依頼するのです。そういうことが圧倒的に多いのです。

「助け合い」には壁がある。その壁をどう超えるかなのですが、阪神・淡路大震災のときにこんな経験をしました。

震災でもボランティアの依頼はなかなか来ませんでした。ボランティア活動をしたい人はいっぱい来ますが、ボランティアに来てほしいという依頼は全然来ない。「何かすることはありませんか」と、最初は回ったのです。だめなのです。何と言われたかというと、「おまえら、見物に来たんか。帰れ、帰れ」と。

では、何と言えばよかったのか。こう言えばよかったのですよ。「困っている方を御存じありませんか」と。「何かすることありませんか」と同じじゃないかと思われるかもしれませんが、全然、違うのです。スライドに英語も書いてありますが、「何かすることはありませんか」は「メイ・アイ・ヘルプ・ユー？」。なぜこれを書いたかというと、「何かすることはありませんか」というのは、主語は「私」なのです。「私は何かできませんか」ということです。

一方、「困っている方を知りませんか」というのは、「あなた」が主語なのです。この、ちょっとの違いで反応が変わるのですよ。

「近くで困っている方を御存じありませんか」とたずねると、「俺も困ってんねん」と返ってくる。「早よ、言うてや」という感じですが、それがなかなか言ってもらえない。つまり、弱みを見せられないのですね。弱みを見せられる人は、実は助けられるのですよ。弱みを見せるというのは、実は芯の部分での強さがすごく重要なのですが…。

もう時間がないのでやめますが、助け合いというのは、助けられる人の力がすごく重要なのです。この、助けられる力では、こんなことを言うと男女差別だと怒られるかもしれませんが、女性の方は助けられる力が強いのですね。男性はだめです、全般的に。人に道を聞けないのですよ。すぐに奥さんに、「おまえ、ちょっと聞いてこい」と言ったりして。自分で聞けばよいのに、聞けない。やはり他者に頼めるという、頼め合える関係をうまくつくり上げることですね。

だから地域の活動と有志の活動についても、自治会だけではようやらん、ＮＰＯだけではようやらん、行政だけではようやらん、企業だけではようやらん…と言い合える関係を

つくる中で、さまざまな主体が協働できるのではないかということで、私の話を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。先ほどＮＰＯと既存の民間組織は、ユーザー側が助けられる力をどうつけるのかということが一つのポイントではないかというお話をいただきました。今、４名のシンポジストの皆さんの話が一応終わりまして、今から 10 分の休憩をとり、50 分からもう一度再開させていただきます。それでは、休憩の時間にさせていただきます。

（休憩）

それでは、再開させていただきたいと思います。４名のシンポジストのお話が終わったわけでございますが、最初にフロアの皆さん方から御質問、御意見を伺っていくことから始めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。御質問はいかがでしょうか。ご質問やご意見を頂く場合には、できましたら、所属とお名前を言っていただくと大変にありがたいのですが。よろしくお願いします。

質問者　「新たな公共」という意味では、まずサービスを受ける側の人の行政に対する一種の敵愾心みたいなものをなくすことから始めないといけないのではないかというふうに思うのですが、それに対しては何か考えというものがあるのでしょうか。ちょっとそういうところを聞きたいと思いまして、質問させていただきました。

白澤　ありがとうございます。これはどうでしょうか。早瀬さん、さっき受け手の話がございましたが、いかがでしょうか。何かお答えいただくことはございますか。

早瀬　もう少し御質問を補足していただいた方がよいと思うのですが、「新たな公共」について、サービスを受ける側からの行政に対する敵愾心とおっしゃるのは、行政が本来すべきことを行政が責任を放棄して「新しい公共」なるものを言っているという、そういう文脈でしょうか。

質問者　そういう文脈ではなく、例えば自殺の話も出ましたし、障害を持った家族や親の話もありましたが、そういうサービスを受ける側の親や、自殺してしまう方々の持つ「行政は何もしてくれない」。ゆえに民間に丸投げしているという感じの敵愾心とか反感みたいなものがやはりあると思うのです。そういうものをまずなくすことが、ある程度必要なのではないかと思います。また、それに対する対応策というのは考えられているのかなと思ったわけです。

早瀬　例えば自死する人が、行政に対して特別に敵愾心があるかどうかは、ちょっとわからないところがあります。いろいろな方がいらっしゃいますので。ただ、つながりを失っておられることは、ほとんどの場合に確かなので、その点でいうと行政も含めたソーシャルサービスに対する不信感というか絶望感があるということは、なるほどと思いました。

サービスを受ける側が行政に対してどう考えるかというのは、なかなか難しい話だと思うのです。先ほどの私の話は、民同士で助け合うときに、求める側と助けようという人との間で関係をつくるのがすごく難しい場合が多い。そのときに、僕はこういうことを思っ

ているのです。行政のことをどう考えるかなのですが、行政というのは本来的にいうと、住民全体で合意されたことをやっているだけ話ですね。だから、行政がやっていないというのは、元来、皆の合意ができていないわけですよね。民主主義的に考えると。

だから、本当は行政ではなくて、行政の後ろにいる住民全体の意識がそこまで熟していないからなのではないかと見るべきではないかと思うのですが、そう見ずに、行政はやはり大きな主体であるという、実際にそうではないかといわれるかもしれませんが、そのあたりの関係が非常に難しいと思うのです。

もう少しいうと、「新しい公共」あるいは「新たな公共」という言い方があるのですが、元・我孫子市長の福嶋浩彦さん（現・消費者庁長官）という方がいつもおっしゃっていることですが、「新しい公共」というのは、まるで行政の公共に対する対抗軸として言っているようだ。しかし、行政による公共、官による公共なんてあってたまるかと、彼は言うのですね。みんな市民による公共ではないか。市民がつくっている公共以外に、どこに公共があるのだとね。

ところが実際には行政というのは、非常に巨大な公共の主体というふうに見えます。なぜ見えるか。それは、我々皆が主権者ですよね。主権者なのですが、皆、利害が違うのです。利害が違う中で、我々同士で水平に議論し合いながらその中で妥協点をつくるというよりは、行政にぶつけるのですね。そこで行政の中で調整するのです。例えば、今の議会だって、議員同士が議論するのではなくて、皆が市長に陳情するわけでしょう。最後に行政が調整するのですね。調整するところが、それだけの権力を持つのですよ。

そういう構図を変えない限り、ずっと住民は被害者意識のままでいくと思うのです。その点でいうと、我々がもともと公共の、原理的には主体なのだから、我々同士の横の調整力をつけないといけない。

難しい課題が多い中、一緒に暮らしている人たちの間で合意がとれていない。それを行政が悪いというけれど、行政はだれが作っているかというと住民なので、その辺の回路がうまく回っていないなという気がしますが、お答えになっているでしょうか。

白澤　ありがとうございました。何か追加していかがでしょうか。山岡さんは先ほどウェルビーイングという話をされたのですが、先ほどの話というのは、供給主体がウェルビーイングでどう変わっていくのかという話だったわけですね。ゆるやかな対応をしていくと。それでは、社会サービスの受け手の側というのは、今の質問との関係でいえば、どういうようにウェルビーイングになっていくのでしょうか。

山岡　今の話でいうと、受け手、受益者はいろいろあるわけですよね。例えばＤＶ被害にあった女性ということでいえば、そういう人もいますし、外国人の子供たちといえば、そういう子供たち。ＮＰＯが目を向けるのは行政に対するというよりも、実はそのような潜在的な受益者。何もサービスが提供されなければ受益者にはならないわけですが、いわゆる潜在的な受益者が当事者として訴えかけていくという行為によって、提供する側が気づく場合もありますね。

「とにかく困っているから、何とかしてほしい」という声を挙げることによって、始まる場合もあります。そのときに、行政に対する敵愾心も初めにあるということもあるのかもしれないし、必ずしもそればかりでもない。いろいろな形で、「今はこういう点で困っているのだ」ということに耳を傾けることですよね。

そういう潜在的な受益者の声が挙がってくることもあるし、もともとそういう潜在的な受益者は自分たちが声を挙げていなくて、そういうサービスを受けることが大前提ではなくて、自分たちはこれでよいのだと思っていることもある。例えばホームレスの人たちが路上かどこかで生活しているとして、その人たちは特に声を挙げなくても、いろいろな人が来て時々食事を提供してくれるとか、あるいは少し相談に乗って、生活保護を受けて何とか住宅を確保してくれるとか。そういうことは、必ずしも本人たちはなかなか声を挙げないけれど、外にアウトリーチという形で声かけをする中から、それも強引にやったのではしょうがないのですが、声かけする中から、「自分たちにはこういう形で、もうちょっと別の生き方があるのだな」という形でだんだん気づいてきて、ウェルビーイングになっていく。

ですから、かなりいろいろだと思います。初めから、「当然行政がしてくれるはずなのに、してくれないのは何事だ」という形で出てくる問題もあるし、「なるほど、行政の仕組みとしてそういうものがあったのか」ということに後で気づくということもかなりあると思うのですね。あるいは、制度がないので、やはりきちんと一緒に新しい仕組み、法律、条例をつくっていこうという政策づくりに、当事者とそれをサポートするようなＮＰＯたちが一緒になってやっていくということもあるので、多様なあり方があるという感じがします。

しかしやっぱり、声を挙げてもだれも聞いてくれない、気づいてくれないという社会でもあるのですね。声を挙げにくい。ですから、声を出せる社会にして、できるだけ我々もそういういろいろな声に敏感に反応できるような、そういう社会にしていかないといけないのではないでしょうか。「新しい公共」というのは、そういう意味でいうと、これまで気づかなかったことに気づいた人たちが担っていく。そういうところに、先駆性もあれば多様性もあるのではないかという感じがしております。ちょっとお答えになったかどうかわからないですけど。

白澤　よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、私の方から少し質問をさせていただきたいと思うのですが、最終的には先ほどの質問にもあったように、「新たな公共」をどう日本の中につくり上げていくのかというのが最終的なテーマではございますが、少し各論の議論を先にしたいのですが、きょうは企業の話、既存の組織の話、ＮＰＯの話も出てきたわけですが、川北さんからは企業のあり方ということで御意見をいただいたわけですね。それは、２つの道筋の議論をいただいたわけです。

そのような形で企業についての議論をまずはさせていただこうと思うのですが、このあたりについて、例えば早瀬さんあたりは、さっきの民間のＮＰＯやコミュニティというテ

ーマでＮＰＯ議論をされたわけですが、企業をそのあたりで位置づけすれば、どういうふうな形で川北さんのおっしゃっているような２つの道筋の議論の中に入り込んでいくのかについて、少し御意見をいただければありがたいのですが。

早瀬　1991 年ですから、今から 19 年ほど前に大阪ボランティア協会の中に企業市民活動推進センターという、企業の社会貢献やＣＳＲ推進に関する相談窓口を実はつくったのです。それからずっと企業市民活動をサポートする取り組みをしているのですが、これは何をしたかというと、もともと私どもは個人とＮＰＯのコーディネートをする、ボランティアに来てほしい人とボランティアをつなぐことをしていたのです。ところが、うちはたまたま企業人でボランティア活動の相談をしてくる人が多いのですが、企業人は会社に勤めているわけです。

ですから、個人が所属している企業にも視野を広げて、ＮＰＯと企業をコーディネーションする意味という横展開ができないかと考え、センターを作りました。そこでいくと先ほどの川北さんの話ともすごく接点があって、やっぱりこれまで企業とＮＰＯというのは、特に 1989 年以前は冷戦ということもあったので、「市民活動を頑張っている我々はなぜこんなに苦労しなあかんねん。これは資本主義が悪い」ということでボランティアを進めていく中では反体制的になるわけです。

ところが 89 年に冷戦が終わって、そういう話でもないよねということになって、社会体制に関する認識の面で共通の基盤ができたわけで、これで企業とＮＰＯとのパイプがつながりやすくなった。そういう時代にたまたまそういう部門をつくったのです。

その頃は、企業とのつながり合いを進めることに対して、ＮＰＯサイドの私の仲間からの反発もありました。「そんなにお金がないの？」などと言われたのですよ。企業にすり寄るほど金がないのかという言われ方なのです。僕は「企業が変わらないと、社会の何が変われるのか」と思っていたのですが、企業というのはそういう感じでしかなかった。営利組織と非営利組織の協働関係づくりということは、あの時代にはなかなか難しかったと思うのです。

それがだんだん変わってきている時代になってきている。その頃に私が一所懸命に言っていたのは、もともと企業とＮＰＯは、共に民間なので、民間同士が連携して動くことが、これまでの行政のプレゼンスがすごく強い国を変えることになる。公共活動は行政がするのだというイメージの時代に、民間同士の連携を強めるということで、両者をつないでいった。そういう感じでした。

白澤　その中で、例えばテーマ型とか地域型というのがありますが、企業はどちらの方とつながっていく可能性がありますか。

早瀬　まずはテーマ型だと思いますよ。

白澤　川北さんはいかがですか。

川北　基本的にはテーマ型だと思います。ただし全国的な会社と、地域の本当に小さな会社とでは、スケールの違いの問題はあります。

せっかくお話しする機会をいただいたので、今の続きで申し上げると、最近、企業の方々にとっても、自社の持続可能性、ただ単に今年儲けるだけではなく、来年も再来年も稼ぎ続けるために大事なこととして、一つはもちろん環境、もう一つは有能な従業員に働き続けてもらいやすい環境も挙げられています。

私どもが第三者意見を執筆する際に、一つの指標として挙げているのが、育児や介護や看護のための休暇や短時間勤務制度の有無だけではなく、従業員の何%がその精度を実際に使っているのか、という利用率という数字です。

この間、あるものすごく有名な会社の方とお話ししていて、それが本社の社員の１％しか利用していないという会社があった。でもＮＥＣでは 4.9%。日本航空では６％以上が利用しています。つまり、20 人に１人ぐらいはそういう制度を使っているというのが５％から７％くらいの会社なのですが、１％ということは、100 人に１人しか使っていない。

制度があるだけで、使えない。先ほどのお話と同じで、行政に対する不信感も、「我々はこういう制度を設けました。使っていない市民がいけない」といっているのと、「会社は制度を設けています。従業員は使っていませんが」というのは、同じことです。

公共サービスが使いにくいとか、あるいは周りがモノをつくっている会社ばかりで、うちだけサービス企業で休みが違うので、公共サービスが使えずどうしたらよいかということを考えていくと、テーマ軸と地域軸は、企業の規模や本業によって両面を使い分けなければならないと思います。

白澤　追加して川北さんに伺いたいのですが、今の話で早瀬さんから、10 年前には大変に厳しい状況であったと言うことです。「なぜＮＰＯが企業のところに行ったりするのか」というような話があったわけですが、現状ではどのくらい企業はそういうものに参画している状況ですか。

川北　接点が増えたことは間違いありません。我々が調べたところでは、企業がＮＰＯに対して助成金を制度として出していらっしゃるところは、15 年前に比べると２倍以上になっています。

ただし、リーマン・ショック以降、対応が変わってきたかなと思うのは、制度は増えているのですが、金額が減ってきたり、また、問題だと思っているのは、現場の従業員の方たちが、これを機に各拠点で行ってきた社会貢献活動を一気にゼロリセットしていること。我々は「企業版社会貢献仕分け」と呼んでいますが、地域の市民活動と一気に縁を切ろうとしている企業も、見えてきたりもします。

もちろん、制度がふくらんだ段階から、実質的に淘汰されるのは仕方ありませんが、しかし従業員に本当に働き続けてもらいたいと思っている会社は、ＮＰＯをパートナーだと思ってくださっています。しかし、面倒くさい。環境でも「金くれ」、福祉でも「金くれ」、祭りでも「金くれ」と思っているような企業は、「この御時世なので」が枕詞ですね。

お手元の資料にもご紹介しましたが、山口県で地場の中小企業を中心に、会社が抱えている課題の解決についてどう取り組んでいきますかという調査を行いました。例えばＣＯ

２を減らしましょうとか、家族に介護や看護が必要なときにそれを会社としてどう考えてきましたか、これからどうしたいですかと調査で伺うと、既に会社の中にそういう取り組みの制度があるという会社のほとんどが、ＮＰＯと組みたいとおっしゃっています。

今まで何もやってこなかったところは、今後も何もやらない。しかし、取り組みをある程度進めていくと、これは自分たちだけでは解決できないと思っていただける。先ほど早瀬さんがおっしゃったように、従業員個人が社会とつながっていく段階から、会社が行政だけと機能としてつながるのではなくて、ＮＰＯも我々もパートナーとして見ていただけるようになりつつある。それも、会社の困りごとを解決する。ＣＯ２削減も、従業員の家族のニーズへのサポートも、会社だけでできない場合に、地域のＮＰＯが使えるかどうか。

こんな例もあります。障碍を持つお子さんたちのための活動をしている団体や、子どものための相談電話が、新聞でいくら紹介されても、電話を掛けてくるのは大体お母さんや子どもたちだったりします。しかし、そういった活動を企業の方々にパンフレットでまとめて紹介する。例えば商工会議所を通じて資料を配布すると、お父さんたちからの電話が増えるというのです。

世の中にあまた出ている団体の情報は、どれを信用してよいかわからないけれど、少なくとも商工会議所を通じて会社が配ったものは、信用に足るものではないかと。我々をパートナーとして見ていただけるかどうかが、今は試されている段階かなと思います。

白澤　ほかに山岡さん、企業について何かございますか。

山岡　企業がこういう新しい公共というか、新しい福祉分野にかかわるのに、企業本体の活動そのものでかかわる部分があります。市場として新しく出てくるわけです。それともう一つ、企業内福祉ではないですが、企業の従業員が本当にウェルビーイングを実現できるような企業の経営を行っていくという部分がある。それからもう一つは、企業の社会貢献としてさまざまな形でボランティア休暇・休職制度とか、あるいは資金的な提供とかいう形でやる、企業フィランソロピーとして行う部分とがあります。この３つが産業社会の中できちんとできていけばよいわけですが、なかなかこれが連動しにくいようなところがあるかなと思います。

日本ＮＰＯセンターも設立の趣旨は、企業・行政・ＮＰＯの新しいパートナーシップを確立するのだというようなことで、今から 13 年前に設立したわけですが、そういう点で随分、企業会員の方に支えていただいております。損保ジャパンさんも企業会員第１号だったのですが、多くの企業に支えていただいて、多くの企業の社会貢献担当の方と一緒に、パートナーを組んで仕事をしています。

それから、市民社会創造ファンドというものをその後、8 年前につくって、これは企業だけではないのですが、基本的には多くの企業が資金的な助成をするにはどういうやり方をしたらよいだろうかと相談に乗るということで、一緒に市民活動への助成を行うという形がいろいろふえてきております。

企業の担当の方は、自分たちのやっている企業フィランソロピー、社会貢献の活動が社

内でなかなか理解してもらえないと、たいていの方はおっしゃいます。それはやはり、企業フィランソロピーというのは企業組織のフィランソロピー担当の部署の方が行うものであって、個人個人のフィランソロピーが社会の中でまだ根づいていないというか、そういう中で組織のフィランソロピーが先行して動いているということではないかと思います。

もっと幅広く一人ひとりがフィランソロピーあるいはチャリティといっているものに日常的にかかわってくると、「我が社がやっていることはすごい」とか、そういう関心がわいてくるのではないかと思うのですが、そうなるにはまだ大分時間がかかるのかなと思います。そういう面でいうと、より幅広く、別に企業に勤めている人だけではないのですが、すべての人が市民として、市民活動とかフィランソロピーとかチャリティとか、そういうものにより多くかかわって体験的に理解できるようになるには、まだまだ時間がかかるのではないでしょうか。そういう中で、企業のそういう活動も本物になっていくのではないかなという感じがしております。

白澤　ありがとうございました。小林さん、何かありますか。それでは、もう少し確認を広げていきたいと思うのですが、何か今までのこと以外に御質問はございますか。

質問者　交通の専門家で、イギリスのハックニーという民間会社があるのですが、これがフィランソロピーというか、あるいはソーシャル・エンタープライズというか、バスとか何かをさまざまな委託を受けて事業をやっている会社なのですが、そこにはＮＰＯをつくって、会社の中でサービスをやっている。そこの部署にいる人は全部、巡回制で給料は全く同じであると。

これが日本の中では見られないのですが、イギリスならではなのです。世界各地を見てもないのです。なぜこういうものがイギリスで存在して、日本では存在しないのか。こういうものの将来の展望はどうなのかとか、そのあたりでもし御意見をいただけたらありがたいのですが。

白澤　これは後で山岡さんからコメントをいただくことにして、ほかの先生方には、まとめの中で少し、今の日本の中でなぜそういう形にならないのかという話をしていただきたいと思います。

質問者　ちょっとお聞きしたいのは、金澤先生がよいかもしれませんがお聞きしたいのは、企業の社会貢献という話が出ていますが、チャリティとか友愛というのは個人レベルですよね。今の話は企業とチャリティの話みたいなことに行ってしまっているけれど、今のところの現状ではそれはとてもおもしろいけれど、イギリスの歴史の中で、チャリティというのは個人でずっとやってきて、自分の遺産を寄付するという文化でやってきて、そもそも企業というのは一体どこから来ているのか。

早瀬さんも言ったけれど、それは日経連が 1990 年の１％くらいのことをいっていて、どちらかというとアメリカの論理です。今はイギリスの論理でずっとやっていて、全然話の違うこと、次元の違うことが突然、企業になってしまっているけれど、その辺を整理してくれないと、きょうのシンポジウムの内容とは何なのかと。金澤先生の話で学びながら、

新たな公共を発展させてＮＰＯとかをやるということとは、ちょっと次元が違うのではないかと。それを少し整理してもらわないと。

白澤　きょうはさっきも申し上げたように各論で、私は地域社会の既存の組織とＮＰＯみたいなものがどうかかわりをするのかは、きょうの最後のまとめの議論はとしてそこにもっていこうと思っているのですが、先ほどの権利の議論とか、個人の権利であるとか、あるいは住民主体とかいっているけれど、先ほど例えば山岡さんがおっしゃっていたように、フィランソロピーを言うけれども、個人のレベルになるとなかなか定着しないということです。その問題は、一体どこで我々は収斂させるのかということで、もう一度チャリティ理論と整理しようと思っているのですが、最終的にはそういう議論もしたいと思っているのです。ただ、供給主体としての議論が最初にございましたので、簡単にまとめて、最終的に権利としてのチャリティみたいなものを日本の中でどうつくり上げていくのかというふうな議論にもっていきたいなと思っていますが、よろしいでしょうか。

質問者　地域の方で福祉の活動をしておりますが、金澤先生が先ほどイギリスでは、「この子が」という形で個人を大分アピールする法律の制度が昔ありましたということでしたが、今の日本の現実を見ると、小林先生の資料にもありますが、個人情報保護制度が 17 年度にできましたよね。ですから今の時代は、先ほど金澤先生がおっしゃった歴史背景からひもといていくと、今の時代は大分、個人というものが大事にされているかと思います。その辺で、今の日本の制度はどのように展開していったらよいのかということも、御教授いただければ幸いかと思います。よろしくお願いいたします。

白澤　それは、金澤先生のお話をぜひ入れながら、日本の社会の見通しはどうなのかという御意見をいただければありがたいと思います。そういうことで進めさせていただきますが、次に、地縁との関係ですが、私がなぜ早瀬さんにシンポジストにお願いしたかというと、早瀬さんはボランティア協会ということで、一方でボランティアなどの育成をされ、一方でＮＰＯの育成活動もされているということで、おそらくそこにギャップがあり、その中で結びつけ、関係性の調整が大変に難しいだろうというようなことでお話をいただいたのです。このあたりについて、ほかの先生方からも少し追加的なご意見を頂けませんか。先ほど仲が悪いというようなこともありましたし、焦点がそもそも違う。しかしながら、ウェルビーイングというところに大きく共通の項目を持っていると。ここでどういうふうな関係をつくり上げながらやっていったらよいのかということについて、いかがでしょうか。川北さん、いかがでしょうか。そして山岡さん。小林さんには社会福祉の立場からぜひお話しいただきたいと思います。

川北　先ほどイギリスの話をしていただきましたが、僕のボランティア事始めも、イギリスの団体です。青少年向けの冒険探検プログラムで、世界各国から参加する仕組みですが、そのときに自分自身で体感したのは、チャレンジを積極的に受け入れるのか、それとも面倒くさいと考えるのかといった、風土の違いです。

社会に課題があったとき、それをみんなでがんばって努力はするけれども、「みんなで力

を合わせることが大事なんだよ」と、成果より全員の合意を尊重するのが我が国だとすると、イギリスの場合、新しいことをする子たちは、地域の次の個性をつくってくれるかもしれないから認めていこうよと。地域の総意で進めるより、「私はこの子を応援するから、あなたはこの子を応援したら？」みたいな。先ほどの投票制に近い習慣は、ある意味、よい影響を残してくれているかなと思います。

地域福祉を日本で進めるときにも、例えば高齢者や障碍を持った方々、その保護者をどうするかというサポートを考えるときに、みんなで合意しないと前に進めないという日本型のコミュニティと、「それはそれぞれで大事なのだから、ちゃんとサポートするよ。動いていいよ」と言うイギリスのコミュニティとではアプローチは違うということを、金澤先生のお話を伺いながら感じました。

白澤　ありがとうございました。山岡さん、いかがでしょうか。

山岡　地縁組織あるいは地縁型の組織のような全員参加型の組織と有志が参加するテーマ型の組織の違いですが、いろいろなところでトラブルというか、最初はうまくいっていてもどこかでちょっとおかしくなってしまう。特に地方都市のＮＰＯ活動で、斬新的な新しい活動を思い切ってやっているところになればなるほど、そうなっていくというのは、一つは政治の問題があるのですね。地縁組織を通じての地域代表として送り出した市会議員とか、あるいは最近であれば合併のときの住民投票とか、どこかで政治にどう絡むかというところで、ＮＰＯの立場とかリーダーが非常に苦しむというか、そういう政治の問題というのは、特に地方都市におけるＮＰＯや地縁組織ではあるように思います。

それから大都市の場合では、地縁組織のＮＰＯ化とか、ＮＰＯの地縁組織化と呼んでいるのですが、大都市の場合は、時々女性の町内会長などが生まれてくるのです。あるいは、青年会議所で活躍していた人が 40 過ぎて退会し、町内会長になってリーダーが若返る。そうすると、地縁組織が急にＮＰＯ化するのです。

うちの近くでも、お祭りがなくなってしまったので盆踊りをどうするかということで、一回は中止になったのですが、青年団などの有志が中心になって、新しく別に平成何とか会というのをつくって、独自にやって、それでうまく寄付も集まって、その次の年からまた地域の青年団を中心にやるようになったとかいうことがありますが、そういう意味でいうと、大都市の中では地縁組織のリーダーが代わると、かなりテーマ型になって、地域でお金を集めてどこどこの救援に行こうとか、震災のときに「一緒に行こうよ」とか、地域を出たところも含めて活動するようになってくる。

そういう意味でいうとリーダーの問題というのが大きいですね。基本的にはＮＰＯのリーダーというのは若いお母さんであったり、青年であったりすることが多いわけですが、地域の町内会長さんというのは 30 年 40 年ではだめで、50 年、60 年くらい地域に住んでいる 70 以上の元地主の方とか、なんですね。そういうリーダーの性格が基本的に違う組織同士では、なかなか一緒にやろうとしてもうまくいかない。

お互いに、テーマ型ＮＰＯには「もう少し敬意を表して地域に入りなさいよ」などと言

うのですが、実は僕らもそれはできていないのです。だから、リーダー層の違いというのがあって、リーダーが何かのきっかけで交代すると、新しい関係ができるかもしれない。特に阪神・淡路などは、あれだけの災害が起こったことで町内会長は随分入れ替わって、若い人たちが町内会長になったところなどは、新しい動きをしていますね。

そういう意味で、リーダーをどうしていくのかというところが一つと、地方政治へのかかわり方をどうするのかということが一つ。地縁型の組織はかなり大きな力を持っているので、その中で「和をもって尊しとなす」というのをどういうふうに考えるかというのが、課題なのかなと思います。

白澤　ありがとうございました。小林さん、いかがでしょうか。

小林　地縁というのは、もともとその地に住んでたまたま出会ったという意味で、多分、町内会とか自治会という組織のロジックとは違うロジックがあるのではないでしょうか。町内会・自治会の会長とか副会長とか管理組合とかになると、責任が非常に重なってきます。有限責任ではなくて無限責任みたいな形になってくるので、重くなってしまうのだと思います。いろいろな問題が持ち込まれて、面倒くさくなってしまって、「それは私の話ではない」というようなことになってくるのではないかと思います。ですから本来、私は地縁というのは、ＮＰＯかどうかは別にして、何かもっと違うつながりのロジックがあるのではないかと思います。

次に、今言われている都市の孤立とか孤独死とか無縁とかいわれている問題ですが、これは地域の危機です。「またあそこで孤独死が起きた」というようなことは、町内会・自治会でも取り上げざるをえない状況になってきていて、これについて話をしに行くと、反響が大きい。

「では、何ができるか」という話になるのですが、私のかかわっているところでは、とにかく近所のみまもりだけはやってほしい、何かあったら知らせてほしい、あとは例えば地域包括支援センターが支援する体制をとっています、というような話しをすると、わりと協力してくださるのではないかと思います。住民が自分のところで全部抱えようと思うと難しくなるのですが、むしろ「ここをやってほしい」というように、きめ細かく仕組みをつくっていかなければいけないのではないかと思います。

関連して既存の組織という話が出ているので、民生委員についてですが、民生委員は50、60％は他人からお願いされて、やむを得ず民生委員になったという方々です。先輩の民生委員からは「簡単ですよ。月に１回集まればいいんです」くらいのことしか言われていないらしいですね。ところが、なったらこんな大変な仕事はないということになるのですが、他方で、やってみるとこれは本当に大変だが大切な仕事だと思う、というようなことになる。何とも不思議な制度です。

それにしても、民生委員さんにはもう少し、「この仕事とこの仕事」というよう、もう少し限定してあげないといけないのではないか。民生委員さんが、何でもかんでも地域のことをしていただくというのは無理で、発見とか簡単な支援には入っていただきたいが、Ｎ

ＰＯ型の組織を組み合わせた、もう少し柔軟な組織ができるようなことにならないか。現状では、行政サービスを孤立して受けている人と、一般の企業のサービスを使っている人との間に、ほとんどサービスを利用しないで孤立している人々が数多く出てきているのではないかと思うのです。

自分で地域のいろいろな活動に参加している人はそれでよいのです。それから、行政の支援が入っている人についてはある程度までわかりますので、あとは行政の中での支援のネットワークをつくればよいのですが、その中間にいろいろなボーダーから落ちている人たちがいるのではないかというのが、最近私が関わった調査の結果です。だから、ＮＰＯというのは多様なものであったほうがよく、ＮＰＯの原理と地縁の原理を組み合わせた組織ができないかと思います。

それからついでに、金澤先生のお話をうかがっていると、イギリスのチャリティというのは非常に積極的ですね。積極的というか、それをやることが社会的な名誉になる。社会的な承認を受けるためにチャリティの活動をするとなっているのですが、日本ではチャリティのような活動は、皆がやればやるけれど、あるいは、応分の負担の平等があればやるけれども、一人で何かやるということにはなかなかならない。これは文化レベルの問題だと思いますが、何かある活動を社会化するロジックがイギリスと日本では違っている、従って「公共性」も何か違うのではないかと思います。

それで、さきほどちょっとチャリティと公共性についてお話しましたが、積極的な形でつくる公共性というのを皆さんは考えていらっしゃるけれど、そうではない公共性もかなりあるのではないかというようなことを考えたものですから、以上のようなことを申し上げた次第です。

白澤　ありがとうございました。地縁の問題については今日、結論が出るようなものではなく、リーダーが代わるという議論であったり、あるいはもう少し多様な活動単位を地域の中につくり上げていくという議論であったり、見えてくる部分は少しあるのですが、本質的な議論にはなかなかならないのだろうと思います。おそらく多様な地縁組織をつくり上げていくことが今は大事な時期にあるのだろうと思います。

最後にもう一つ、個人の観点に移して議論をしていただきたいと思っているわけですが、冒頭の金澤さんの話の中で、チャリティというのは権利だという話。今の小林さんの積極的にかかわるという話とかかわっているのだろうと思いますが、そういうふうなことがなければ、なかなかこういったＮＰＯであるとか、あるいは既存の組織、企業、そういうものがある組織の全体としてなかなか成り立たないではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そういう意味では、どういうような形で個人の積極性や権利というものを生み出していくような社会をつくり上げていくのか。これが、イギリス社会の中にはチャリティとして形づいていると。そんなことをどう考えていったらよいのかという議論を是非してほしいのですが、まずは金澤さんに、その話を中心にしながらきょうの話のコメントを先にいた

だいて、議論を深めたいと思います。よろしくお願いします。

金澤　何せ私は西洋史というところで本ばかり読んで暮らしているので、こういう現場のお話を聞くのは本当に新鮮で、おもしろく思いました。異質な外国の何百年も前の歴史の話をするということも、少しは現在を反省するきっかけにはなるのだろうというような気はしています。先ほど大橋先生のおっしゃったイギリスとアメリカの違いというのは、まさにそういうことだと思って、一口にチャリティといっても、企業チャリティが異常に大きいアメリカと、イギリスでは随分では違って、最近のデータを少し見ると、企業からの寄付金収入はチャリティの総収入の５％くらいなのです。多いのか少ないのかよくわかりませんが、直感的には少ない気がします。

そして、やっぱり半分くらい、３分の１以上は明らかに個人的な寄付で賄われているわけで、そういう意味で個人の寄付をやる文化が非常に根づいています。川北先生のお話に非常に感銘を受けたのですが、企業に対しては戦略的な投資をしての寄付をお願いするというか、資金の配分をお願いするというわけですが、それよりももう少しベーシックなところで、「寄付文化」があらまほしきものであるとするならば、そういう潜在的な個々人の寄付者に対して、「戦略的に投資せよ」というふうな言い方が効果的なのかどうかというのは、歴史をやっている方からすると少し疑問に思います。

つまり、これは山岡先生がおっしゃったこととともかかわります。エンターテインメントということなのですが、寄付をすることが何か「皆がやっているからやらなければいけない」とか、義務的にやらなければいけないのではなくて、わりと「楽しいからやりますよ」という感じになることが、寄付文化を盛り上げることだと思われます。

また、山岡先生の３の図式で「ウェルフェアからウェルビーイングへ」とありますが、ウェルフェアというのは基本的に受け手だけの話なのですね。どうやって救われ、救うかという。だけどウェルビーイングというのは、与える人のウェルビーイングでもあるわけですよね。ウェルフェアは、与える人にとっては何の意味もないといえば何の意味もないわけですが、ウェルビーイングまで話を広げれば、それは与える人のクオリティ・オブ・ライフみたいなことでもあるのだろうと思います。

ですので、これは不謹慎な言い方かもしれませんが、楽しいチャリティにどうやってするかということが、今の日本で重要な問題なのかなと思います。というのも私自身、日本で積極的に何かそういう活動をしているわけでもありません。多分、ごく一般的な日本の住民なのだと思いますが、暮らしていて、別にＮＰＯの方々の姿は見えてこないので、それはイギリスに行ったときにその落差に結構、愕然とするところがあります。

イギリスでは、別に何の関心もなく暮らしていても、遠慮なしにチャリティ的なるものは目の中に飛び込んでくるし、対応を余儀なくされるようなふうになっているのですね。そこの違いって何だろう。やっぱり、特別に意識の高い人が特別に意識の高い人にアピールして、何か高尚なことをやっているというのが例えば日本のあり方なのだとすると、よい悪いは別にして、イギリスとは違うなという印象を受けます。

それから、小林先生のチャリティの定義のお話のところとも関連するのですが、イギリスではチャリティという言葉がそのまま現代でも使われて、何の不思議もない世界なのです。これを日本語に置き換えるとどうなるか。「慈善」と訳すと、語感は現代では明らかに違和感をもたらすわけで、日本の西洋史の研究者もチャリティを「公益」と訳す方が、20世紀以降の現実には即していると考えつつあります。

ですから、「日本にチャリティを」というより、「日本に公益的なるものを」というふうに考えると、もう少しチャリティという言葉でもって感じられる生理的な拒否反応みたいなものはなくなるのかなという気がします。

あとは、うまく受け手になるとか、依存する強さというような早瀬さんのお話があって、それはイギリスの歴史を見ていると大変に強く感じる点です。受け手はうまいというか、うまく受け手でありえるわけです。チャリティ団体に救ってもらうときには、それ相応のありがたいポーズはとるわけですが、実際にどう思っているかなどというのは別の話です。もしかしたらそれは、「金持ちが偉そうに」と思っているかもしれないのですが、一応ポーズとしては「ありがとうございます」とやるわけで、それに対して与える方も、「そうか、そうか。よかったね」というふうにします。それはお約束というか、チャリティを与える側と受け取る側のパフォーマンスです。その型というのが、イギリス社会においては実質をなしました。そういう、本音はともかくとしてお約束の型というのをつくっていければ、それは寄付文化の形成にもつながってくるような気がしました。

何分、現場知らずで世間知らずですみませんが、このようなことを歴史をやっている側からは感じました。

白澤　どうもありがとうございました。もう１点、追加して質問をさせて頂きますが、冒頭の話とも関係あるのですが、寄付文化ということではなかなか根づいていないわけですが、そのことについて何か、こういう形では日本では方向づけができるのではないかということを、きょうの話の中で感じたりすることがあれば、一言でも言っていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

金澤　ちょっと話はずれるかもしれませんが、私の生活実感からすると、先ほど私はイギリスの社会の中で共同体意識――いろいろなレベルの共同体ですが――の強さ、そういうお話をしましたが、そういう感覚は正直、今の私にはほとんどないと言えばない。だけれども、イギリスではおそらく、現在もある意味の共同体意識とか郷土愛とかいうものはすごく強いと思うのです。表には出さないけれど、実はすごく地域が好きみたいなことは多いと思うのですが、ではなぜ共同体への愛着というのが私にそれほどないのかというと、やはり共同体的なイベントに参加することがほとんどないし、自分の生まれ育ったところ、ないしは今住んでいるところの人たちと普段交わる機会というのは、基本的にはないということがあると思います。

私は数年前まで千葉県柏市に住んでいましたが、３、４年住んでいたマンションで結局、隣の人がどういう家族構成かわからなかった。もちろん名前も知りませんし、男性か女性

かもわからないし、どうやら子供がいるらしいとか、そのくらいもわからないのです。でも、それでも普通に生活はできるわけで。

そういう地域のチャリティ的なことをやれといわれても、何かピンと来ないような気はします。もっと顔が見えるような機会が自然にふえるような仕組みがあればよいとは思いますが、さてどうやったらよいのかまではわかりません。

白澤　どうもありがとうございました。今のお話の中に随分、焦点になる議論が潜んでいるような気がするのです。先ほどコミュニティの議論で早瀬さんが２つに分けられましたが、逆に言えば、一方で山岡さんはテーマ型に変換していくＮＰＯの議論も出てきているとのことです。しかしながら、イギリスの話を聞くと、コミュニティとか、コミューンの話が出てきて、イギリスでは地域の中で皆が支え合っている部分がある。そういうものの形成と同時に、その中に個人がどうかかわるのかということです。

寄付文化というような話をすると、なかなかかかわれないけれど、地域というところを媒介にすると、個人がかかわる部分が出てくるのではないかと考えられる。でも、その機会も薄い状況です。同時に、ＮＰＯの今までの議論の中でいえば、逆に地域からテーマ型に変わっていく部分も出ようとしている。一方でそういう中で、ＮＨＫ的に言えば「無縁社会」みたいな議論が起こってきている。

こういうような問題について、一体どういうような形で新たな公共をつくるのかということについて、もう一度整理したいと思うのですが、いかがでしょうか。大変に難しいテーマですが、この問題を解き放つことが、新たな公共議論のベースになるのではないかと考えます。これは先ほど大橋先生のおっしゃった個人という問題が、地域の中できちんとした責任のある、あるいは権利として自分が地域にどう貢献していくのかということとかかわっているのだろうと思うのですが、そのあたりについて、思いと悩みを含めてそれぞれ研究なり現場で活躍されている皆さん方ですから、少し思いを含めてお答えいただければありがたいと思います。順番はどうしましょうか。小林さんから、いかがでしょうか。

小林　この問題はもう少し視野を広げてみると、結局東アジアの共通の問題ではないかという気がするのです。韓国も急激な社会変動に伴って同じような問題が出てきている。後発資本主義はとにかく先進国にキャッチアップしなければいけないので、とにかく生活とコミュニティを切り離して会社のために頑張ってやらなければいけないという宿命があるのではないかと思います。

イギリスはゆっくり発達してきましたから、それなりにコミュニティがあって、金澤さんが言わるとおり、入っていきさえすれば割合受け入れてもらえるような気がしますし、コミュニティ関連の施設もあります。なぜ日本ではコミュニティがなくなってしまったのか。都市部では、昔あった地域コミュニティがなぜこんなになくなってしまったかというと、とにかく面倒くさいことは切り捨てていくというようなメンタリティが基本になってしまっている。特定の機能だけを特化させていくと、こういう社会になってしまうのではないか、こうした流れの行き着く先が無縁社会というような形で現れてきたのではないか

と思います。

それでどうしたらよいかという話なのですが、やはりこれを行政の仕事とかたづけるのではなく、地域で活動をしている団体やグループの協力、あるいはネットワークの形成ということになる。その際、福祉の援助が、個々人の援助だけではなく、その前提となる生活の孤立に、どういうふうに入っていかなければならないかというのが現代の課題になってきているように思います。このような分野で立派な活動をしている団体や地域グループ、ネットワークを顕彰して、それをパブリサイズするというか広めていくということが、私たち研究者の課題ではないかと考えています。

白澤　ありがとうございました。山岡さん、いかがでしょうか。

山岡　先ほど金澤さんのご指摘で、ウェルフェアというのは受ける側の考えで、ウェルビーイングというのは支える側と両方の関係の概念であるというのは、非常にすっきりとして、なるほどと思いました。おぼろげにそんな感じはしていたのですが、そういわれてみるとウェルビーイングというのは、そういう双方のかかわりの概念だなあということに気づきました。

そこでやはり個人の寄付の話なのですが、最近幾つか新しい動きが出ておりまして、京都でもぜひ金澤先生にかかわっていただくとよいと思うのですが、京都地域創造基金というのができて、熱心に活動を始めている。それから、神奈川ではかながわこども未来ファンドというのが７、８年前にできまして、これは子供関係の活動をやっているＮＰＯがそういう活動を広げるために市民から寄付を募ってやろうとしている。それから、この間、千葉でも同じような活動を生協の人たちがやっているということで、３つの事例を交えて立教大学でセミナーをやったのです。

やはり、まさに個人の寄付が何によるかというと、チャリティ・イベントとか、会員になって参加すると楽しいという形です。そして、そういう中で寄付を集めてやっているというか、いろいろな人たちの工夫の中でやっている。地域を限定した場合には、顔と顔の見える関係ができますので可能になる。全国レベルになると、簡単にはそうはならないと思うのですが、そういういろいろな形での個人への寄付の呼びかけというのは、新しいバリエーションが生まれつつあるのではないかなと思っています。

早瀬さんが絡んでいらっしゃるあしなが育英会などは、そういう点では本当に先駆的な活動で、なかなかついていけないけれど、全国的だけれどもそれぞれの地域に張りついて寄付を集めている。そういう意味での新しい寄付文化を生む要素というのは、随分あると思います。

一方で、日本では寄付は、個人の寄付というより世帯の寄付なのですが、例えば共同募金は今、年間 200 億を切ってだんだん減ってきています。この共同募金は、その多くを町内会を通じて集めていますから、だから町内会には入らないなどという人もいたりする。何となく釈然としないけれども、やっぱり重要なのだからということで払っている人も多いわけですが、共同募金に代表されるように、日本の個人による寄付のかなりの部分がそ

ういう形でできている。

一方、でもユニセフという団体は共同募金以上に寄付を集めていますが、あれは別に町内会も何も利用していないですよね。おそらくユニセフの方が今後は共同募金より増えていくのかもしれません。新しい個人の寄付は本当に戦略というよりも、楽しみながら参加するということが大事です。参加するということを通じて、ウェルビーイングを高める。ウェルビーイングというのはそういう相互の新しい関係、楽しいものをつくるということでしょう。そういうことが、おそらく寄付文化をつくる上でのベーシックな戦略かなという感じがしています。それに勿論、寄付税制とか何とかいうことが絡むと促進されるということがありますね。

それから、チャリティをどう扱うかというのは私たちも今まで余り考えたことがないのですが、ＮＰＯができる前の研究会では、市民公益活動という言葉を使いました。これはほぼチャリティに当たる言葉と思います。

市民公益という概念は何なのだということですが、ＮＰＯ法の第 1 条の目的に書いてある「個人の自由な社会貢献活動」が該当します。「自由な」が重要なのですが、いろいろな考えでいろいろな人たちが社会的な活動をする。そのことがトータルとして、社会全体の公益を高めるという意味です。従来の公益というのは、事業仕分けの対象になりそうな公益法人ばかりが目に映っていて、本当は立派な損保ジャパン記念財団とか、私の元いたトヨタ財団もそうですが、公益法人というのも本当にすばらしいことをやっているのだけど、公益というと何となく一般に市民性がない。そこで市民公益という概念で考えた。今は税制も市民公益ＰＴ（プロジェクトチーム）というのをやっていますが、市民公益という言い方はチャリティの表現としてはかなり近いのかなという感じがしています。

ただ、市民公益という考えは、言葉自体もまだ一般には普及していませんので、本当にチャリティに代わるような、日本人のだれもが「もっともだ」というような言葉が別に生まれてくるのかどうか。あるいは、それを生み出していく責任が我々にあるのかもしれないという感じもしております。

白澤　ありがとうございました。それでは川北さん。

川北　白澤先生の最初の問題提起である積極性や権利をどうつくるか。福祉でも、公益でも、先ほどの交通も、選択を許すこととですよね。

最近の例で申し上げると、ふるさと納税がその典型例です。税は取られるものではなく、自分が選べるものだとなると、全然動きは違ってきます。力を入れて取り組んでいるテーマや、何に一番使いたいのかを明確に出しているところほど、ちゃんと集まっています。つまり市民は、ちゃんと選択肢を与えられ、規制が適切に緩和されると、「それをこういうふうに使っていこう」という気持ちが出てくるのだと思います。

ですから、権利意識をどう高めるかではなくて、ちゃんと使ってよいのだと、制度そのものを改めていくことが、一つのポイントです。ただしもう一つ、これは介護でもそうだったと思いますが、リスクをどう取るのか。つまり、選択にはリスクが伴うものだという

ことをぜひ、我々も市民の立場として理解しなければいけない。せっかく損保ジャパン記念財団でのお話なので、リスクの評価の仕方も、市民に少しナビゲートしていただくとありがたいですね。

自由度が高いというのは、当然、その分だけ自由の代償を負わなければいけないといったことが理解・共有されず、どうしても行政にお任せすることによって、結果として選択肢を自ら狭めてきたことが、福祉においても、交通においても、公益において起きてしまってきました。

市民がちゃんと社会に参加するということは、それが権利であるとことを意識させればさせるほど、その自由に伴う代償をちゃんと負いましょう、市民の側もちゃんとリスクを取りましょう、と伝えなければならない。同時に制度面では、選択肢を見せ、ちゃんと規制をゆるめていく。この２つを両立させていかなければいけないと感じています。

白澤　ありがとうございました。それでは早瀬さん、お願いします。

早瀬　先ほど金澤さんのおっしゃった、もっと楽しくできるような雰囲気をどうつくっていくか。これまでの「公共活動というのは行政がすること」というイメージになると、行政の仕事というのはすごく堅いのですね。公平にするということは、好き嫌いを許してはいけないですから、自分の嫌いなところに対してもしなければいけない。そういう点でいうと、すごく堅くなりやすい。そしてこれがそのまま公共活動のイメージになってしまう。

それに対してボランティアは、かなり異なる展開ができる。昔からよく言っているのですが、「ボランティア活動は恋愛に似ています」。だって、「無償の活動は大変ですね」といわれますが、恋愛も無償ですからね。

寄付についてですが、市民の社会参加には寄付とボランティアという２つの方法があるわけです。ところが、ボランティアの方がより尊ばれて、寄付は「金持ちがやっていることでしょう」と見られがちなのです。そこのところの文化をどう変えるかというのは、すごく重要だと思うのですね。

というのは、寄付というのは、本来、自分よりももっとうまくできる人がいるということを信じることなのです。そうでないと、寄付はしないですよ。ボランティアよりも寄付の方が、その点ではある種、謙虚ですよね。これは財団の活動もそうですね。財団自身が自らするよりも、だれかをサポートする方が、より社会的に効果のあるものができるのだと信じているから、助成財団をつくっておられると思うのですが、そういう意味ですごく謙虚というか、素敵な活動なのだということが、どう皆の中で共有されるか。その点で「とても素敵なことですね」と言い合わなければならないのではないかと思います。

もう一つは、昨年２月に堀田力さんに理事長になっていただいて、日本ファンドレイジング協会というものをつくりました。実際には鵜尾雅隆さんという方が中心になっておられるのですが、ファンドレイジング、つまり寄付を勧めていこうという協会をつくったのです。それこそ 2020 年には、日本の寄付の市場を 10 兆円くらいにしようという話を勝手

に言っているのですが。

ファンドレイジングを進める組織は世界中にあって、イギリスにも協会がありますが、寄付をしてもらうためには、２つの黄金ルールがあるのです。何か？　一つはもちろん、感謝することなのです。もう一つは、何だと思われますか。もう一つは、頼むことなのですよ。実はなかなか頼めないのです。頼まないから寄付しない。頼まれたら寄付するという人は、実はすごく多いのですね。それには、ファンドレイザーという寄付を進める人材の養成・研修をどう進めるか、ということが課題になります。

今日の話の文脈でいうと、日本ファンドレイジング協会では「寄付者の権利宣言」というものをまとめました。まさに寄付者に権利がある。もう一つあるのは「ファンドレイザー倫理綱領」というものをつくらなければいけなくて、今年の事業計画に入っているのですが、まさにファンドレイザー側の倫理ですよね。リスクをファンドレイザーがカバーしてくれる。そういう仕組みが進んでくると、日本でも私たちは 2020 年に 10 兆円の寄付がある社会をつくろうとしているのですが、そうなったらいいなと思っています。

白澤　どうもありがとうございました。時間もなくなってきましたが、最後にぜひこれだけは質問しておきたいということがございませんでしょうか。無いようでしたら、最後のまとめの時間に入らせていただきたいと思います。

きょうは金澤さんの講演と、それを受けてのシンポジウムで進めさせていただいたわけですが、本シンポジウムのねらいは、先ほど申しましたように、新たな公共というものを日本でどう形成していくのか。そのときには、公的な部分と民間の部分の接点をどういうふうに関係づけていくのか、同時に、民間の部分はどういう形態で形成されていくべきなのか、について、きょうのシンポジウムの中で何点か議論が深まったと思います。

まずは、民間についての各論的な議論を先にさせていただきましたが、企業のあるべき方向はＮＰＯとのかかわり等を含めながら、新たな価値を創造する企業の方に、意識が大きく変わりつつあるという議論がございました。ただ、リーマン・ショック等の中で、企業の中での仕分けも一定進んできている状況もありますが、企業が福祉活動の一端を担うということについては、新たな方向づけが出てきたというように思います。

次に大変に難しい問題でございますが、旧来の地縁組織とＮＰＯをどういう形で関連させ発展させていくのかについては、旧来の組織を必ずしもタスク型のＮＰＯのように変質していくわけにもいかず、地縁型組織は地域型であるゆえに意義ある中で、地域社会の中でＮＰＯ等と関連づけていくのかについて問題提起がされました。既存の団体が多様な形態を模索する中で、そのあり方を見直す中で、ＮＰＯと地縁団体が連携していくことの重要性が指摘されたわけです。そうした中で、企業も今までの議論からいえば、地域性とタスク性の両方を持ちながら、地域活動を展開していく方向性があるという議論がなされました。

以上が、民間部分の活動の整理ですが、では、そういうものをつくる土台をどうつくっていくのか。これがある意味ではきょうの金澤さんの話のチャリティの部分でもあるわけ

ですが、日本の中でそういうものをどうつくっていくのかということで、最後に４人の皆さんにもう一度お話をいただいたわけですが、4 人の話を総合し、私見も加えて、一つは自立した住民という住民が主体になり物事を決定していけるような社会をつくらないとうまく展開しないと言うことです。それは具体的にいえば、条件づくりとして、どういう社会をつくり上げていくのかというと、寄付文化にしても、民間の活動にしてもそうですが、楽しみや参加の機会をどう提供していくのか、あるいは、いろいろな選択肢を住民側が得られることが重要であるということです。そして、そこに得られることに対するリスクをできる限り少ないものとして支援をしていき、なおかつ残りを自己責任を持つ中で住民が自主的に活動していくということです。こういう社会をつくらない限りは、なかなか新たな公共という仕組みをつくり上げることはできないということだろうと思います。

そういう意味では、住民の活動により、自立した住民をつくり上げていく仕掛けの議論が必要だろうと思います。ただ、私は本質的な議論はまだ残っているような感じがするわけです。そういう自立した住民であるとか、あるいは住民主体という言葉の具体的な実践は、なかなかきょうの議論の中では十分に議論がされたわけではないと思います。

そういうものを一つひとつ、いろいろな仕掛けをつくり上げていく中で、きょういろいろ御提案いただいた仕掛けをそれぞれのところでつくり上げていく中で、実践をしていく中で、民間部分を大きく展開する中で、公の部分と緊張関係を持ちながら、なおかつ相互補完の仕組みをつくっていけば、イギリス近代社会が公と民で担ってきた相関的な議論が、日本でも具体的に可能になってくるのだろうと言えます。

そして、そのことは同時に、日本の中でいわれている「新たな公共」という問題について、私たちは一定の方向づけを示すことができることになると考えます。その意味では、「ニュー・パブリック」といった言い方がよいかもしれませんが、日本の中でどうつくり上げていくのかというのは、まだまだ見えない部分が多く残っているということで、何か大変に消化不良の部分を残したシンポジウムでありましたが、逆にそれは次の課題を持っていることが明らかになったという意味では貴重であったと認識に、きょうのシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。

シンポジストの皆さん、コメンテーターの金澤先生、どうもありがとうございました。

第１１回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念シンポジウム資料集

日時：平成２２年７月１０日（土）午後１時～５時
場所：グランドアーク半蔵門３階会議室「華の間」

主催　財団法人 損保ジャパン記念財団
共催　東洋大学社会学部社会福祉学科
後援　厚生労働省・一般社団法人 日本社会福祉学会
日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合
社団法人 日本社会福祉教育学校連盟

目　　次

シンポジウム『「新たな公共」としての社会福祉の創造
－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－』

◇　シンポジウムの趣旨とねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74Ｐ.～75Ｐ.

●　小林　良二氏

「ＮＰＯと地域の既存の活動との接点について（理論的な視点から）」

・・・79Ｐ.～82Ｐ.

「地域協働体と地域自治区の連携（図）」

（総務省ホームページ「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」より）

・・・83Ｐ.

「ロンドン・チャリティの収支報告一覧」

（『チャリティとイギリス近代』2008 年 12 月）所収・・・・・・・・84Ｐ.

●　山岡　義典氏

『「新たな公共」としての社会福祉の創造
－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－』（レジュメ）

・・・87Ｐ.～90Ｐ.

『安心できる生活の実現と市民的努力－市民・ＮＰＯの役割－』

（『社会福祉研究』第 102 号 2008 年 7 月）所収・・・・91Ｐ.～100Ｐ.

『ＮＰＯ活動の現状と役割』

（『現代の社会福祉－100 の論点－』2010 年 1 月）所収・・・・・・・・101Ｐ.

●　川北　秀人氏

「ＮＰＯと企業を結び付けた地域への貢献と可能性
－日本と世界の２０２０年を俯瞰して－」・・・105Ｐ.～113Ｐ.

●　早瀬　昇氏

「ＮＰＯと地域の既存の活動との接点について（実践的な視点から）」

・・・117Ｐ.～122Ｐ.

損保ジャパン記念財団賞シンポジウム

「新たな公共」としての社会福祉の創造

ー既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めてー」

シンポジウムの趣旨とねらい

平成 21 年度「損保ジャパン記念財団賞」は金澤周作氏の『チャリティとイギリス近代』（京都大学出版会）に贈呈された。本書の提示した大きな成果の 1 つに、これまでの日本の社会福祉発達史研究における定説を否定しうる内容を提示されたことにある。これまで、一般的には「チャリティは社会事業から福祉国家段階への先行段階として位置づけされ、乗り越えられるべきもの」という評価に留まっていた。しかし、本書はそれを否定し、チャリティがさまざまな問題点を孕みながらも、新救貧法による援助とチャリティによる支援とがパートナーシップをもって行われていたことを多様な資料をもとに実証した。同時に、チャリティがイギリス近代の日常生活に深く根付いた仕組みであり、チャリティがイギリス社会での文化そのものであることを示している。

以上の歴史的な観点からの指摘は、日本の現代社会における社会福祉のあり方に対して多くの示唆を提示している。具体的には、日本の社会福祉はどのようなサポート体制を、自らの文化の上に形成していくべきかが問われている。これは、行政依存の福祉サービス供給体制から、「新たな公共」のもと、行政の福祉サービスと民間の活動をいかに形成していくかの課題である。

本シンポジウムでは、公的な福祉サービスと、日本の文化の中で形成されてきた既存の近隣活動やボランティア、新たに形成されつつある福祉 NPO、新たな価値創造の担い手でもある企業が、いかにパートナーシップをもって、時には補完し、時には対抗する福祉活動の担い手を、いかに関係性を有しながら、全体として新たな公共としての社会福祉を創造していくかについて議論することにある。

シンポジウムでの論点としては、日本の「新たな公共」を福祉サイドから捉えた場合、理念的な仕組みはどうあるべきかのグランドデザインを浮き彫りにすることにある。これは、シンポジウムの最初の問題提起でもあり、また最終的に整理されなければならない課題でもある。そのためには、以下のような 3 点の各論の整理が同時に必要になる。

①行政の福祉サービスと民間の活動とのあるべき関係性を整理する必要がある。

②民間の活動間での、地域社会を核にする既存組織と、関心ということで繋がるNPOといった新たな組織との関係性を整理していく必要がある。

③利潤の追求と同時に新たな価値を創造していく担い手でもある企業と、NPOや地域の既存の組織との関係性について整理することが必要である。

最後に、福祉サイドでの「新たな公共」のグランドデザインが日本社会に根付いていくために、何か求められるのかの条件を議論したい。

ＮＰＯと地域の既存の活動との接点について（理論的な視点から）

東洋大学　小林良二

１．　3つの政府関係報告書における「新しい公共」のイメージ

・ 平成20年3月「地域における「新たな支え合い」を求めて」（厚生労働省）
・ 平成21年8月「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」（総務省）
・ 平成22年6月「新しい公共円卓会議『新しい公共』宣言」（内閣府）

※ さまざまな事例を踏まえた検討

２．　「地域における「新たな支え合い」を求めて」（平成20年）

・ 地域における「新たな支え合い」（共助）の確立

(1) 「住民主体」の確立

・ 「普通の住民」の力に期待できること
・ 多様な住民活動が行われていること
・ イベント型だけでなく365日型の拠点があり、住民による運営が行われていること
・ 地域における助け合いの雰囲気があること、「世話焼きさん」がいること
・ 住民が主体となって、問題解決のためのネットワークを形成すること。また。さまざまな制度を使いこなせること。

(2) 近隣圏域／小地域（住区）圏域／サービス地域における関係が形成されていること

・ 福祉コミュニティ（「気になる人」をめぐるネットワーク）が地域コミュニティの中に位置づけられていること
・ 住民を中心とする圏域と行政による圏域の調整が必要なこと
・ 福祉、教育、住宅、警察、商店などとの連携がみられること

(3) 地域活動のコーディネーターがいること

・ 住民のコーディネーター
・ 住民活動を支援する公的なコーディネーター
　→個別支援コーディネーター／地域支援コーディネーター

(4) 活動資源が整備されていること

・ 情報：収集、分析、発信力が求められていること
・ 拠点：住民によって運営されており、365日型の対応が見られること。
・ 資金：住民活動を支える直接の金募集活動が行われていること。また、サービスや支援については、料金を設定していること。
・ 人材：コーディネーター能力を持つ住民がいること。

３．　「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」（平成21年）

(1) 定義

・ 新しい「公共」としての「地域協働」:「一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共サービスの提供を協力して行う状態」と捉えることとする。」
・ 地域コミュニティ等の多様な主体が行政とともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、新しい「公共」を多元的な主体の参加・活動により形成することにより、地域において力強い「公共」を実現していくことが可能となる。
・ 地域コミュニティをはじめとする地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（＝「新しい公共空間」）を形成していくという視点に立って、具体的な仕組みのあり方を検討する必要がある。

(2) 地域協働体と地縁組織／機能組織との関係
・ 地縁組織：地域協働体に参加しての情報交換と住民への情報提供活動
・ 機能団体（テーマ型組織）：具体的な事業を行う際の委託・受託関係、「地域協働体」の活動部門における連携・役割分担

(3) 地域協働体と行政との関係
・ 行政のインターフェイス（地域自治区）と地域協働体との連携

(4) 地域協働体のガバナンス（統治能力）の必要性
・ 意思決定過程の透明性
・ 事業管理／会計管理監査
・ 事務局体制の確立

(5) 理論的含意
・ 機能分析による統合
・ 地域協働体は「場」か「実体」か

４． 新しい公共円卓会議：「新しい公共」宣言（平成 22 年）

(1) 定義と説明
・ 人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。
・ 「新しい公共」が作り出す社会は「支え合いと活気がある社会」である。すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ歓びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。
・ 「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベ

ーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

・ 日本では「公共」が地域の中、民の中にあったことを思い出し、それぞれが当事者として、自立心をもってすべきことをしつつ、周りの人々と協働することで絆を作り直すという機運を高めたい。

(2) 「新しい公共」と日本の将来ビジョン

・ 社会への貢献の重要性

・ 「経済的リターン」と「社会的リターン」を視野に入れること：市場を通じた収益以外に「社会的価値」に見合った「経済的リターン」を獲得できる体制の整備

1) 国民が寄附をしやすくするための税制などの制度改革

2) 国や自治体による、従来型の補助金ではない新しい発想による事業活動支援スキームの導入

3) ソーシャルキャピタルを育成するための効果的な財政支援や「投資」等の具体的方策をとること

(3) 理論的含意

・ NPO 活動を中心とする相互扶助／新しい経済活動への展望

５． 福祉における新しい公共確立の課題

(1) 新しい公共の条件

・ ミッション／価値の明確性

・ 活動（事業）の継続性

・ 活動基盤の確立（資金、人材、拠点、情報などの活動基盤）

・ 組織規律

・ 住民／市民／国民の評価（市場による評価、社会=寄付による評価、政策による評価）

(2) 互助、共助と公共との関係

・ 互助／共助が公共性を確立する条件は何か

・ 部分的（地域的）公共性と普遍的（社会的）公共性

(3) 地縁型組織の場合

・ 住民の安全・安心のための活動基盤の形成

・ ニーズに基づいた活動=事業をどのように確立するか

・ 「地域協働体」解法の射程

(4) NPO 型組織の場合

・ ニーズに基づく当事者の場／互助的組織から事業型組織への展開

・ 介護保険、自立支援法などの事業者指定

・ その他の一般向け／地域向けサービスへの展開

・ 新しい公共性：互助を踏まえた事業の創造／多様な公共性？

(5) 共通課題としての基盤整備

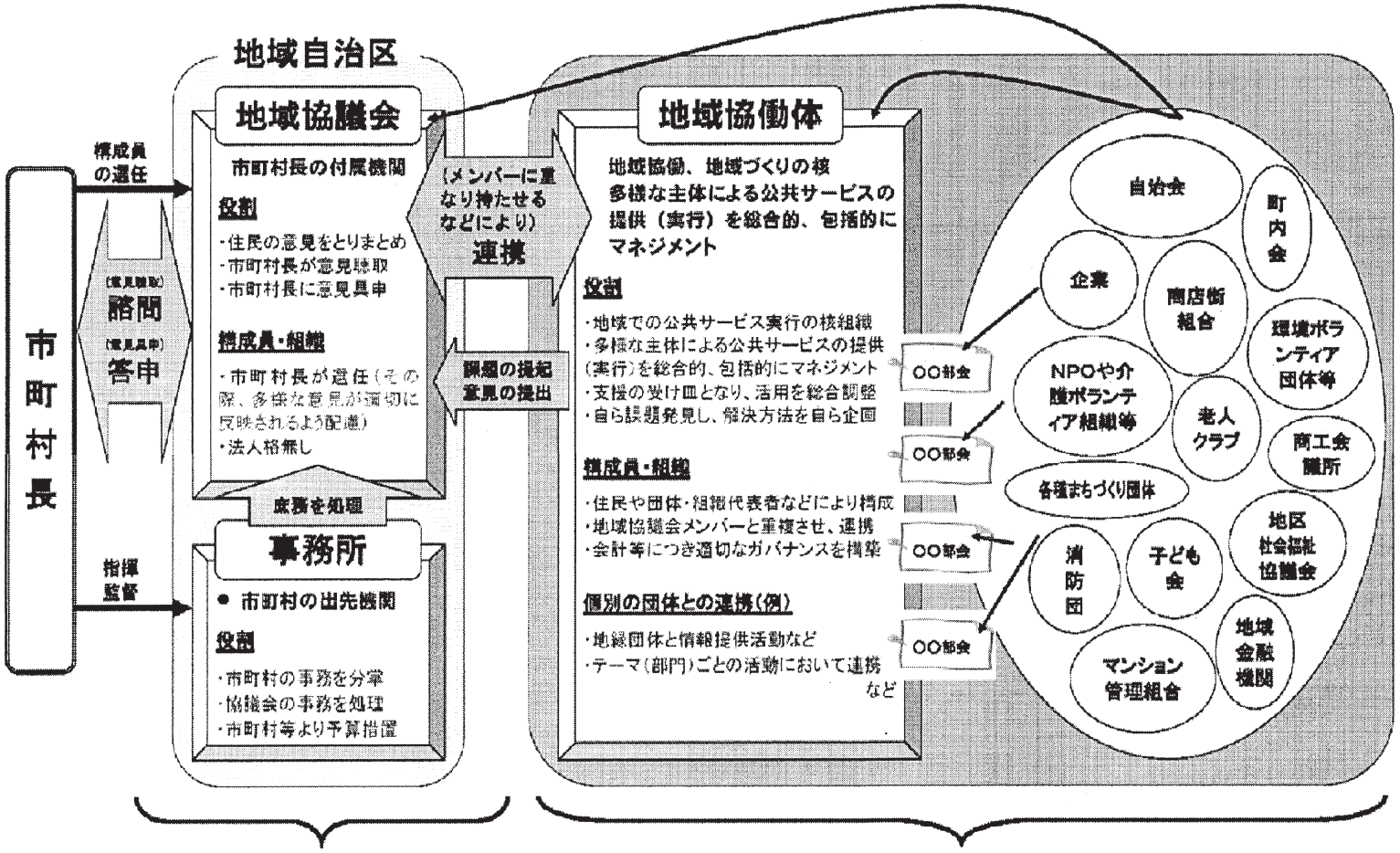
・ 組織基盤の整備（前述）
・ 地域コミュニティ税、寄付、募金などによる財源整備
・ 個人情報保護制度の再検討
・ 経済活動と法人格の取得
・ 公務員の地域協働体活動への参加

６． 既存組織の課題
(1) 経済組織
(2) 政治組織
(3) 社会組織
・ 社会福祉法人の課題

７． 金澤周作氏『チャリティとイギリス現代』の含意
(1) チャリティの類型
(2) チャリティの担い手と社会的基盤
(3) 投票チャリティ：チャリティの自己規律
(4) シーボーム報告(1968)以降のイギリス

資料
(1) 「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」より「地域協働体と地域自治区の連携図」
(2) 金澤周作『チャリティとイギリス現代』より表 8「ロンドン・チャリティの収支報告一覧（1869 年）の再掲

（参考）「地域協働体」と地域自治区の連携（図）



金澤周作『チャリティとイギリス現代』表8（63～65頁）

収入

	繰越残高	一括寄付	年次寄付	配当金	遺産	事業収入	地代	補助金	料金	株	雑収入	ローン	合計
幼児	897	7,907	19,337	7,623	3,532	93	6,135	104	2,039	1,147	129	3,588	52,531
小児	15,440	62,733	33,430	10,971	13,065	17,481	1,790	34,174	16,893	7,385	9,459	4,566	227,387
成人	96,424	217,308	164,329	86,625	78,692	229,486	64,187	90,171	20,644	74,776	3,129	44,202	1,169,973
老人	3,272	1,898	8,082	4,217	7,121	171	76			462	5	681	25,985
専門職	40,631	56,835	33,875	40,455	28,205	1,177	2,036	60,970	19,000	125,695	287	4,262	413,428
障害者	3,264	7,637	20,742	9,452	5,178	5,075	852	4,209	2,729	7,603	492	3,349	70,582
一般的支援	9,051	17,729	33,073	752	4,008	689	10,450	5,095	206		30	2	81,085
総計	168,979	372,047	312,868	160,095	139,801	254,172	85,526	194,723	61,511	217,068	13,531	60,650	2,040,971

支出

	備品	地代	施設運営	援助金	印刷文具	設備	給料賃金	衣服	投資	小口現金	繰越金	会計手数料	合計
幼児	5,774	1,152	16,965	2,925	1,329	1,874	7,301	3,612	6,867	542	3,603	560	46,730
小児	12,763	7,693	61,550	9,480	8,026	19,106	35,309	17,951	37,019	2,745	14,240	1,505	227,387
成人	42,745	25,224	192,220	66,348	24,584	367,998	178,189	7,686	133,130	10,865	98,568	22,416	1,169,973
老人	320	517	230	3,839	322	7,905	1,521		7,155	242	3,454	480	25,985
専門職	5,609	4,956	21,773	53,823	5,425	163,530	41,484	2,803	48,432	2,157	57,061	6,375	413,428
障害者	3,427	3,776	24,627	4,484	2,587	5,922	11,375	2,132	6,630	1,459	4,078	100	70,597
一般的支援	4,067	2,519	48	35,881	2,031	6,120	6,441	40	15,251	403	8,123	162	81,086
総計	74,705	45,837	317,413	176,780	44,304	572,455	281,620	34,224	254,484	18,413	189,127	31,598	2,035,186

収入

	繰越残高	一括寄付	年次寄付	配当金	遺産	事業収入	地代	補助金	料金	株	雑収入	ローン	合計
幼児	1.7	15.1	36.8	14.5	6.7	0.2	11.7	0.2	3.9	2.2	0.2	6.8	100.0
小児	6.8	27.6	14.7	4.8	5.7	7.7	0.8	15.0	7.4	3.2	4.2	2.0	100.0
成人	8.2	18.6	14.0	7.4	6.7	19.6	5.5	7.7	1.8	6.4	0.3	3.8	100.0
老人	12.6	7.3	31.1	16.2	27.4	0.7	0.3	0.0	0.0	1.8	0.0	2.6	100.0
専門職	9.8	13.7	8.2	9.8	6.8	0.3	0.5	14.7	4.6	30.4	0.1	1.0	100.0
障害者	4.6	10.8	29.4	13.4	7.3	7.2	1.2	6.0	3.9	10.8	0.7	4.7	100.0
一般的支援	11.2	21.9	40.8	0.9	4.9	0.8	12.9	6.3	0.3	0.0	0.0	0.0	100.0
総計	8.3	18.2	15.3	7.8	6.8	12.5	4.2	9.5	3.0	10.6	0.7	3.0	100.0

支出

	備品	地代	施設運営	援助金	印刷文具	設備	給料賃金	衣服	投資	小口現金	繰越金	会計手数料	合計
幼児	12.4	2.5	36.3	6.3	2.8	4.0	15.6	7.7	14.7	1.2	7.7	1.2	100.0
小児	5.6	3.4	27.1	4.2	3.5	8.4	15.5	7.9	16.3	1.2	6.3	0.7	100.0
成人	3.7	2.2	16.4	5.7	2.1	31.5	15.2	0.7	11.4	0.9	8.4	1.9	100.0
老人	1.2	2.0	0.9	14.8	1.2	30.4	5.9	0.0	27.5	0.9	13.3	1.8	100.0
専門職	1.4	1.2	5.3	13.0	1.3	39.6	10.0	0.7	11.7	0.5	13.8	1.5	100.0
障害者	4.9	5.3	34.9	6.4	3.7	8.4	16.1	3.0	9.4	2.1	5.8	0.1	100.0
一般的支援	5.0	3.1	0.1	44.3	2.5	7.5	7.9	0.0	18.8	0.5	10.0	0.2	100.0
総計	3.7	2.3	15.6	8.7	2.2	28.1	13.8	1.7	12.5	0.9	9.3	1.6	100.0

「新たな公共」としての社会福祉の創造

―既存の福祉活動と NPO・企業との接点を求めて―

（第 2 部シンポジウム　討論レジュメ）

山岡 義典

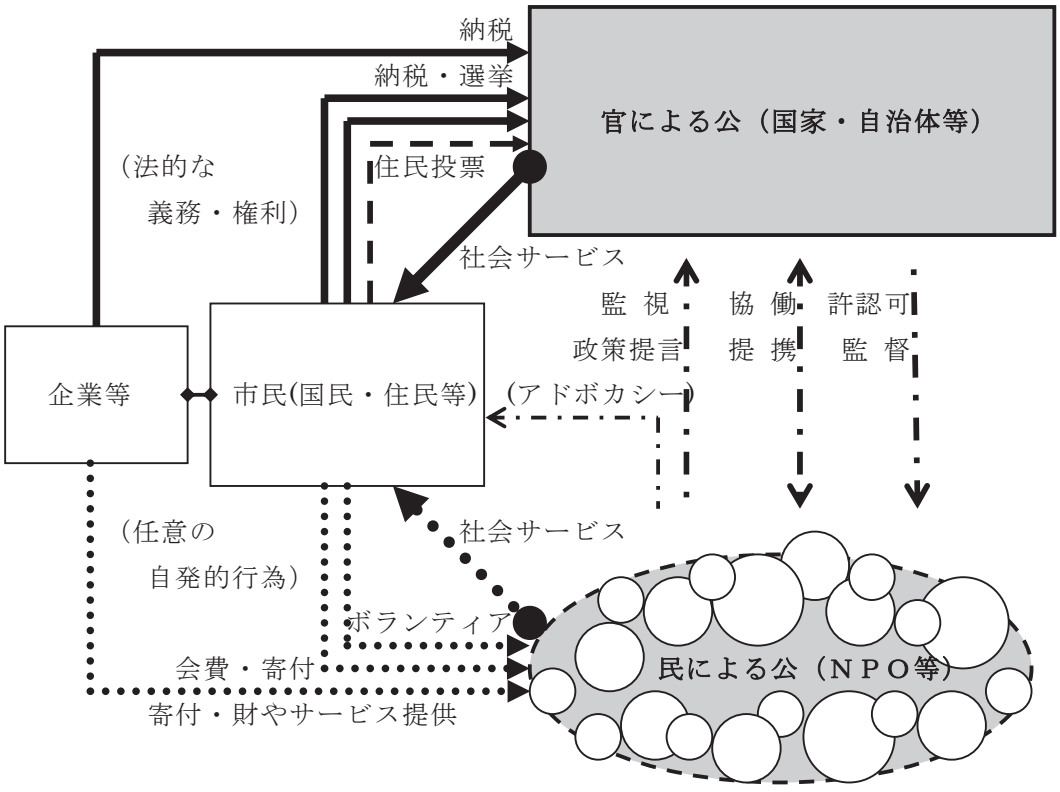
（法政大学教授／日本 NPO センター代表理事）

1．私の思い描いてきた「新たな公共」

(1) 10 年前の記録：「民による公」のイメージ

山岡「ＮＰＯという新しい「公」」『＜政治参加＞する 7 つの方法』筑紫哲也編　講談社(講談社現代新書）2001.4（p.195～218）

図１「官による公」と「民による公」の関係



・市民社会における公共は「官による公」と「民による公」の二つによって構成される
・市民（国民・住民等）は二つの「公」から社会サービスの提供を受けることができる
　⇒「官による公」からのサービスは法に基づく単一の価値観で公平に

⇒「民による公」からのサービスは多様な価値観によって自発的に

・市民（国民・住民等）は異なる方法によって二つの公に係わりをもつ

⇒「官による公」に対しては納税と選挙(や住民投票)を通じて→［義務］

⇒「民による公」に対しては寄付やボランティア参加を通じて→［任意］

・企業も異なる方法によって二つの公に係わりをもつ

⇒「官による公」に対しては納税を通じて→［義務］(別途、政治献金を通じても？)

⇒「民による公」に対しては寄付や財・サービスの提供によって→［任意］

・「官による公」は法に基づき「民による公」を支援するとともに監督もする

・「民による公」は自発的に「官による公」を監視し、政策提言(アドボカシー)を行う

・政策提言(アドボカシー)は市民に向けても行われ選挙(や住民投票)に反映される

・「官による公」と「民による公」の協働・提携でより効果的なサービス提供が可能

(2) 9年前の記録：新しい公共＝民による公

山岡「ボランティアとNPO」松下圭一/西尾勝/新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想1 課題』岩波書店 2002.1 より

「そこで一年半くらい前のことだが、「ＮＰＯというのは New Public Organization のことでしてね」と冗談半分に説明してみた。語呂合わせに過ぎないかもしれないが、そう話したら、多くの人が納得したように笑顔で頷いてくれた。New Public Organization すなわち「新しい公共の組織」である。英語とはいえ国際的に通用する言葉かどうかわからないが、日本での NPO に込められた意味をよく示しているように見える。／明治以来、日本では「公共」と言えば政府のすることとされてきた。しかし今、市民による新しい公共の重要性が主張され始めたのである。すなわち、国家や自治体などの政府を「従来の公共＝官による公」の担い手とすると、NPO は「新しい公共＝民による公」の担い手と理解できるわけである。こう考えると、NPO の積極的な意味が、よく見えてくるのである。」(P.178)

(3) 5年前の記録：New Public Organization としての NPO

山岡「NPO の現代的意義」山岡編著『NPO 基礎講座[新版]』ぎょうせい 2005.12 より

「以上のすべてを通じていえることは、NPO は新しい公共の組織であるということです。日本ではパブリックというと政府のすべきこととされてきましたが、これからは民間も独自のスタイルでパブリックな役割を担うべきでしょう。それを担うのが、NPO だということです。NPO とは New Public Organization の略だといっても、あながち間違っていないと思います。」(P.37)

２．既存の福祉活動と「新たな公共」の関係

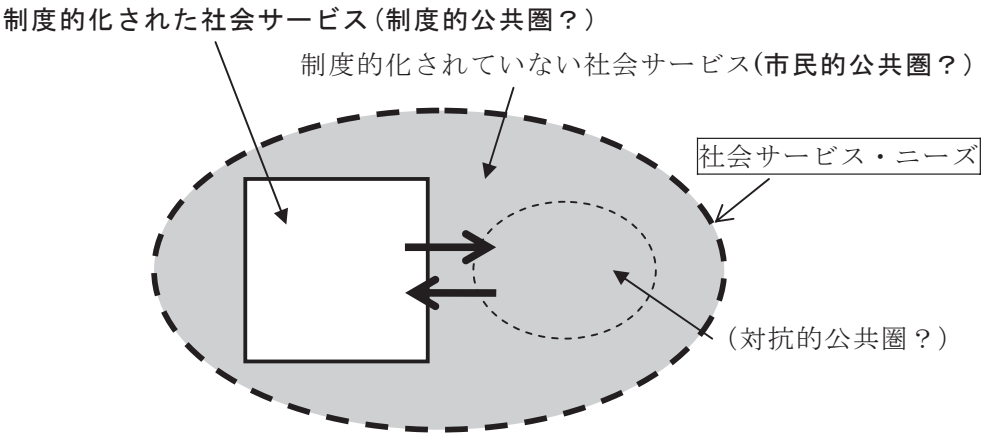
(1) 制度化された社会サービスと制度化されていない社会サービス

・既存の福祉活動は主に制度化された社会サービスを担ってきた

・「新たな公共」の存在意義は制度化されていない社会サービスを担うことに

図２ 社会サービス・ニーズへの対応の概念図

出典：山岡「[視点] 自治体と NPO の連携で何が可能となるのか？」『月刊自治フォーラム』第 571 号 自治研修協会 2007(P.3) を加筆修正



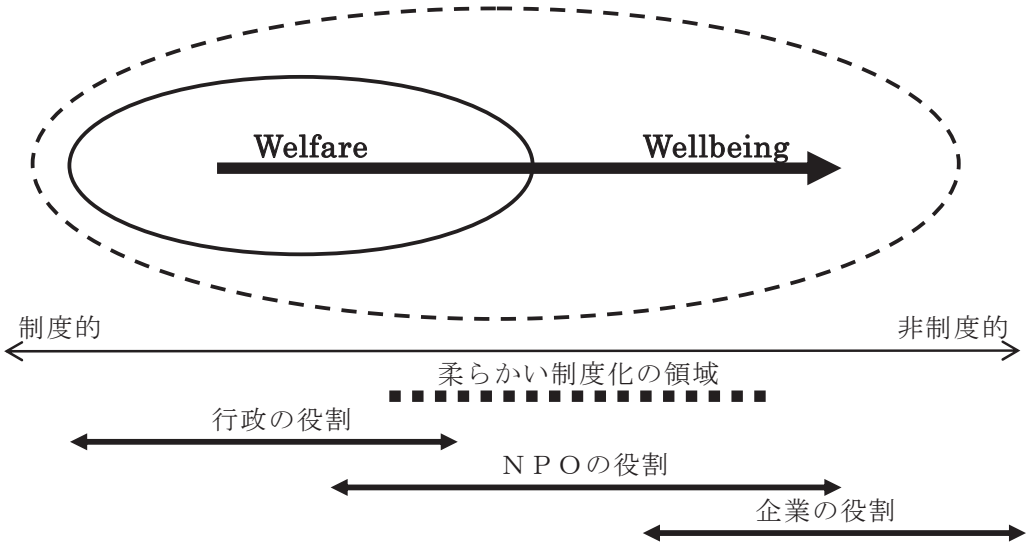
(2) ウェルフェアからウェルビーイングに

・既存の福祉は主にウェルフェアを担ってきた

・「新たな公共」はウェルビーイングの担い手として期待される

図３　Welfare から Wellbeing に（行政・ＮＰＯ・企業の役割の概念）

出典：山岡「多様な活動主体によるコミュニティの再生」『月刊福祉』2006 年 12 月号



おわりに―身近なヒューマン・セキュリティの確保のために

⇒山岡「安心できる生活の実現と市民的努力―市民・NPO の役割―」『社会福祉研究』第 102 号　鉄道弘済会 2008.7（P.29～37）

特集：安心できる生活再生の条件－福祉と市民の相互役割－

《総　論》

安心できる生活の実現と市民的努力
－市民・NPOの役割－

山岡　義典（やまおか　よしのり）
法政大学現代福祉学部教授

Ⅰ　「安心できる生活」とは

特集テーマにある「安心」は，最近になって社会政策面の用語としてよく用いられるようになってきた。最近の例では，2008年４月に第21次国民生活審議会が採択した意見書が，その副題を「生活安心プロジェクト」としている[1]。ここでの「生活安心」については特に定義はされていないが，文脈からは「生活上の安心」と理解でき，今回の特集テーマの「安心できる生活」と同じことを裏と表から表現していると考えてよい[2]。「安心」を独立して用いる例は自治体の福祉計画などでたまに見かけることもあるが[3]，多くは，防犯条例などの名称において「安全」に付随する形で用いられてきた[4]。ここで「安全」は具体的な意味を持ちえる言葉であるのに対して，「安心」は感覚的で多義的な言葉である。意味を曖昧にしたまま独立して用いると，心地良い言葉だけに感情に流されやすく，政治的スローガンに終わりかねない。社会的な課題やその課題に対する政策の論議において「安心」を用いる場合には，注意が必要である。そこでまず，この言葉の意味について確認しておきたい。

専門用語としてはどうか。その確立の程度を知るために手元の６冊の事・辞典を調べたが，いずれにも「安心」の見出し語はない[5]。専門用語としてはまだ確立していないとも言える。事項索引で１つだけ見つかったのが『心理臨床大事典』の見出し語「安全操作」に関する説明文で，「安全(安心)」として括弧書きで用いられている[6]。英語のsecurityに対応する訳語で，「心地良い，緊張のない，落ち着いた状態」で「不安と反対の状態」と説明されているから，日本語としては「安全」というよりも「安心」のほうが近い。しかし「安心操作」では誤解を生じやすく，訳語としては「安全操作」で定着したものの，説明の中では「安全（安心)」と書かざるをえなかったのかもしれない。ともかく，「安心」は「安全」とも親縁性があるが，その関係は不安定である。

一般用語としての意味を確認するために『大辞林』[7]で「あんしん【安心】」をみると，「心が安らかに落ち着いていること。不安や心配がないこと。また，そのさま」とあり，他の辞典も表現は多少異なるがほぼ同じ意味である[8]。「あんしん【安心】」に続いて「あんじん【安心】」の見出し語があり，「①教えを聞いたり，修行を積むことで，心の動くことのなくなった境地。②浄土宗で，阿弥陀仏の救いを信じて疑わず，浄土往生を願う心をいう」と説明されている。この伝統的・宗教的な意味をもつ「あんじん」が転化して現代用語としての「あんしん」になったわけで，もともとはきわめて内面的な意味をもつ言葉だったことになる。要するに，「安心」は本来的に「境地

＝心のありよう」を示す言葉で，社会的条件を整えれば確保できるといったものではない。

しかし，「安心」をこのようにまったくの個人の内面的なものとしてとらえると，今回の特集は成り立たない。福祉的課題としての「安心できる生活」を議論するからには，「安心」は「心のありよう」を超えた，あるいはそれを支える，何らかの社会的な条件のもとに実現されると考えなくてはならない。すなわち，「安心」は「何らかの社会的状況に対する心のありよう」ということになる。この「何らかの社会的状況」をここでは「安全」との関係で「安全の保障：security」ととらえ，「心のありよう」を「感覚：a sense」と表現すると，「安心」は「安全が保障されているという感覚：a sense of security」として理解することができる[9]。「安心」が可能なためには，安全が保障されているかどうかの事実はともかく，それを「感覚」できなければならない。社会政策的に対応できるのは「安全が保障されている」状況をつくりだすことだけで，それを「感覚」できるようにするかどうかは，各人の内面の問題である。その「感覚」までも行政による公的施策の対象とするなら，それは「洗脳」に近くなり，危険すら伴う。

ここで保障する安全の対象をどう考えるかによって，議論の方向が決まる。国家の安全，社会の安全，地域の安全，生活の安全など，さまざまな対象が考えられるが，生活する上で根源的なものとして，私は人間の安全が保障されていること，すなわち「人間の安全保障：human security」を最も重視したい。この言葉は途上国等における飢餓や紛争などの悲惨な状況にある人びとを対象に，「国家の安全保障」と対照して国際社会で用いられているもので[10]，日本国内の問題としては，まったくといってよいほど議論されていない。国連難民高等弁務官として国連の「人間の安全保障委員会」の共同議長を務めた緒方貞子は，「委員会は，つねに危険に脅かされている人々，紛争の犠牲者，難民や避難民，極貧に喘いで生活して人々，飢えと疫病に悩んでいる人々を対象にしていきます」と語っている[11]。またもう一人の共同議長，インドのノーベル賞受賞経済学者のアマルティア・センは，＜人間の安全保障＞の概念には，少なくとも次の4つの要素がきちんと含まれる必要があると指摘する[12]。

一．「個々の人間の生活」に，しっかり重点をおくこと（たとえば，「安全保障」を軍事的な意味に解釈しようとする「国家の安全保障」という，専門官僚的な概念とは対照的に）。
二．人間が，より安全に暮らせるようにするうえで，「社会および社会的取り決めのはたす役割」を重視すること（一部の宗教で強調されるような，個々の人間の苦境と救済を社会とは切り離したかたちで考えようとはせずに）。
三．全般的な自由の拡大よりも，人間の生活が「不利益をこうむるリスク」に焦点を絞ること（＜人間的発展（ヒューマンデベロップメント）＞〔人間としての自由を高め，潜在能力を身につけそれを活用できること〕を推進する広義の目標とは対照的に）。
四．「より基本的な」人権（人権全般にではなく）を強調し，「不利益」に特に関心を向けること。

ここに示される緒方やセンの「人間の安全保障」は，悲惨な状況が続く紛争地域などでの，いわば劇症型の課題を抱える社会を念頭においたものではあるが，これは日本のような餓死もあり自殺も絶えない慢性症型の課題を抱える社会[13]においても適用すべきである。こう考えると，「安心」は「人間の安全が保障されているという感覚：a sense of human security」というところまで絞りこむことができ，「安心できる生活」は，「人間の安全が保障されているという感覚のもてる生活」と具体的に表現できる。福祉の分野で「安心」について考えることは，福祉そのものを「人間の安全保障」のレベルからとらえ直すことを要求していると考えられるのである。

II 「市民・NPO」の現代的意味

今回の特集のうち私に課せられた主題は，以上のような「安心できる生活」の実現[14]に果たす

市民的努力としての「市民・NPOの役割」を，どうとらえるかということである。市民もNPOも，安心ほどではないが，その意味は多義的であり，それをどう理解するかで役割が変わる。

まず市民については，現在の日本の問題を論じるなら，特定非営利活動促進法（以下，NPO法という）による用い方によるのがよいだろう。その第1条は，法の目的を次のように定めている。

> この法律は，特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により，ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し，もって公益の増進に寄与することを目的とする。

ここに2度出てくる「特定非営利活動」は，国会提出時の原案では「市民活動」であった。参議院の審議の最終段階でそれが特定非営利活動に変換され，他の条文からも一切「市民」の文字が消えた。しかし，この目的条項には一言だけ市民の2文字を残したのである[15]。このことについて，市民団体の立場で立法に深くかかわった松原明は，「市民という2文字独立で法律用語として使ったのは，翻訳の国際人権規約ではあるのですけれども，日本の法律では全く初めて」と前置きし，「ここで市民というのは，自立した意思をもち，活動をしている人格的な存在すべてというきわめて広い概念になっていると思います」と座談会の中で語っている[16]。

結論的に言えば，この法律を使おうとする者，すなわち「自由な社会貢献活動」を行う主体はすべて市民ということになる。ここで「自由な」は，多様な価値観を認めたものとして大きな意味をもつ。「自由な社会貢献活動」の「健全な発展を促進する」ことが「公益の増進に寄与する」という考え方は，これまでの「公益は主務官庁が決めるもの」とする考えとはまったく異なり，ここに新しい「市民公益」概念の誕生を見ることができる。

次に「NPO」であるが，これについては国際比較研究を進める上から定めたL.M.サラモン等の次の定義に従うのがよい。すなわち，①正式に組織されていること，②民間であること，③利益配分をしないこと，④自己統治がなされていること，⑤自発的であること，の5点であるが，国際比較研究の対象としてはさらに，⑥非宗教的であること，⑦非政治的であること，を加えている[17]。実際には，各項目の意味をどう解釈するかで，実に広狭多義である。ここでは，サラモン等の定義を前提としながらも日本の制度に従って，「NPO法人」を中心とし，より小規模で活動範囲の狭域的な「任意団体」と，より大規模で活動範囲も広域的な「公益法人（社団法人と財団法人）」を含む3層を主に，場合によっては社会福祉法人や学校法人まで含めてNPOと理解する[18]。

もっとも，任意団体にはサラモン等の定義①で該当しないものがあるし，公益法人では人事や資金の面から②や④で対象外になるものがある。社会福祉法人や学校法人はもともと「公の支配のもとにある」法人として制度設計されているから原理的には②と④でNPOから排除されるが，実際にはNPOの仲間と考えたほうがよい民間性の強い団体もある。

なお「市民・NPO」という表現は，個人と組織を並列的な存在として示しているというよりも，個人と組織の関係的な存在を示すものと理解しておきたい。社会的な活動は個人が単独で行っても限界があり，NPOとして組織化されることによって，その社会的な役割を十分に果たすからである。したがって，ここでの「市民」の多くは「NPO」に含まれると考え，特に必要な場合以外は「NPO」とのみ表現する。すなわち，以下で「NPO」という言葉を用いる場合には「市民（個人）が主体的に参加している」という含意がある，ということでもある。

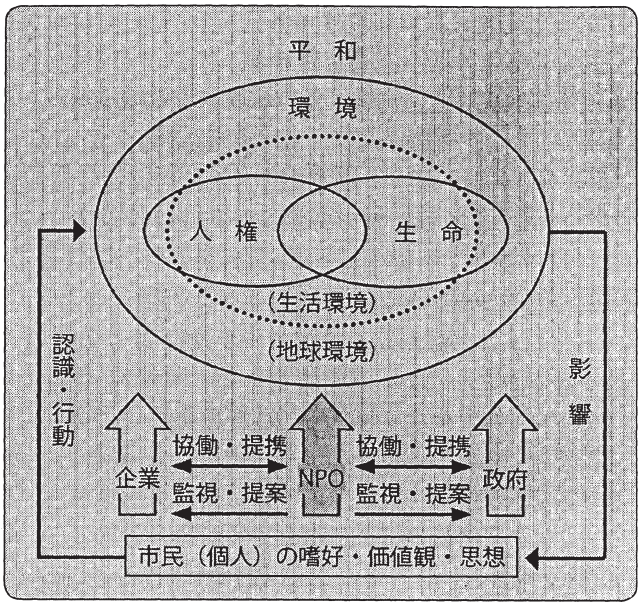
III　身近なヒューマン・セキュリティに取り組むNPOとその担い手の育成

ではこのような市民が主体的に参加するNPOは，「安心できる生活」の実現のために，どのよ

うな役割を果たすのか。「安心できる生活」を「人間の安全が保障されているという感覚のもてる生活」と理解した上で，われわれの日常生活における「人間の安全保障」（それを「身近なヒューマン・セキュリティ」と呼ぶことにする）に取り組むNPOについて行った調査と，その調査を基礎に開始した民間による人材育成の助成事業を紹介することで，具体的な役割のイメージを示したい。

この調査は2002年と2004年の2回，いずれも財団法人経済広報センターの委託によってNPO法人日本NPOセンターが行ったもので，筆者（山岡）が調査責任者を務め，その成果は2003年6月と2006年12月に2冊の報告書として刊行された[19]。

この調査では，ヒューマン・セキュリティの構成要素とその実現のためのNPOの役割を**図1**のように整理した[20]。人間の安全保障のためには，直接的には「人権」と「生命」が守られなければならないが，そのためには人間を包み込む「環境」が守られなければならない。その「環境」には，短期的に直接的な影響を及ぼす＜生活環境＞と，長期的に広範な影響をもたらしかねない＜地球環境＞がある。そしてこれらの確保は，「平和」があって初めて可能になる。図1はこの4つの要素，人権・生命・環境・平和に対してNPOが果たす役割を，企業や政府との関係も考慮に入れて概念的に示している。



出典：日本NPOセンター『身近なヒューマン・セキュリティとNPO－人権・生命・環境・平和に取り組む12の事例』，2006年，4ページ。

図1　ヒューマン・セキュリティの構成要素とNPOの役割

この概念図をもとに，2002年調査では主として首都圏・近畿圏に拠点を置いて国内外で活動する11のNPOを，2004年調査では「身近な」を強調し，主として地方において地域に密着して活動する12のNPOを抽出し，リーダーたちに聞き取り調査を行った[21]。各NPOは独自の市民活動に先駆的に取り組んできたもので，その活動分野は一般に社会福祉と呼ばれる領域に比べてはるかに広範で多様である。安全を保障する対象となる人間については，一般の人びともちろん含まれるが，難病患者，薬物依存症者，HIV/エイズ感染者，性暴力被害者，野宿者，生き苦しさを抱える若者，在住外国人など，国内外でさまざまな生活上の問題を現に抱える人びとを含み，実に多様である。聞き取り調査の項目は各回共通で，①団体の設立経緯，②事業運営のポリシー，③他の団体や地域とのつながり，④社会（特に企業）に対するメッセージ，の4項目とした。

2冊の報告書とも，これらの内容を特に理論的に整理・分析することはせず，そのまま記録に残すにとどめた。それぞれに固有性を持つ特殊な活動や組織形態，先駆的な課題に取り組む個性的なリーダーのメッセージを，生のまま伝えることを重視したからである。その上で，2006年度の報告書では前回の報告書を補足改訂し，「身近なヒューマン・セキュリティーの確保に取り組むNPO」の特徴として7項目を抽出，その確保におけるNPOの役割を以下のように整理した[22]。

多くの社会的な課題は行政・企業・NPOのそれぞれの活動によって解決されるが，とりわけ人権・生命・環境・平和といった価値観の多様な課題については，多様性こそを存在意義と

表1「ダイワSRIファンド　"いのち"に取り組むNPOスタッフの育成」助成実績一覧

助成団体名	助成内容	年度別助成額（万円）		
		2006年度	2007年度	2008年度
(特)監獄人権センター	刑事被拘禁者のための相談及び政策提言活動にかかわるスタッフの能力向上	180	140	
(特)難民支援協会	国内難民支援に求められる組織強化を目指した人材育成	200	170	
(特)HIVと人権・情報センター（全国事務局）	若者相互のAIDS・人権・いのち啓発プログラムYYSP（Young for Young Sharing Program）のコーディネーター育成	160		
(特)自立生活サポートセンター・もやい	生活困窮当事者のボランティア参加を可能にするスタッフ体制づくり	160		
(特)女性の安全と健康のための支援教育センター	性暴力被害者の支援者養成を企画・実施するゼネラリストの育成		145	166
(特)多文化共生センターきょうと	医療通訳システムの拡充と普及のためのコーディネイター育成		190	193
(特)生きるちからVIVACE	「命の授業」による子どもの自殺防止プロジェクトに向けたスタッフ体制形成		175	
くろーばー	外国人女性・子どもへの暴力被害者支援通訳者養成のためのスタッフ育成		180	
(特)東北青少年自立援助センター	青少年自立支援施設における支援体制と組織の強化を目的とするスタッフの安定的育成			200
(特)こえとことばとこころの部屋	生活保護を受給する独居高齢者の生きがい・居場所・セーフティネットの構築に関わるスタッフ育成			200
(特)NPOスチューデント・サポート・フェイス	訪問型支援による若年者の自殺防止と社会的孤立の改善に向けたスタッフ養成			187

※（特）は、特定非営利活動法人の略。
出典：市民社会創造ファンドのホームページ（http://www.civilfund.org/fund23.html）に公表された各年度の助成対象一覧をもとに筆者作成

するNPOの役割が大きい。行政は大多数の人々が認める基本的課題に対して公金をもって対応するが，少数の人々の価値観や先駆的な課題に対応するのは難しい。企業は大多数の人々が求めるモノやサービスを商品として供給することで対応するが，それらを購入できない人々の問題を解決するのは難しい。これに対してNPOは，対価が支払われる可能性がない場合であっても，少数の人々の価値観や先駆的な課題に対応できる。ここにNPOの基本的な役割がある。

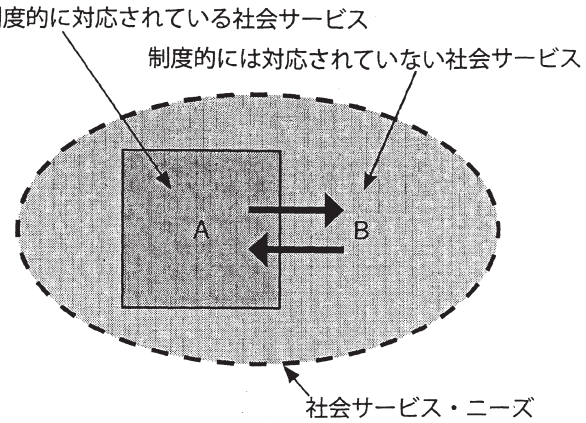
共通事項を最大公約数的に整理したため結局は一般的なことの域を出ないが，本稿のサブテーマにある「市民・NPOの役割」の要点とも言える。

この調査の目的は，経済界においてもこのような活動を行うNPOについて理解を深め，多くの企業が社会貢献として支援し協力することを促す

ことにあった。その１つとして実現したのが，大和証券グループの寄付によってNPO法人市民社会創造ファンド[23]が2006年に開始した「ダイワSRIファンド助成プログラム」である。

先にも見たように，2006年の報告書では身近なヒューマン・セキュリティに取り組むNPOの特徴として７項目を掲げたが，そのうち人材に関する第５項では，「リーダーを含めてスタッフには強い社会的使命とともに専門知識をもつ者が多く，活動はそのボランタリー精神によって支えられている面が強く，リーダーの交代や将来の人材確保については，財政面のこともあって不安定なところが多い」と指摘していた。この助成プログラムは，その課題解決に取り組むことにしたもので，図１の概念図で言えば「人権」と「生命」というコアの部分に焦点をあてて“いのち”と表現し，その分野のNPOの担い手が専門性を磨き，安心して日常の職務につけることを目指したものである。“いのち”にかかわるヒューマン・サービスにおいてNPOの活動の質を向上させるためには，そのことが重要と考えたからで，プロジェクトを支援するというより組織の基盤を強化するという目的で人件費を中心に200万円までを助成することとしたのである。

これまで３回にわたる公募で**表１**の11団体を助成してきた[24]。きわめて限られた事例ながら，「安心できる生活」の実現においてNPOがどのような多様な役割を果たしているかの一端を推察することができよう。ここで直接的に守られるべき人権や生命は，われわれの日常生活から見るときわめて特殊で縁遠いものに見える。しかしそのような人権や生命が守られる社会こそが，多くの一般の人たちにとっても「安心」できる社会なのだという認識が重要である。身近なヒューマン・セキュリティに取り組むNPOの担い手を育成する仕組みの必要性を痛感して開始した１つの先駆的事例であるが，今後このようなプログラムがさらに普及してほしいと願っている。



出典：山岡義典，2004，「[視点]自治体とNPOの連携で何が可能となるのか？」（『月刊自治フォーラム』第571号，財団法人自治研修協会編，2007年，３ページ）に加筆修正。

図２　社会サービス・ニーズへの対応の概念図

Ⅳ　制度的に対応されている社会サービスと，制度的には対応されていない社会サービス

「安心できる生活」を実現するためには，制度的に対応されている社会サービスとともに，制度的には対応されていない社会サービスも欠かせない。両者の関係を概念的に示したのが**図２**で，楕円全体は求められる社会サービスの全ニーズを示している[25]。

ここでいう社会サービスとは，個人や社会にとって必要なものでありながら市場で供給することの難しいもの，すなわちニーズをもつ者が必要な対価を支払うことのできないサービスを指すが[26]，調査研究やそれに基づく政策提言なども含め，広い意味で用いている。そしてこのうち四角で示したAが制度的に対応されるものを，四角以外のBが制度的には対応されていないものを示している。

ここでNPOは，Aにおいては政府との協働事業を，Bにおいては自主事業を行うことになるが，その役割を考える上で，以下の点が重要である。

１．Aの枠組みは法律や条令やさまざまな規則に

よって体系化され，それらを改正しなければ伸縮することも移動することもできないが，Bの外枠は時代や地域や人びとの気づきによって自由に揺れ動き，流動的に伸縮し移動する。表1に示すNPOの活動は，すべてBに取り組むもので，Aに比べ，その活動内容は雑多で雑然としたものに見える。このような整理しきれない新しい領域での取り組みにこそ，まずNPOがかかわることの本質的な意味がある。また，その経験や実績があるから，Aの協働事業においても行政だけでは難しい独自のサービス提供が可能になる。

2．Aは公的義務として行政によって税金や社会保険料を用いて供給されるが，Bは民間の自由意志によって供給される。したがってサービスを受ける側からすれば，Aは権利として保障されるが，Bは供給側の状況によって左右され，保障されるとは限らない。この制約を，L.M.サラモンは「ボランタリーの失敗」と指摘し，それゆえに政府の責任ある役割とそれに基づくNPOのパートナーシップが重要と主張する[27]。

3．Aの枠組みが動くとNPOの活動はAとBを行き来し，そのことがNPOの性格に変化をもたらす。NPOがBで行ってきた高齢者介護も，介護保険制度が実現することでその一部はAの保険事業に移り，NPO自体が変容する[28]。またNPOがBとして行ってきたホームレス自立支援事業も，法や条例によって施策が変わればAに移行し，事業内容や組織経営も変化する[29]。もしそれらの公的施策が縮減すれば，その活動はAからBに戻ることもあり，これがNPOの運営に大きな打撃を与える。

NPOの役割として重要なことは，まずBにおいて刻々として生まれ出るニーズに独自に対応し，独自の多様な活動を積み重ね，新たな状況を創り出せる専門性のある人材を育成することである。そのような人材は一般にAにおけるような資格制度が確立していないだけに多くの困難を抱えているが，表1は，そのような人材育成事業の一端を示している。そしてその経験と専門性を生かしてAに働きかけてAを変え，必要に応じてAに参入することでより広範な事業を効果的に展開していくことである。

人間の安全保障にとって基本的なベースはAにおいて確保すべきであるが，Bの試行実践や問題提起がなければ，A自体がリアリティを欠くものとなって硬直化し，サービス水準も低下する。BからAへ，またAからBへといった社会サービスの移行について，常に監視し提言するアドボカシー機能も，市民・NPOのBにおける重要な役割と言えよう。

注

1) 国民生活審議会『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」』内閣府国民生活局，2008年。この審議会では，「食べる」「働く」「作る」「働く」「守る」「暮らす」の6つの分野のワーキンググループが，法律，制度，事業等が消費者・生活者の視点から十分なものとなっているかどうか幅広く行政のあり方を総点検した。審議会長は佐々木毅学習院大学教授。筆者（山岡）は審議会委員として「暮らす」分野のワーキンググループの座長を務めた。

2) 国民生活審議会の意見書では，「安心」という言葉は，「はじめに」において「国民が日々，安心して暮せるようにしていくために」として用いられているだけで特別の定義はない。

3) 例えば，早いものでは『岐阜県高齢者安心計画（岐阜県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画）』（2006年），最近のものでは『みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）』（2007年）など。

4) 牧瀬稔「生活安全条例と自治体の取組み(一)　都道府県におけるアンケート調査から」『自治実務セミナー』第45巻第17号，第一法規出版，2006年，22～26ページ。牧瀬は2006年3月の調査で33の都道府県に条例が定められていることを確認しているが，そのうち条例の名称に「安全」だけを用いたのは13で，20が名称に「安全」と「安心」の語を含んでいる。代表的な使用例は「○○県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」。「安心」だけの条例名称はない。

5)「安心」の見出し語がないことを確認した事・辞典は以下の6点。森岡清美・塩原勉・本間康平編集代表『新社会学辞典』，有斐閣，1993年。庄司洋子・武川正吾・木下康二・藤村正之編集委員『福祉社会事典』，弘文堂，1999年。事典刊行委員会編『社会保障・社会福祉大事典』，旬報社，2004年。川添登・一番ヶ瀬康子監修，日本生活学会編『生活学事典』，TBSブリタニカ，1999年。加藤正明編集代表『新版　精神医学事典』，弘文堂，1993年。氏原寛・亀口憲治・成田善弘・東山鉱久ほか編『心理臨床大事典』（改訂版），培風

館，2004年。

6）『心理臨床大事典』（前掲5），1075ページ。「安全操作」は精神分析におけるサリヴァン Sullivan. H. S の用語で security operation の訳。説明文は次のとおり。「サリヴァンは，安全（安心）という用語を，心地良い，緊張のない，落ち着いた状態を指して用いている。つまり，不安と反対の状態である」。

7）松村明編『大辞林』（第二版新装版），三省堂，1999年，96ページ。

8）新村出編『広辞苑』（第五版）（岩波書店，1998年）では「心配・不安がなくて，心が安らぐこと。また，安らかなこと」，大槻文彦『新編　大言海』（冨山房，1982年）では「心ヲヤスンズルコト。心配ナキコト。安意。安慮」，尾崎雄二郎・都留春雄・西岡弘・山田勝美ほか編『角川大字源』（角川書店，1992年）では，「①安らかな心。②心を安んじる。安神」とある。

9）渡邉敏郎・E. R. Skrzypczak・P. Snowden編『新和英大辞典』（第5版）（研究社，2003年，103ページ）によると，「安心」には，〔心配のないこと〕として peace of mind ; freedom from care［anxiety］が，〔安堵〕として（a sense of）reliefが，〔大丈夫・安全〕として（a sense of）security ; safety ; assurance ; reassurance という英語が示されている。「安全の保障に対するある種の感覚」は，このうちの（a sense of）security の（　）を外したものにあたる。

10）人間の安全保障の用語が初めて登場したのは1994年の国連開発計画（UNDP）の「人間開発報告書」で，ここではこの概念を「飢餓・疾病・抑圧等の恒常的な脅威からの安全の確保と，日常の生活から突然断絶されることからの保護の2点を含む包括的な概念」としている。

11）緒方貞子『私の仕事－国連難民高等弁務官の十年と平和の構築』，草思社，2002年，269ページ。引用文は2002年5月に「国家の安全保障から人間の安全保障へ」と題して米国ブラウン大学で行った講演の記録から。なお，人間の安全保障委員会は2003年5月にアナン事務総長に最終報告書を提出するが，ここでは人間の安全保障を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り，すべての人の自由と可能性を表現すること」と広範にとらえている。報告書の日本語全文は，人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』（朝日新聞社，2003年）として刊行。

12）アマルティア・セン Amartya Sen（講演記録等をまとめたもので原著はない），東郷えりか訳『人間の安全保障』，集英社，2006年，23～24ページ。引用文は人間の安全保障委員会と UNICEF 等が2002年1月に開催したワークショップ「人間の安全保障と基礎教育」のバックグラウンドペーパーから。

13）例えば，杉村宏編著『格差・貧困と生活保護－「最後のセーフティネット」の再生に向けて』（明石書店，2007年，116～130ページ）（執筆担当：藤藪貴治）の北九州市の事例にその一端をみることができる。

14）私に与えられたテーマは特集と同じく「再生」となっていたが，敢えて「実現」とした。心の持ち方を別にすれば，再生に値するほどの安心できる状況がかつて確保されていたかどうか，確信が持てなかったからである。私自身も不用意によく「再生」を用いるが，何に対しての「再」なのかを吟味しないと，「安心」と同様，イメージに流された議論になりかねない。

15）この目的条項の確立過程については，山岡義典「特定非営利活動促進法と公益法人制度改革関連3法の立法過程－特に立法への市民参加の視点から－」（小島武司編著『日本法制の改革：立法と実務の最前線』，中央大学出版部，2007年，565～568ページ）を参照。

16）堀田力・雨宮孝子編『NPO法コンメンタール－特定非営利活動促進法の逐条解説』，日本評論社，1998年，55～56ページ。座談会出席者は司会の雨宮孝子と浅野晋，濱口博史，堀田力，松原明の5名。

17）Lester M. Salamon/Helmut K. Anheier, The *Emerging Sector,* The Jhons Hopkins University, 1994，レスターM.サラモン・H.K.アンハイアー，今田忠監訳『台頭する非営利セクター－12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』，ダイヤモンド社，1996年，20～23ページ。

18）山岡義典「民間非営利セクターの全体像をどうとらえるか？－その骨子を三層の組織類型で把握する試み」『大原社会問題研究所雑誌』第555号，法政大学大原社会問題研究所，2005年，1～20ページ。しかしこの三層構造は，2008年12月1日に公益法人制度改革が施行されると，今後しだいに変容するであろう。

19）日本NPOセンター『Human Security－人間の安全保障　人権・生命・環境に取り組むNPO』，経済広報センター，2003年。日本NPOセンター『身近なヒューマン・セキュリティとNPO－人権・生命・環境・平和に取り組む12の事例』，日本NPOセンター，2006年。

20）前記19），日本NPOセンターの報告書（2006年，4ページ）を参照。なお2003年報告書では，この図に「平和」は表示されていない。その重要性に着目したのは2004年調査においてであった。

21）2002年調査では，基礎的な文献資料をもとに，このような活動を行うNPOを100件余り抽出し，さらに文献とインターネットによる個別調査で一定の要件を満たすもの11件を選定。2004年調査では，各地のNPO支援センターの協力を得て，それぞれの地域で一定の要件を満たすNPOを推薦してもらい，地域的・活動分野的な分布を考慮しながら12件のNPOを選定した。聞き取り記録については，話し手に返送して適宜修正・加筆をしてもらい，最終確定とした。

22）前掲19），日本NPOセンターの報告書（2006年，6～7ページ）を参照。

23）2002年4月に日本NPOセンターの事業を継承する形で設立した資金仲介組織で，筆者（山岡）が運営委員長（代表理事）を務める。事業内容等については http://www.civilfund.org 参照。

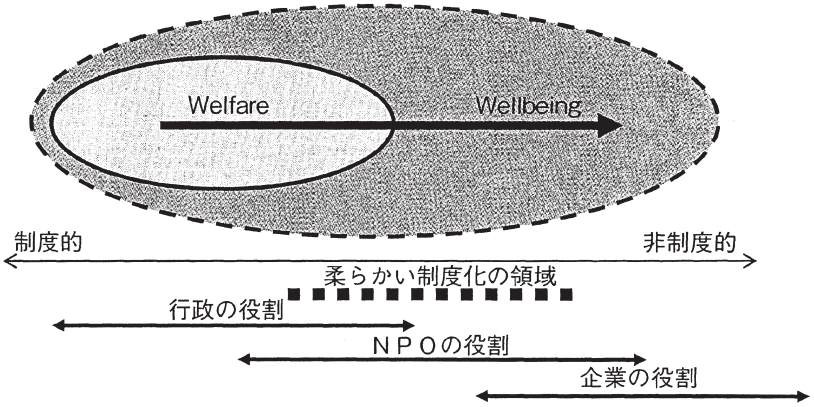
24）この助成プログラムの内容については http://www.civilfund.org/fund23.html 参照。

25) 山岡義典「[視点] 自治体とNPOの連携で何が可能となるのか？」『月刊自治フォーラム』第571号，財団法人自治研修協会編，第一法規出版，2～3ページ。
26) 楕円の外はCとして市場で供給できるサービスを示していると考えてもよい。
27) Lester M. Salamon : *Partners in Public Service,* The Johns Hopkins University Press, 1995, 江上哲監訳，大野哲明・森康博・上田健作・吉村純一訳『NPOと公共サービス－政府と民間のパートナーシップ－』，ミネルヴァ書房，2007年，52～57ページ。サラモンは失敗の要因を，①フィランソロピーの不足，②その専門主義，③その父権主義，④そのアマチュア主義に基因すると指摘。
28) 例えば，安立清史『福祉NPOの社会学』（東京大学出版会，2008年，103～157ページ）は，介護保険制度が始まって間もない2001年11月当時の調査によってNPOの自主事業から保険事業への移行実態やそれにともなう課題をよく描き出している。
29) 例えば，山崎克明・奥田知志・稲月正・藤村修ほか『ホームレス自立支援－NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』（明石書店，2006年，44～96ページ，218～326ページ），あるいは麦倉哲著・ふるさとの会編『ホームレス自立支援システムの研究』（第一書林，2006年，287～413ページ）などにその様子を見ることができる。

【社会福祉の担い手】論点94 NPO活動の現状と課題

山岡　義典●日本NPOセンター代表理事
大学で建築を、大学院で都市計画を学ぶ。都市計画の実務についた後、トヨタ財団勤務、フリーを経て1996年、日本NPOセンター設立、常務理事・事務局長に就任。2008年より現職。01年より法政大学教授を兼務。

●WelfareからWellbeingに（行政・NPO・企業の役割の概念）



出典：『月刊福祉』2006年12月号「多様な活動主体によるコミュニティの再生」より山岡が作成

%、1～4人が30%強。年間総収入額では0～500万円が40%近くで、1000万円以上は半数以下。人と金のいずれから見ても小規模な法人が多く、半数近くはボランティア団体といってよい。

法人格のない任意団体については、統計がないので全体像はほとんど見えない。少し古いデータになるが、00年9月に内閣府が自治体を通して行った調査では約8万8000団体が把握された。把握されていない団体もあるはずだから、約10万程度と筆者は想定している。このうち約1万を抽出して調査をした内容から見ると、人と金のいずれにおいても、NPO法人よりさらに小規模である。しかしこれらは私たちの身近なところで市民活動の底辺を支えるものとして、法人化したもの以上に重要な役割を果たしていると思われる。

福祉の担い手として―WelfareからWellbeingに

このような市民活動団体としてのNPOの役割を、福祉との関連で示したのが上の概念図である。一般に福祉はWelfareと訳され、人間生活の基本を守るために欠くことができない。だから制度として保障すべき領域として、行政が担う。あるいは行政の代理として社会福祉法人等が担う。いわゆる社会福祉事業である。

しかし人間としては、さらに「一人ひとりのよりよい生き方」を求める。これがWellbeingであるが、その実現には行政での対応に限界がある。かといって市場で成り立つサービスだけでは対応できない。NPOが独自に取り組み、開拓していくべき課題がここにある。しかしそれも限界がある。そこで民間の活動を主体にしながらも、行政や企業がさまざまに関与する施策が重要になる。それは「柔らかい制度化」の領域といってもよい。介護保険もそれに近いといえるが、近年のホームレス自立支援法、DV法、自殺防止基本法などの立法による施策も、それに含まれる。

社会問題が複雑化し価値観が多様化することによって、Wellbeingの領域は今後ますます拡大する。それに対してはNPOの果たす役割が最も大きいが、図に示した下の矢印の重なる部分では行政や企業との協働が求められる。

この「柔らかい制度化」に対して、NPO・行政・企業は今後どのような役割を果たしていくのか。社会サービスへの多様なニーズに対応し、錯綜する因果関係を解きほぐしながらの実践を、地域の多様な組織と協力しながら進めていくことが、NPOには求められる。

NPO活動の現状と役割

山岡　義典●Yamaoka Yoshinori

NPOの意味するもの

NPOということばが日本社会で用いられるようになったのは阪神・淡路大震災の1995（平成7）年以降。登場してすでに十数年が経つ。ここで〝登場〟というのは、突然出現したという意味ではもちろんない。その存在の「社会的な意味が広く認知された」ということである。

では〝NPO〟とは何か。どう理解されているか。多義的なことばだけに混乱も多いが、狭義から広義まで4種に分けられるのではないかと思う。最も狭い意味ではNPO法人、すなわち「特定非営利活動法人」のことをいう。もう少し広い意味では、これに任意団体や市民主体の各種非営利法人を含む「市民活動団体」をいう。さらに広くとれば、これに「広義の公益法人」を含む。従来の社団法人や財団法人をはじめ、社会福祉の分野に限れば社会福祉法人や更生保護法人、医療法人が大きな意味をもつ。新しい公益法人もこれに属す。アメリカのNPOはほぼこれに当たる。最も広い意味では各種の協同組合など、必ずしも公益を目的としない共益型の法人を含む。しかしアメリカではこれらはNPOに含まない。

十数年前に〝登場〟したことに大きな意味があったのは、このうちの「市民活動団体」であった。だからここでは〝NPO〟をこの2番目の意味で用いることにする。

NPO活動の現状

NPOをNPO法人や任意団体あるいは市民主体のほかの非営利法人等も含む「市民活動団体」とした場合、その全体像を知る資料は存在しない。NPO法人に限れば、状況ははっきりする。09年9月末現在で認証された法人は全国で3万8405、定款に記載された活動分野（多くは複数記載）でいえば、最も多いのが「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」の2万2183件で57・8％を占める。これに「社会教育の推進を図る活動」（46・1％）、「まちづくりの推進を図る活動」（41・0％）、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」（33・0％）が続く。これらの個々の法人の概要は、日本NPOセンターのデータベース「NPOヒロバ」で検索できる。

その実態については08年2月に内閣府が行ったサンプル調査がある（回答数でNPO法人全体の5％弱）。これによると常勤スタッフ数（報酬・給与あり）0人が約50

NPOと企業を結び付けた地域への貢献と可能性

-日本と世界の2020年を俯瞰して－

IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]
代表者　川北 秀人
http://blog.canpan.info/iihoe/

IIHOEって？

- 組織目的：地球上のすべての生命にとって、（1994年） 調和的で民主的な発展のために
- 社会事業家（課題・理想に挑むNPO・企業）の支援
  - 隔月刊誌「NPOマネジメント」発行（99年創刊）
  - 育成・支援のための講座・研修
    - 地域で活動する団体のマネジメント研修（年100件）
    - **行政と市民団体がいっしょに協働を学ぶ研修**（年40県市）
  - 調査・提言：「NPOの信頼性向上と助成の最適化」「協働環境」
  - 企業の社会責任（CSR）の戦略デザイン（年20社）
- ビジネスと市民生活を通じた環境問題の解決
- 2020年の地球への行動計画立案
- 専従3名＋客員3名、浦安・京都、約4000万円

2020年の世界・日本は？

- 中国のGDPは、日本よりいくら多い？
  - 原油、鉄、レアメタルなどの価格は？
- 日本の国民一人当たりGDPは何位？
  - 上げるには「女性・障碍者就業率」と「労働生産性」向上しかない！
- 日本の高齢者率は？
  - 社会保障（医療・介護）費は、いくら増える？
  - 支えるには、「介護しながら働き続けられる会社」にするしかない！
- 国債の残高は？
- 既存インフラの補修コストは？
  - 橋：15m以上が15万か所　施設：700㎢以上、3割が30年以上！
  - 下水道：年5千か所陥没！ 道路、ダム、住宅、上水、電力、鉄道、・・
- 消費税は、いくら必要？

→目先の対処に追われ、静かで大きな変化を見逃した！

これまで20年と、これから20年は違う！

日本の人口	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年
計（万人）	12274	12607	12717 +3%	12273	11522 ▲10%
0~14歳	2506	1847	1647 ▲35%	1320	1114 ▲33%
15~64歳（A）（生産人口）	8278	8559	8128 ▲2%	7363	6740 ▲17%
65歳~（B）高齢者率	1489 12.1%	2200 17.5%	2941 23.1% +97%	3589 29.2%	3666 31.8% +24%
A÷B	5.5人	3.8人	2.7人	2.0人	1.8人
75歳~	597	899	1422 +58%	1873 +31%	2265 +21%

2000年から2020年までを掘り下げると

日本の人口	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
計（万人）	12607	12777	12717	12543	12273
	→	→	+1%	→	▲4%
0~14歳	1847	1758	1647	1484	1320
	→	→	▲11%	→	▲20%
15~64歳（A）（生産人口）	8559	8442	8128	7680	7363
	→	→	▲5%	→	▲10%
65歳~（B）高齢者率	2200 17.5%	2576 20.2%	2941 23.1%	3378 26.9%	3589 29.2%
	→	→	+33%	→	+22%
A÷B	3.8人	3.2人	2.7人	2.2人	2.0人
75歳~	899	1163	1422	1645	1873
			→ +22%	→ +15%	→ +13%

日本の「100年に1度」はこれから！

	2015年	2020年
全国	・高齢者率27%！ ・医療・福祉の量・質不足蔓延 ・「団塊」が介護・年金対象に ・大学全入世代が就職	・高齢者率30%！ ・医療・福祉の運営統合本格化 ・GDP：インドに抜かれ4位？ → 中国は日本の2倍に！ ・資源価格の高騰続く
地域	・首都圏・東海圏に人口集中 ・財政健全化法による可視化 → 公立病院の縮小・弱体化 ・労働集約型現場の外国人必須（農林水産漁業、組立、食品加工、看護・介護etc.） ・定住外国人2世が就職齢期に	・医療・介護による自治体破綻 → 救済合併へ ・中山間地の農畜林産業荒廃 → 水源涵養林保全 緊急対策 ・60年代製インフラ要補修期に → 年間数十兆円？ 財源？？

→ だからこそ戦略的投資が不可欠！

地球規模では

- 温暖化の進行 → 途上国での深刻化
  - 抑制・防止より、適応の支援を急ぐ！
  - 高係数物質の回収・破壊支援！
- 生物多様性の急速な破壊
  - 特に重要な生態系に、集中的な保全が必要
  - 自社が受ける「生態系サービス」の可視化を急ぐ！
- ディジタル・ディバイドの影響が顕在化
  - ユビキタス社会は「ディジタル当然社会」であり、「アクセスできるか×使いこなせるか」のカベの克服
- 安全のコストは高まる
  - ユビキタス社会は「テロ・攻撃に脆弱な社会」でもある
- 資源価格の高騰は続く
  - 原因は「途上国の消費拡大」ではなく「生産・移動の効率化遅れ」

2015年-20年の主な地域別課題

	2015年	2020年
東アジア	所得格差拡大、水不足	急速な高齢化
東南アジア	少子化、水・電力不足、HIV	産業構造転換、高齢化に伴う社会保障需要
南アジア	HIV、水不足、教育格差	所得格差の拡大
アフリカ	HIV、食糧生産・供給、行政の信頼性確立	持続可能な産業育成、教育格差
欧州	地域差のモザイク化、東欧の社会保障需要	高福祉を支える成長要因？
北米	70年代の再来？	世代差＝人種差
中南米	行政の信頼性確立、革新派元首の成果？	持続可能な産業育成
中東	イスラム内の対立	民主化・市場化の葛藤（女性、富の偏在など）

社会貢献における戦略？

『価値を創造する助成へ』（M. ポーターら著、IIHOE刊）より

- 「価値を創出する義務」

  直接寄付ではなく、財団経由という間接的な手法

  → 財団には価値を実現する義務がある

- 他組織を通じた価値の創出

  1. 最良の助成先を選ぶ
  2. 他の財団にシグナルを送る
  3. 助成先の事業成果を改善する
  4. 知識と技術の水準を高める

「財団には戦略が必要」

- 「戦略とは選択」

  1. 目的は、特定の分野における、より高い事業成果
  2. 戦略は、独特のポジショニングによって決まる
  3. 戦略は、独特の活動に始まる
  4. 活動領域の特定には、トレード・オフが必要

- しかし現実は？

  「分散」と「配分」 → 明確な成果を意図した投資ではない

  評価 → アウトプットのみ、助成先からの報告のみ、
  個別の案件単位

- では、企業の社会貢献活動は？

戦略を持つことの意義？

- 分野を絞り込む
  - → 分野を理解する → 成功の確率が高まる
  - → 積極的な「自社らしさ」（現状は消極的なユニークさ）
- 優秀な社員をボランティアとして送り出す
  - → 互いの顔が見える
  - → 地域レベルの継続的な取り組みにもつながる
- 事例を共有する
  - → ベンチマーキングの誘発
  - → 他社との連携・合同プロジェクトの可能性も
- 受益者による評価と、助成先との合同評価

2020年に向けた戦略の基本軸

- 相対優位ではなく、絶対的存在感へ
  - 「らしさ」とは、社の基本価値の体現
    - 社是の精神の具現化（を補う）
    - 従来の本業の延長（を補う）
    - 未来の本業のための基盤整備

→ 各地域の最重点課題に焦点を当てる
商品と人材（機能）の提供を加速する
精度を高める中期的パートナーシップ

社会貢献活動の大きなシフト

- 世界金融危機は、大きな試練の引き金に
  - 大口寄付・助成への依存による、給与の高騰
  - 雇用促進系プログラムは、「出口」も「資金」も枯渇
- 現金ではなく、企業のコア・コンピタンスの提供
  - 現物寄付も増加傾向
    - 医薬系では90%超、IT系・食品・流通系も50-80%が現物
  - Philips
    - http://www.businessweek.com/magazine/content/08_38/b4100066756397.htm
  - American Express
    - http://www.businessweek.com/magazine/content/08_32/b4095058414651.htm

→ <u>本業に直結する、継続的な社会参画</u>の拡充

慈善的な配分から、戦略的な投資と協働へ

企業とNPOとの協働の領域（博報堂・IIHOE）

<u>本業（business oriented）</u>

（営業・生産部門が担当）

<u>本業に関係する、単発的な社会貢献</u> 例：売上の一部を寄付 周年記念事業 医薬品メーカーの保健啓発広告 運輸業界の交通安全キャンペーン	<u>本業に直結する、継続的な社会参画</u> （cause-related marketing） 例：NPOへの無償提供・割引販売 NPOとの協働商品開発 NPOとの協働販売促進 IT企業によるIT技術・製品支援
<u>←単発的（content oriented）</u> <u>本業に関係がうすい、単発的な社会貢献</u> （慈善型の協賛：charitable sponsorship） 例：災害など突発的事態への対処 チャリティー・コンサートへの協賛 社員に対する、地域活動の案内	<u>継続的（context oriented）→</u> <u>本業に関係がうすい、継続的な社会貢献</u> （strategic philanthropy） 例：障碍者の芸術活動支援 継続的な清掃活動 環境や文化に関する連続講座 地域の子どもたちへの就業体験協力

<u>非本業（philanthropy oriented）</u>

（広報・社会貢献部門が担当）

こんな社会貢献も

- イオンの「黄色いレシート」、アサヒビールの「1本1円」、ユニクロの「店頭回収」など、日本型CRMも拡がる！

- 中古メガネを途上国や難民に配布（富士メガネ）
- 障碍者向けソフト開発に助成+社員参加（マイクロソフト）
- 商品の全額！（消費税を除く）を募金に（LUSH）
- 売れ残った食材をホームレスなどの支援に
- 盲学校にスキンケア教材DVDの提供（資生堂）
- 途上国に送られる中古車椅子の配送・保管（札幌通運）
- 福祉施設で車椅子の分解整備（損保ジャパンの代理店）
- 「1人1貢献」→社員30人で100近いプログラム！
  「一人前になる前に、感謝される体験を」（大里綜合管理）

だからこそ、ステークホルダーをエンゲージする！

- 社内の個々の現場では、当初良くても、続かない
  - 複数の現場同士や他部門の連携 → 社内のエンゲージメント！
  - 取引先との連携 → サプライチェーンでのエンゲージメント！
  - NPO =「課題解決のパートナー」や「先駆的な顧客」との連携
- 山口県内約100社の調査（08年7月、単一回答）では、
  - 「地域活性化」（41%）、「防犯防災」（35%）、「環境保全」（24%）、「CO2削減」（16%）、「採用・育成」（13%）、「子育て支援」（10%）、「家族福祉支援」（9%）、「人的多様性」（8%）で「**今後はNPOとの協働を希望**」と回答！

すでにこんな事例も！

- 地域活性化：「オンパク」
- 防犯防災：綜合警備保障の「安全教室」
- 環境保全：久保田（朝日酒造）のホタル保全
- CO2削減：レジ袋削減、食の地域循環、・・・
- 採用・育成：太陽の家とオムロン、デンソーなど
- 子育て支援：「子育てタクシー」（わははネット）
- 家族福祉支援：「認知症サポーター」
- 人的多様性：「仕事の日本語」教室（豊田市）

→ NPOにとって、企業は「支援者・協力者」から
「一緒に課題を解決するパートナー」へ

「もっと詳しく知りたい！」という方、

「NPOマネジメント」第64号
特集「今年こそ、企業を変える」

を、ぜひ、お読みください！

今日だけ、100円引き！

第11回損保ジャパン記念財団賞受賞者記念講演会・シンポジウム

2010年7月10日

「新たな公共」としての
社会福祉の創造

－既存の福祉活動とＮＰＯ・企業との接点を求めて－

NPOと地域の既存の活動との接点について（実践的な視点から）

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事
早 瀬 昇

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 1

1．震災で発見された「新しい公共」

① 対応の速さ・機動性（公平原理に拘束されない）
全体状況が分からない事態でも、すぐに活動！

② 多彩さ、多元性（自発だから「私」を生かせる）
それぞれの「個性」を生かし、全体で多彩に！

③ 個々に応じた対応・温かさ（一律でなくて良い）
「他ならぬ あなた」のため…の活動ができる！

特定非営利活動法人
日本ボランティアコーディネーター協会（JVCA）
Japan Volunteer Coordinators Association 2

1. 震災で発見された「新しい公共」

④ 先駆性、開拓性、創造性、活力

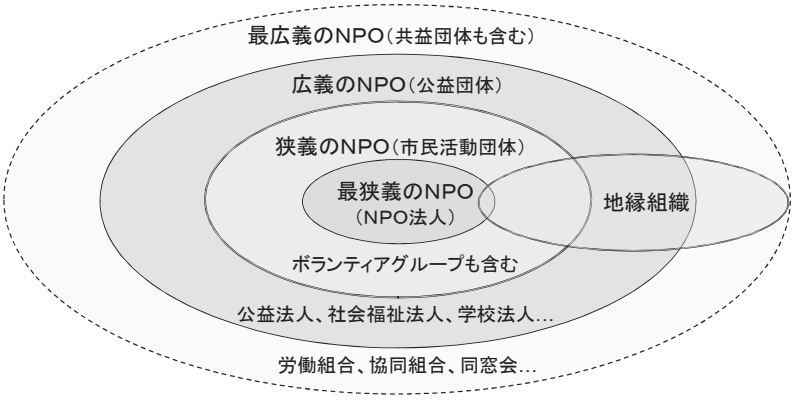
他者の合意を得ずとも、自己責任で活動！
「放っておけない」 挑戦が生み出す新機軸！

⑤ 市民の「自治力」を高める

私たちには、社会を創造する力がある！

※ 市民が社会の主役となる「市民社会」創造へ

2. 地域の既存団体もNPOだが…



2. 地域の既存団体もNPOだが…

	テーマ型NPO	エリア型NPO	自治体
活動領域・テーマ	特定テーマ・目標に特化（地域を越える時も）	居住地に関わる共通課題全般	自治体に関わる問題全般
構成員	地域に関係なく有志が自由に参加	地域の全住民参加が建前	全住民（在勤、在学者を考慮する場合も）
活動者	役員の責任は重いが、会員の参加度も高い	役員に集中しがち	従来は公務員＋行政委嘱ボランティア
代表選出	多様な形態。リーダーに依存した組織も	世帯単位での投票（抽選や輪番制も）	個人単位での投票
意思決定	責任を負う人が強い影響力（分裂も多い）	和を以って貴しとなす。「全員一致」志向	国籍のある住民の（代表の）過半数の賛成
行動原則	自由・多元、競合	公平・調和。継続	公平・平等・安定

2. 地域の既存団体もNPOだが…

① 擬似行政機構的に（公共的組織として）成長してきた地縁組織

- **「同じ」**であることが起点となる（違い＝個性の主張がいとわれる）
- 地域の**伝統、集団の和**を重視し、リーダーの個性的な主体性は発揮しにくい
- 地域生活の基盤的存在（地道に、コツコツ…という役割が多い**「縁の下の力持ち」**）
- **一地域に一組織**ゆえ会長も一人（地域組織間での競争も少ない）
- **行政とは長い連携**の実績（実際はわずかな補助だが、「利権」があるとの不信も）

2. 地域の既存団体もNPOだが…

②「この指とまれ」で始まる有志型NPO

- **「私」の意欲**が出発点（「集団」に埋もれがちな課題を取り上げる）
- **新しい見方、考え方、取り組み方**が「売り」となる
  （他と異なる**個性**の主張が重要な場合も多い）
- 「**同志**」だけの集団。メンバーの主体性で活動を創造しなければならない
- **市民事業**体的な活動も登場（「目立ってナンボ」的な展開も少なくない）
- **多様**な活動が**切磋琢磨**を繰り広げる（多くの団体に多くの代表者。ネットワーク型）

※「あれもこれも」発想での連携推進

① 今あるもので、必要でないものはない

② 相対的に見ていく視点

- 特定テーマに取り組む地域組織の「部会」は、有志型NPO化
  地域全体の課題に取り組むNPOは、地域組織との連携が不可欠…

③「ネットワーク」とは面識。それは「フットワークの足し算」

④「怪人20面相」は、いないか？

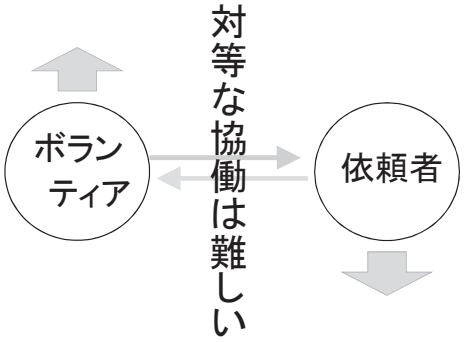
- 有志型NPOにも関わる自治会長、NPOをしながら自治会の役員も…
- 坂本竜馬にまなぶ「ネットワーキング」の鍵
  先を読む、情報に強い、夢を語る、問題児を使いこなす、お役人や商人を活用、老獪（ろうかい）で純情、強い好奇心、大物を動かす、弱音を吐かない、大きく発想、あけっぴろげ、反目する同志を主義でなく実利で結ぶ、広い人脈（by木原孝久）

⑤ 課題を通じてつながる：重要な「依存力」

- 地縁組織も有志型NPOも、ともに課題解決の手段

3.「垣根」を超える「依存力」

（1）対等な「協働」の難しさ



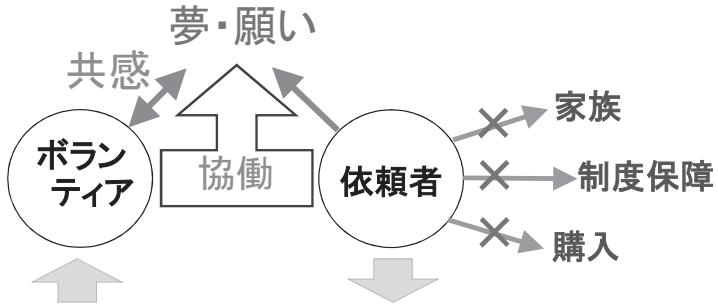
3.「垣根」を超える「依存力」

（2）「助けられる側」によって
「助け合い」は始まる

ALS（筋萎縮性側索硬化症）
amyotrophic lateral sclerosis
の患者家族との出会いで
学んだこと

3.「垣根」を超える「依存力」

～市民間で対等な協働を進める鍵



自発性を励ますものは 自発性しかない

審査講評

損保ジャパン記念財団賞

審査委員長　白澤　政和

《選考経過》

平成 21 年度の「損保ジャパン記念財団賞」は、社会福祉関係学会理事及び（社）日本社会福祉学校教育連盟加盟校の学部長その他の指定推薦者から著書部門で 22 件 21 編、論文部門で 12 件 12 編の推薦を受けた。候補として推薦された著書および論文は、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月末日までに刊行されたもので、社会福祉を主たるテーマとして論述されたものである。これらの著書および論文について、計3回＜平成21年10月4日(日) 、平成21年12月19日(土) 、平成 22 年 1 月 11 日(月) ＞審査委員会を開催し、損保ジャパン記念財団賞候補者について慎重に審議した。

（著書部門）

第 1 次審査では、推薦著書について、「審査に関する整理の視点」を基準として審査を行い、基準に該当する 9 編を第 2 次審査の対象文献として選考した。さらに、推薦された著書の水準を確認する意味から、対象期間に発行されたものの推薦されていない著書 149 編の中から基準に該当する著書 7 編を抽出した。

第 2 次審査では、審査対象になった著書について、各著書につき 2 名の審査委員が担当し、精読の上 5 段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その各書評をもとに第 2 次審査を進めた。その結果、第 2 次審査では、3 編が第 3 次審査対象著書として選考された。

第 3 次審査は、全審査委員 6 名がすべての審査対象著書 3 編を精読し、5 段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出した上で実施された。第 3 次審査会では、各委員提出の書評をもとに長時間にわたる議論を行い、厳正な審査の結果、金澤周作氏の著書『チャリティとイギリス近代』（京都大学学術出版会）が財団賞として選定された。

この第 3 次審査においては、①阿倍彩氏の『子どもの貧困』（岩波書店）、②平野隆之氏の『地域福祉推進の理論と方法』（有斐閣）についても評価された。

審査結果として、金澤周作氏の著書『チャリティとイギリス近代』は、近代英国におけるチャリティ・フィランスロピの歴史的意義を問い、これまでのイギリス社会福祉史研究に対して、歴史学研究の立場から社会福祉に対する多くの示唆を与える著作であるとの評価を得た。また、社会福祉研究の通説を否定しうる成果をも提示しており、非常に高く評価された。

なお阿部氏の著書は、今日的課題である子どもの貧困を多様な側面から実証的に提示しており高く評価されたが、学術書としてやや弱いと判断された。一方、平野氏の著書は、長年の地域福祉の実践を基にその理論化を図ったものであるが、結論部分が十分でないと指摘された。

これらの審査結果から、平成 21 年度損保ジャパン記念財団賞に相応しいということで金澤周作氏の著書『チャリティとイギリス近代』を理事会に推薦する。

（論文部門）

論文部門については、第 1 次審査では、推薦論文について、「審査に関する整理の視点」を基準にして審査を行い、基準に該当する 8 編の推薦論文を 2 次審査の対象文献として選考した。さらに、第 2 次審査では、推薦された論文の水準を確認する意味から、対象期間中に社会福祉系学会協議会に属する学会の学会誌およびジャーナル等に掲載された査読付き全論文の中から、推薦論文との比較が必要と判断される論文について、比較検討の対象とした。

第 2 次審査は、事前に論文ごとに 2 名の審査委員が担当となり、対象論文を精読し、5 段階評価を事前に書面にて提出した上で行われた。審査委員会では、各書評を基に審査を進めた結果、第 2 次審査では、1 編が第 3 次審査対象論文として選考された。第 3 次審査の対象となったのは、中村剛氏の「社会福祉における倫理―福祉原理試論―」（『社会福祉学』Vol.49-1）である。また、比較対照として推薦外論文のうち 3 編が残された。（なお、この推薦外の 3 編については、第 3 次審査において、推薦論文の水準が上回ると確認された。）

第 3 次審査は、全審査委員がすべての審査対象論文を精読し、5 段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出した上で行われた。審査会では、各委員提出の書評をもとに長時間にわたる議論を行った。この中で、中村氏の論文については、倫理学的な立場から社会福祉の整理を試みる挑戦的なものと評価されたものの、誌面の制約もあり、考察の到達度が不充分であると審査された。

これらの厳正な審査の結果、平成 21 年度損保ジャパン記念財団賞の受賞論文は該当なしとの結論に至った。

《選考理由》
著書部門
『チャリティとイギリス近代』
（京都大学学術出版会　2008 年 12 月発行）

著者　金澤周作
（所属　京都大学大学院文学研究科　准教授）

本書は、近代英国におけるチャリティ・フィランスロピの歴史的意義を問い、これまでのイギリス社会福祉史研究に対して、歴史学研究の立場からの多くの示唆を与える貴重な労作である。

その構成は、チャリティの包括的な理解を目指し、以下のような構成になっている。まず、第 1 章において、チャリティの全要素を 5 つの形態に分けることで近代英国のチャリティの全体像を示し、第 2 章においては、国家との関係でチャリティが果たした役割について考察している。第 3 章では、チャリティの諸主体による戦術・戦略の多様性を指摘し、それが英国の人々のアイデンティティ形成やそのチャリティ自体の強化につながっていることを示している。終章において、近代英国におけるチャリティのあり方を総括し、その後を展望するものとなっている。

本書の提示した最も大きな成果は、これまでの日本の社会福祉研究および社会福祉の発達史研究における定説を否定しうる内容を明らかにしたことである。これまで、一般的には「チャリティは社会事業から福祉国家段階への先行段階として位置づけされ、乗り越えられるべきもの」という評価に留まっていた。しかし、本書はそれを否定し、チャリティがさまざまな問題点を孕みながらも、新救貧法による援助とチャリティによる支援とがかなり密接に協力しながら行われていたことを示し、現在に続く大きな民間の潮流であることを歴史的に多様な資料をもとに実証的に記述している。

それにより、社会福祉史における公私関係の理解にも、大幅な視野の拡大を迫る興味深い結論を導いている。

また、本書の研究は、歴史研究（社会史）の綿密な手法にもとづくものであり、本書は、英国の 18 世紀後半から 19 世紀後半までの近代史の中にチャリティの活動を位置づけ、その社会史的意義を豊富な史実を掘り起こし分析するものである。この研究手法により明らかになった内容のうち、評価される点は、主に以下の 3 点である。

まず 1 点目には、近代英国におけるチャリティに関する制度、組織、運用、活動、担い手・受け手などについて、豊富な第一次資料を用いて、いきいきと描き出している点である。チャリティやフィランスロピと呼ばれる活動が、近代英国の日常生活を形作っていたこと、またその有り様は千差万別であって、地域によっては公的救済への関与にすら極めて大きな役割を果たしていたことなど、興味深い事実が掘り起こされている。また、この多様なチャリティを５つの形態に分類し、またその構成要素を豊富な資料によって分析している。

2 点目に、チャリティの組織や活動の広がりと深さについて、イギリスの主要都市のみならず地方都市における資料を用いて解明を行っていることが挙げられる。これにより、海難援助や海外におけるチャリティ活動の史実を通じてイギリスの植民地支配においても重要な役割を果たしてきたことが明らかとなっている。また、チャリティの活動にかかわるさまざまな人々を社会階級別、地域別、女性、チャリティの受け手などに即してその多様性と深さを史実に基づき描出することにより、チャリティがイギリス近代の日常生活に深く根付いた仕組みであったことを示している。

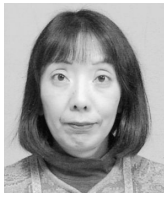
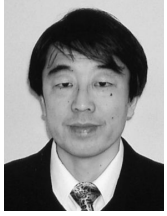
3 点目は、チャリティの運営方法に関する具体的な手法が示されている点である。19 世紀後半の時期には、さまざまなチャリティ団体の運営の公平性・公正性をめぐるさまざまな批判がよせられ、ある程度の規制が行われた。その一方で、基本的にはチャリティ団体の自主的な運用が保持されるとともに、資源の獲得と配分に関するさまざまな工夫が行われたことが明らかにされている。特に、19 世紀後半に「投票チャリティ」のような民間レベルにおける配分の公平性を担保するためのシステムが導入されたことなどが極めて興味深く紹介されている。

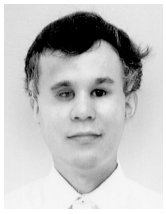
最後に今後期待したいことを挙げる。本書が焦点をあてる時代は、１８世紀半ば（１７５０年）から１８７０年までの近代国家の形成期である。イギリスの社会福祉の展開においては、むしろ 20 世紀初頭のリベラルリフォームから戦後の福祉国家の成立に至る歴史の解明が必要であると思われる。本書の終章がその時代間の橋渡しをしており、チャリティと公的部門とのパートナーシップは変わらないと述べている。本書で解明されたチャリティの諸活動が、20 世紀の福祉国家の成立とその後の現代史の中において、どのような形で公的施策の展開と関わっていたかについて、史的検証を含めて将来言及されることを期待したい。

損保ジャパン記念財団賞受賞者

（平成２２年５月１日現在）

	著　者	著書または論文名	
第１回 （平成１１年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 金子　光一氏** 淑徳大学社会学部助教授 （現職：東洋大学社会学部教授）	**『ビアトリス・ウェッブの福祉思想』** （ドメス出版、平成９年発行）	
＜論文部門＞	**医学博士・工学博士 筒井　孝子氏** 国立公衆衛生院研究員、 国立病院・医療管理研究所研究員 （現職：国立保健医療科学院 福祉サービス部 福祉マネジメント室室長）	**「介護保険制度下におけるケアシステムの未来」** （社会保険旬報、平成１０年 ６月･７月発行）	
第２回 （平成１２年） ＜著書部門＞	**社会学博士 池本　美和子氏** 日本福祉大学社会福祉学部助教授 （現職：佛教大学社会福祉学部教授）	**『日本における社会事業の形成』** （法律文化社、平成１１年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 北場　勉氏** 日本社会事業大学社会福祉学部助教授 （現職：日本社会事業大学 社会福祉学部教授）	**「社会福祉法人制度の成立とその今日的意義」** （季刊社会保障研究、平成１１年）	
	平岡　公一氏 お茶の水女子大学文教育学部教授 （現職：同じ）	**「社会サービスの多元化と市場化」** （『福祉国家への視座』、 平成１２年）	
第３回 （平成１３年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 大友　信勝氏** 東洋大学社会学部教授 （現職：龍谷大学社会学部教授）	**『公的扶助の展開』** （旬報社、平成１２年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 門田　光司氏** 福岡県立大学人間社会学部教授 （現職：同じ）	**「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」** （『社会福祉学』、平成１２年）	
	社会福祉学博士 松山　毅氏 日本福祉教育専門学校専任講師 （現職：順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授）	**「イギリス近世初期の慈善活動の成立過程に関する一考察」** （『日本福祉教育専門学校研究紀要』、平成１３年）	

	著　者	著書または論文名	
第４回 （平成１４年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 田中　英樹氏** 長崎ｳｴｽﾚﾔﾝ大学現代社会学部教授 （現職：早稲田大学人間科学学術院 教授）	**『精神障害者の地域生活支援』** （中央法規出版、平成１３年）	
＜論文部門＞	**文学博士 田川　佳代子氏** 愛知県立大学文学部助教授 （現職：愛知県立大学 教育福祉学部准教授）	**「高齢者ケアマネジメントに おける倫理的意思決定」** （『社会福祉学』、平成１３年）	
第５回 （平成１５年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 坂田　周一氏** 立教大学コミュニティ福祉学部教授 （現職：立教大学副総長）	**『社会福祉における 資源配分の研究』** （立教大学出版会、平成１５年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 大原　美知子氏** 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員 （現職：東京都精神医学総合研究所 研究員）	**「母親の虐待行動と リスクファクターの検討」** （『社会福祉学』、平成１５年）	
	菊地　英明氏 東京大学大学院/ 国立社会保障･人口問題研究所研究員 （現職：武蔵大学社会学部准教授）	**「生活保護における 『母子世帯』施策の変遷」** （『社会福祉学』、平成１５年）	
	社会福祉学博士 寺田　貴美代氏 清和大学短期大学部専任講師 （現職：新潟医療福祉大学 社会福祉学科准教授	**「社会福祉と共生」** （『社会福祉とコミュニティ』 東信堂、平成１５年）	
第６回 （平成１６年） ＜著書部門＞	**心理学博士 山口　利勝氏** 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授 （現職：山口福祉文化大学准教授）	**『中途失聴者と難聴者の世界』** （一橋出版、平成１５年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 李　政元氏** 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師 （現職：関西学院大学総合政策学部 准教授）	**「高齢者福祉施設スタッフの QWL 測定尺度の開発」** （『社会福祉学』、平成１５年）	

	著　者	著書または論文名	
第７回 （平成１７年） ＜著書部門＞	**法学博士 廣澤　孝之氏** 松山大学法学部教授 （現職：福岡大学法学部教授）	**『フランス「福祉国家」体制の形成』** （法律文化社、平成１７年）	
第８回 （平成１８年） ＜著書部門＞	**菅沼　隆氏** 立教大学経済学部教授 （現職：立教大学経済学部教授）	**『被占領期社会福祉分析』** （ミネルヴァ書房、平成１７年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 村田　文世氏** 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期 （現職：九州看護福祉大学 看護福祉学部 社会福祉学科専任講師）	**「『委託関係』における当事者組織の自律性問題−組織間関係論に依拠した理論枠組の構築−」** （『社会福祉学』、平成１７年）	
第９回 （平成１９年） ＜著書部門＞	**星加　良司氏** 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教 （現職：東京大学大学院 教育学研究科 ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ教育開発研究ｾﾝﾀｰ 専任講師）	**『障害とは何か−ディスアビリティの社会理論に向けて−』** （株式会社　生活書院 平成１９年２月）	
＜論文部門＞	**金子　絵里乃氏** 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手 （現職：同志社大学社会学部 社会福祉学科講師）	**「『小児がんで子どもを亡くした母親の悲嘆過程−「語り」からみるセルフヘルプ・グループ/サポート・グループへの参加の意味−』」** （『社会福祉学』、平成１９年２月）	
第１０回 （平成２０年） ＜著書部門＞	**大友　昌子氏** 中京大学現代社会学部教授 博士（学術・福祉） （現職：同じ）	**『帝国日本の植民地社会事業政策研究―台湾・朝鮮―』** （ミネルヴァ書房、 平成１９年４月）	
第１１回 （平成２１年） ＜著書部門＞	**金澤　周作氏** 京都大学大学院文学研究科准教授 文学博士 （現職：同じ）	**『チャリティとイギリス近代』** （京都大学学術出版会、 平成２０年１２月）	

財団法人損保ジャパン記念財団の理事（平成２２年１２月現在）

（敬称略）

理事長	佐藤　正敏	（株式会社損害保険ジャパン代表取締役会長）
専務理事	髙宮　洋一	（損保ジャパン記念財団専務理事）
理　事	鴻　常夫	（東京大学名誉教授）
理　事	金田　一郎	（日本社会福祉弘済会理事長・元社会保険庁長官）
理　事	古川　貞二郎	（恩賜財団母子愛育会理事長・元内閣官房副長官）
理　事	三浦　文夫	（日本社会事業大学名誉教授）
理　事	森嶌　昭夫	（特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長）
理　事	和田　正江	（主婦連合会副会長）
理　事	岡林　秀樹	（損保ジャパン記念財団理事）

第１１回損保ジャパン記念財団賞の審査委員（平成２１年度）

（敬称略）

審査委員長	白澤　政和	（大阪市立大学大学院教授）
審査委員	岩田　正美	（日本女子大学教授）
審査委員	黒田　研二	（大阪府立大学人間社会学部教授）
審査委員	小林　良二	（東洋大学社会学部教授）
審査委員	髙橋　重宏	（日本社会事業大学学長）
審査委員	宮武　剛	（目白大学大学院教授）

損保ジャパン記念財団叢書 No.78
第１１回損保ジャパン記念財団賞受賞者記念講演録

発行日　平成２３年３月３１日
発行者　財団法人損保ジャパン記念財団
〒160-8338　東京都新宿区西新宿１－２６－１
電　話　03-3349-9570　　ＦＡＸ　03-5322-5257
URL　http://www.sj-foundation.org/
Email　sjf3340@sj-foundation.org